



# しなやか県庁創造プラン

(愛知県第六次行革大綱)

～「あいちビジョン 2020」を推進する

行財政体制の確立を目指して ～

平成 26 年 12 月

愛 知 県



## はじめに

本県は今まさに大きな転換期を迎えています。今後、人口減少社会へ移行し、高齢化も一層進行する見込みです。また、グローバル化の進展、南海トラフ地震等の災害リスクや環境・エネルギーリスクの増大、さらには社会資本の老朽化の進行など、社会経済状況は大きく変化しています。そうした中であっても、これからの地域づくりや県民の豊かな暮らしの実現に向けた政策をしっかりと進めていく必要があります。一方、県財政は、県税収入の回復が途半ばであり、義務的経費や県債残高は増加傾向であるなど、依然として厳しい状況にあります。

このため、今後、より一層合理的な行政運営を図り、時代の流れに合わせて、しなやかに政策課題に対応していくとともに、健全で持続可能な財政基盤を確立していかなければなりません。

こうした認識のもと、第五次行革大綱の計画期間終了後も不断の行財政改革に取り組んでいくため、森岡副知事をリーダーとする庁内プロジェクトチームを設置し、集中的に議論しながら策定作業を進め、このたび「しなやか県庁創造プラン」（愛知県第六次行革大綱）を策定しました。この大綱は、本年3月に策定した「あいちビジョン2020」に位置づけた政策をスピード感を持って着実に実行していくための行財政体制を確立することを目標に掲げ、柔軟性と決して折れることのない力強さを合わせ持つ県庁を築いていきたいとの思いをその名称に込めました。

今後、この大綱に基づき、人材、資産、財源など県が持つ経営資源を最大限に活用するとともに、県だけでなく、民間・地域の総力を結集し、地域の公共サービスの効果的・効率的な提供を図ってまいります。また、県が果たすべき役割や仕事を常に根源的に問い直し、「選択と集中」を徹底するなどして、持続可能な財政運営を進めてまいります。

「日本一元気な愛知」の実現に向けた政策展開をしっかりと下支えできる、しなやかな県庁を創り上げてまいりたいと考えております。

職員が一丸となって積極的に行財政改革の取組を推進してまいりますので、県民の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成26年12月



愛知県知事  
大村秀章



「しなやか県庁」とは、

時代の変化に的確に対応する柔軟性と決して折れることのない力強さを合わせ持ち、「あいちビジョン 2020」に位置づけた政策を着実に実行していく目指すべき県庁の姿です。

そうした「しなやか県庁」を創り上げていくとの思いを込めて、大綱の名称を「しなやか県庁創造プラン」としました。

## 目 次

I	第五次行革大綱の成果と課題	- 1 -
1	成果（これまでの行財政改革の取組の状況）	- 1 -
2	課題（さらなる改革の必要性）	- 3 -
(1)	県民の多様なニーズへの対応	- 3 -
(2)	厳しい財政状況への対応	- 5 -
3	分野別の成果と課題	- 8 -
II	改革の取組方向	- 10 -
1	改革の目標	- 10 -
2	改革の視点～目指すべき県行政の姿	- 12 -
(1)	県の持てる経営資源をフル活用	- 12 -
(2)	民間・地域の総力を結集	- 13 -
(3)	たゆまぬ見直しで持続可能な財政運営	- 14 -
III	主要取組事項 10本の柱	- 16 -
1	人材の育成・活用とワーク・ライフ・バランスの推進	- 16 -
(育成)		- 17 -
(能力・実績に基づく人事管理)		- 17 -
(モチベーションの維持・向上)		- 17 -
(採用)		- 17 -
(女性の活躍促進)		- 18 -
(ワーク・ライフ・バランス)		- 19 -
(メンタルヘルス)		- 19 -
2	組織の活性化	- 20 -
(本庁組織)		- 20 -
(地方機関等)		- 22 -
(試験研究機関)		- 22 -
3	職員定数と給与の適正管理	- 23 -
(職員定数)		- 23 -
(給与)		- 24 -
4	県有資産の活用	- 25 -
(老朽化対策)		- 26 -
(土地・建物)		- 26 -
(公の施設)		- 27 -
5	民間活力の活用	- 30 -
(民間との連携)		- 30 -
(民間委託)		- 30 -
(PFI)		- 30 -
(指定管理者)		- 31 -

6	地方分権と自治体間の連携の推進	- 32 -
	（地方分権）	- 33 -
	（市町村）	- 33 -
7	地域との連携・協働の推進	- 34 -
	（NPO）	- 34 -
	（大学）	- 35 -
	（県民・企業等）	- 35 -
	（オープンデータ・ビッグデータ）	- 35 -
8	事務事業の積極的な見直し	- 36 -
	（新たなPDCAサイクル）	- 36 -
	（見える化）	- 38 -
	（業務の効率化）	- 38 -
	（仕事の質の向上）	- 38 -
9	公営企業や第三セクター等の経営改善	- 40 -
	（公営企業）	- 41 -
	（県関係団体）	- 41 -
	（第三セクター）	- 41 -
	（一部事務組合等）	- 42 -
10	健全で持続可能な財政基盤の確立	- 43 -
	（財政運営）	- 43 -
	（財源の確保）	- 44 -
	（歳出の見直し）	- 45 -
<b>IV</b>	<b>大綱の推進体制と進捗管理（PDCAサイクル）</b>	- 46 -
1	しなやか県庁創造プラン推進プロジェクトチームの設置	- 46 -
2	進捗管理	- 46 -
3	行財政改革の取組の具体化・充実	- 47 -
<b>V</b>	<b>個別取組事項</b>	- 50 -
	<b>参考資料</b>	- 93 -
1	策定までの経過	- 93 -
2	愛知県次期行革大綱策定懇談会開催要領	- 94 -
3	策定に向けた意見募集等の結果	- 96 -
4	愛知県行政合理化推進会議設置要綱	- 99 -
5	愛知県行政改革推進本部設置要綱	- 100 -
6	次期行革大綱策定プロジェクトチーム	- 102 -
7	第五次行革大綱及び重点改革プログラムの取組実績	- 103 -
	<b>索引</b>	- 125 -

# I 第五次行革大綱の成果と課題

## 1 成果（これまでの行財政改革の取組の状況）

- 行政運営の大原則は、地方自治法にも規定されているように、最少の経費で最大の効果を発揮することにある。行財政改革は、そのために、仕事の進め方から組織のあり方まで、行財政運営全般について、不断の見直しを行っていく取組である。
- 行財政改革には、県の事務事業や職員定数、公の施設などを適正な規模に見直していくことのほか、行政の質の向上や、公共サービスを共に担う市町村・NPO・民間企業・大学等との連携・協働など、実に様々な取組が含まれる。
- こうした取組は、目標を持って、計画的に進める必要がある。そこで愛知県では、昭和60年に「愛知県行政改革推進計画」を策定して以来、五次にわたる行革大綱のもとで、積極的かつ計画的に、行財政改革に取り組んできた。

### 愛知県の行革大綱の策定状況

策定時期	行革大綱の名称	計画期間
昭和60年12月	愛知県行政改革推進計画 (愛知県行革大綱)	昭和60～62年度 (3年間)
平成7年12月	愛知県行政改革推進計画 (愛知県新行革大綱)	平成8～10年度 (3年間)
平成10年12月	愛知県行政改革推進計画 (愛知県第三次行革大綱)	平成11～20年度 (10年間)
平成13年12月	改訂愛知県第三次行革大綱 (県庁改革プログラム)	平成14～20年度 (7年間)
平成17年2月	あいち行革大綱2005	平成17～22年度 (6年間)
平成20年3月	あいち行革大綱2005－後半(平成20～22年度)の取組について	平成20～22年度 (3年間)
平成22年2月	愛知県第五次行革大綱	平成22～26年度 (5年間)
平成23年12月	行革大綱に係る重点改革プログラム	—

- 特に、戦後初の赤字決算となった平成10年度に策定した第三次行革大綱（平成11年度～）以降は、継続的に行革大綱を見直しながらかつ取組を進めてきた。
- 現行の第五次行革大綱は、平成22年2月に策定したが、平成23年12月には、これを深掘りする「行革大綱に係る重点改革プログラム」を策定し、一層強力に、行財政改革に取り組んでいるところである。

- 累次の行革大綱に基づく取組により、様々な成果を上げてきた。
- 例えば、職員定数については、平成 11 年度から 26 年度にかけて、知事部局等と教育の事務部門で 3,425 人の削減を行い、平成 10 年度の概ね 4 分の 3 の規模にスリム化した。
- 公の施設については、県の施設として存置する意義や利用率などの観点から必要性を見直し、廃止や市町村・民間への移管等を進めてきた。その結果、県の公の施設の数、平成 10 年度の 153 施設から 72 施設に概ね半減した。
- 県行政を補完・代行する機能を持つ県関係団体についても、平成 10 年度の 37 団体を 19 団体に統廃合し、概ね半減した。
- 第三次行革大綱以降の 16 年間（平成 11～26 年度）における経費の削減などによる行革効果は、約 6,100 億円にのぼる。

これまでの取組成果

	平成 11～16 年度 〔第三次・改訂第三次 行革大綱〕	平成 17～21 年度 〔あいち行革大綱 2005〕	平成 22～26 年度当初 〔第五次行革大綱〕
職員定数 (知事部局 等と教育 事務部門)	1,584 人削減	1,331 人削減	510 人削減
	☞平成 11～26 年度累計 3,425 人削減 [10.4.1 現在：14,756 人→26.4.1 現在：10,825 人(△3,931 人※)] ※ 定数条例の改正数。大学法人など外部移管等による減分を含む。		
公の施設	45 施設廃止等	23 施設廃止等	25 施設廃止等
	☞平成 11～26 年度累計 93 施設廃止等 [10.4.1 現在：153 施設→26.4.1 現在：72 施設] (※新設等 12 施設)		
県関係団体	16 団体削減	1 団体削減	1 団体削減
	☞平成 11～26 年度累計 18 団体削減 [10.4.1 現在：37 団体→26.4.1 現在：19 団体]		
行革効果額	3,524 億円	1,273 億円	1,279 億円
	☞平成 11～26 年度累計 6,076 億円		



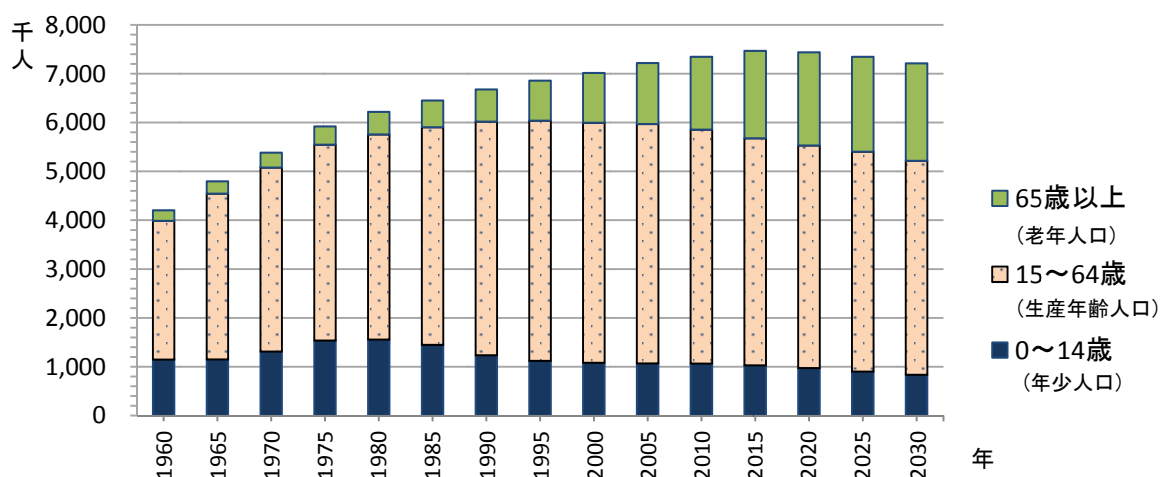
## 2 課題（さらなる改革の必要性）

### (1) 県民の多様なニーズへの対応

#### （社会経済の展望）

- 我が国全体では、既に 2008（平成 20）年頃をピークに人口が減少に転じているが、人口増加が続く本県は、直近の人口の動向を踏まえると、2020（平成 32）年頃にピークを迎えることが想定される。また、高齢化率は、全国に比べれば低い水準にあるものの、大都市地域である本県では、今後、全国を上回るペースで高齢者が増加していくと見込まれる。

本県人口の推移及び将来見通し（国立社会保障・人口問題研究所の推計ベース）



出典：総務省「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2013年3月推計）」

- アジアが牽引する形で経済のグローバル化が進展する一方で、我が国の経済成長力は、低下していくものと見込まれる。
- この地域では、南海トラフ地震等がいつ起きてもおかしくない状況にある。また、世界的な人口増加や新興国の経済発展等が、エネルギー需給の逼迫や、地球温暖化をさらに進行させていく懸念があるなど、災害リスク、環境・エネルギーリスクが増大していくと考えられる。
- また、高度経済成長期に集中的に整備された学校・公営住宅・道路など、本県が保有する社会資本は、現時点で既に半分近くが築 30 年を経過しており、老朽化が進行していく。

- 一方、2027（平成 39）年のリニア中央新幹線、東京－名古屋間の開業は、この地域にとって大きな経済的インパクトを与えることになる。

#### （県民ニーズに対応する政策の推進）

- このような社会経済状況の変化に伴い、各分野で様々な政策課題やニーズが生じてくることが想定される。
- 平成 26 年 3 月に策定した「あいちビジョン 2020」では、リニア中央新幹線の開業後の 2030（平成 42）年頃を展望し、「リニアを生かし世界の中で存在感を発揮する中京大都市圏」、「日本の成長をリードする産業の革新・創造拠点」、「人が輝き、女性や高齢者、障害のある人など、すべての人が活躍する愛知」を目指した主要な政策の方向性を示した。
- そうした政策を効果的かつ効率的に進めることにより、県民の多様なニーズに的確に対応していく。



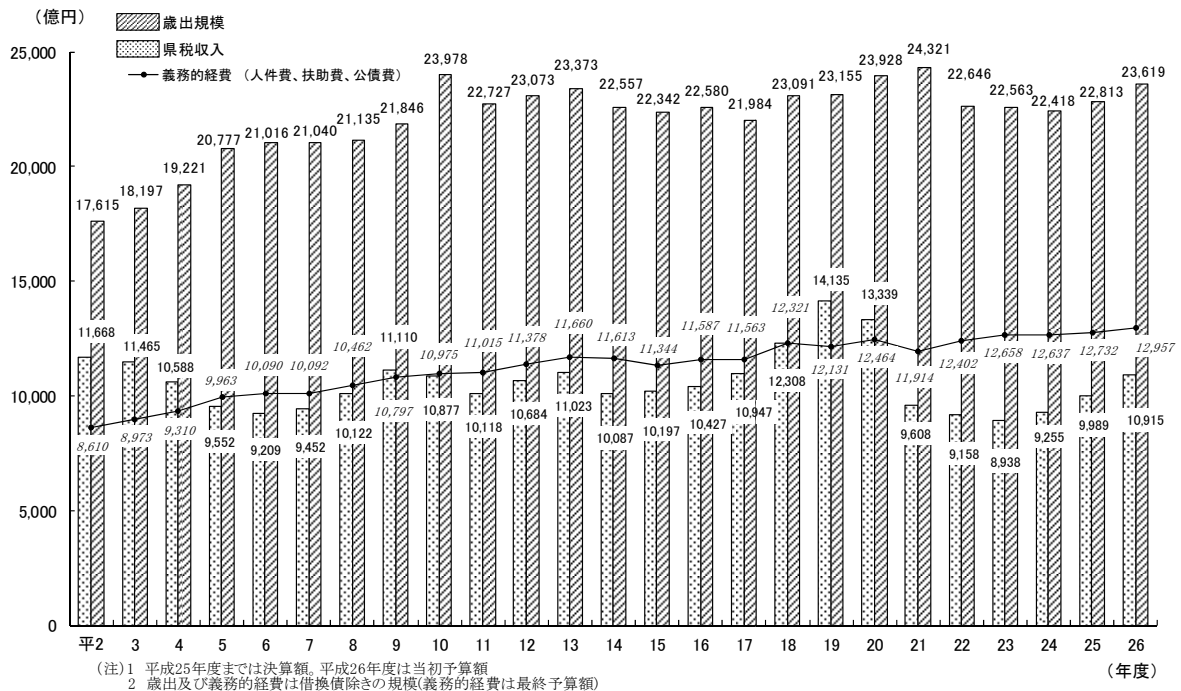
時代の流れに合わせて、しなやかに政策課題に対応するため

**より一層効果的・効率的な行政運営が必要**

## (2) 厳しい財政状況への対応

- 平成26年度の県税収入は、景気回復による法人二税の増収や地方消費税の税率引上げなどにより、平成20年度以来6年ぶりに1兆円を超える見込みであるが、それでも平成20年のリーマン・ショック前の水準には遠く及ばず、県税収入の回復は途半ばにある。
- 一方、歳出は高齢化の進展や県債残高の増加により、扶助費・公債費など義務的経費の増加が続いている。
- 長年にわたり行財政改革の取組を進め、成果を上げてきたものの、平成26年度当初予算においても、依然として多額の収支不足が生じ、これを解消するため、臨時的・緊急避難的措置として、基金からの繰入運用を行わざるを得ないなど、県財政は依然として厳しい状況にある。

歳出規模と県税収入の推移

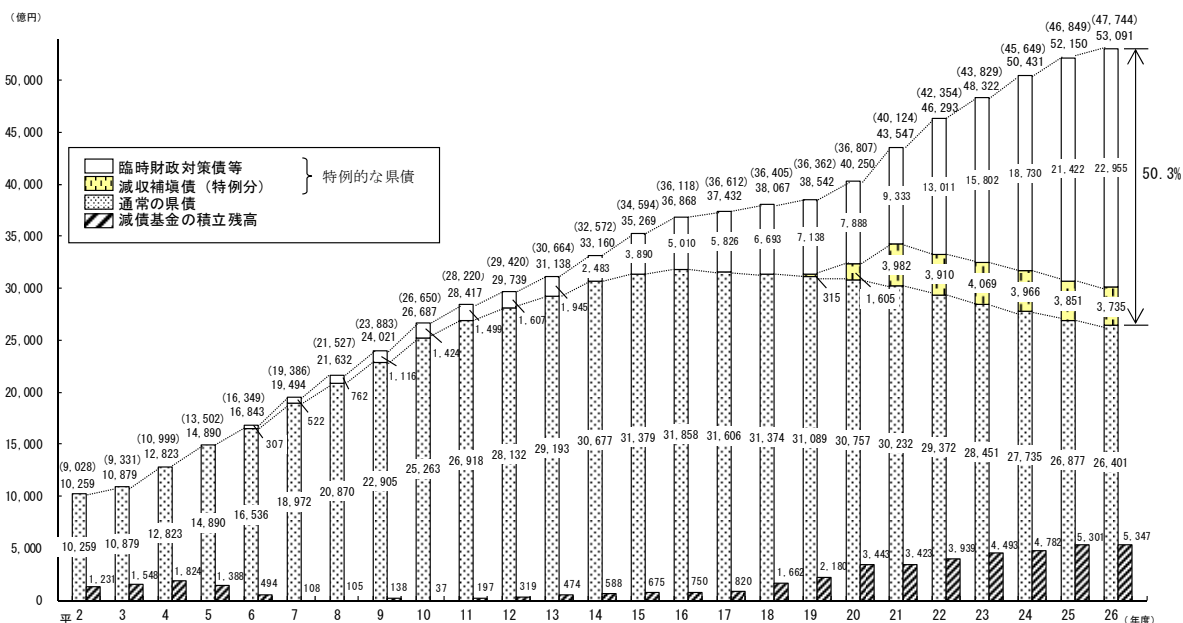


### 基金からの繰入運用

基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならないが、それぞれの基金条例の定めるところにより、財政上必要と認められるときは、一般会計の歳入に繰り入れて運用することができる。これを「繰入運用」と呼び、臨時的・緊急避難的措置として、それぞれの基金の設置の趣旨にかかわらず、一般会計が基金から借り入れることを指している。

- これまでの行財政改革の取組の結果、臨時財政対策債を始めとする特例的な県債を除いた通常の県債残高は減少させてきたものの、平成20年度以降における特例的な県債の増発により、県債残高の全体は増加を続けている。平成26年度末では特例的な県債の残高が全体の半分以上を超える見込みである。

## 県債残高の推移



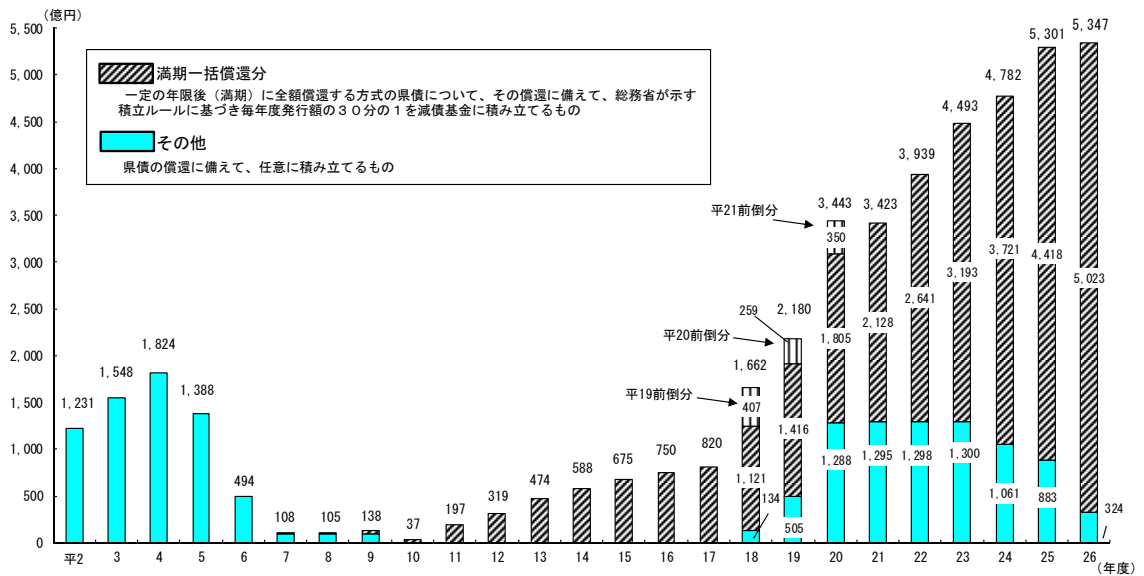
(注) 平成25年度までは決算額。平成26年度は当初予算ベース  
 白抜きは、臨時財政対策債、減収補填債、臨時税収補填債、退職手当債、調整債、第三セクター等改革推進債の計としている。  
 県債残高の( )は、減債基金の積立残高を控除した額

## 特例的な県債

地方交付税の振替措置である臨時財政対策債、実際の税収が普通交付税算定上の基準財政収入額を下回る場合に発行できる減収補填債など、地方財政法第5条の特例として発行する県債

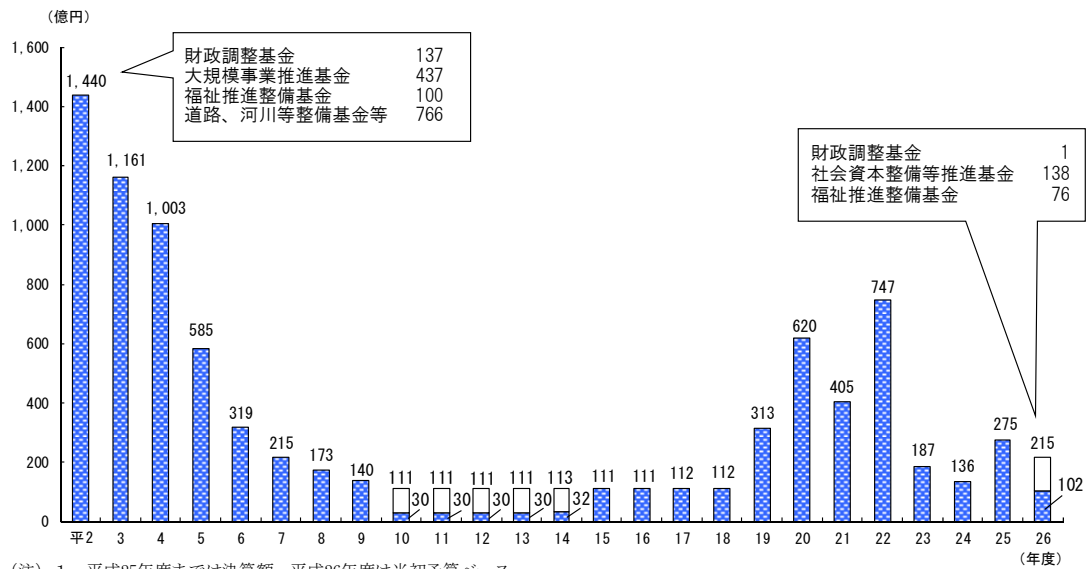
- 基金のうち、減債基金の「満期一括償還分」については、将来の償還に備え、毎年度の所要額を確実に積み立てている。一方、減債基金の「その他分(任意積立分)」や財政調整基金については、将来の公債費負担の平準化や法人事業税の一部国税化による減収に備えるため積み立てを行ってきたが、リーマン・ショック後、毎年度の予算編成において収支不足対策として基金の取崩しを行ってきた結果、大幅に減少している。

## 減債基金残高の推移



(注) 1 平成25年度までは決算額。平成26年度は当初予算ベース  
 2 財源対策債等償還基金（6年度に減債基金に引継ぎ）を含んでいる。  
 3 罫線部分は、翌年度の満期一括償還ルール積立の前倒し積立額

## 財政調整基金その他取崩し型基金残高の推移



(注) 1 平成25年度までは決算額。平成26年度は当初予算ベース  
 2 本表の「取崩し型基金」は、財源調整に用いる基金としており、平成12年度以降、財政調整基金、社会資本整備等推進基金及び福祉推進整備基金の合計としている。  
 3 白抜きは、繰入運用を示す。(平成10～14年度 81億円、平成26年度 113億円)

■ この厳しい財政状況は今後も継続すると考えざるを得ず、その一方で、長年にわたる行財政改革において、量的削減（事務事業費、職員定数、公の施設等）に取り組んできた結果、合理化余地は狭まってきている。



厳しい財政状況が継続していることを踏まえると、

**健全で持続可能な財政基盤の確立が必要**

### 3 分野別の成果と課題

- 第五次行革大綱に係る成果と課題を分野別に見ると、以下のとおりである。

分野	成果	課題
1 人材	<p>「人材育成ビジョン」を改訂し、計画的に「人づくり」を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいち人材育成ビジョン(改訂版)策定(H23)</li> <li>・人事評価制度を一般職員へ導入(H23)</li> </ul>	<p>女性を含む全ての職員が働きやすい職場環境となるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む必要。</p>
2 組織	<p>本庁組織は平成18年度に、地方機関は20年度に大きく見直し、概ね定着している。所期のねらいも概ね効果を上げていると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東三河総局の設置(H24)</li> <li>・出納事務局の見直し(H25)</li> </ul>	<p>「あいちビジョン2020」を策定したことを踏まえ、これからの地域づくりを推進するための組織体制を整備する必要。</p> <p>新しい行政ニーズに的確に対応できるよう柔軟に組織を見直していく必要。</p>
3 職員 定数・ 給与	<p>(職員定数)</p> <p>知事部局等と教育の事務部門の定数は、他の都道府県と比較してもトップレベルの削減を進めた結果、平成10年度の4分の3以下になった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事部局等と教育の事務部門の定数を510人削減</li> </ul>	<p>(職員定数)</p> <p>限られたマンパワーをさらに効果的に配置することで、一層高度化・複雑化する行政課題に対応していく必要。</p>
	<p>(給与)</p> <p>社会情勢への適応を図るために、給与制度・各種手当を見直してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅所有者の住居手当廃止(H22)</li> <li>・一般職の退職手当見直し(H24)</li> <li>・給与等の適正管理による効果額 255億円</li> </ul>	
4 県有 資産・ 公の 施設	<p>(県有資産)</p> <p>庁舎等の集約は概ね完了し、効果的・効率的な利活用と将来にわたる財政効果を実現した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県有施設利活用・保守管理プログラムによる15年間の効果額 83億円</li> </ul>	<p>(県有資産)</p> <p>県有資産の半数近くが築30年を経過しており、老朽化対策等に取り組む必要。</p>
	<p>(公の施設)</p> <p>地元市町村等への移管や代替機能の確保など、関係者の理解を得ながら施設の廃止等を実施してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公の施設の廃止等 25施設</li> </ul>	
5 民間 活力 の活 用	<p>民間委託化、指定管理者制度導入、PFIなど、順調に拡大してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間委託化の推進</li> <li>・三河地域6浄水場排水処理業務のPFI事業化</li> </ul>	<p>地域経済の活性化にも寄与することから、事務事業の性質に応じて民間の知識・ノウハウを適切に活用する必要。</p>

分野	成果	課題
6 地方 分権	<p>地方分権改革に係る4次にわたる一括法などにより、法令による義務付け・枠付けの見直しが進められてきた。</p> <p>市町村が最大限に力を発揮できるよう、県独自の条例による権限移譲を積極的に進めてきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・義務付け・枠付けの見直しに伴い35条例を整備</li> <li>・移譲計画に基づく移譲事務数 延べ156 (H25～H27)</li> </ul>	<p>さらなる地方分権改革の推進に向け、積極的な取組が必要。</p> <p>各市町村の自主的な取組に対して、連携や支援を適切に進める必要。</p>
7 地域 との 連携・ 協働	<p>民間企業・大学・NPO等との連携・協働は、各分野の様々な取組に拡大してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新しい公共支援事業基金」を活用し、NPO等の活動支援を実施 (H23～H25)</li> </ul>	<p>これまでの実績・成果をさらに普及・定着させる必要。</p> <p>県民の共有財産である行政情報を、利用しやすい形で開放していく必要。</p>
8 事務 事業 の見 直し	<p>事務事業単位のPDCAサイクルを構築し、事務事業の見直しに効果を上げてきた。</p> <p>仕事の質を向上させるため、グッドジョブ運動を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業の見直しによる歳出削減額 492億円</li> <li>・グッドジョブ運動を推進 (H22～)</li> </ul>	<p>新公会計制度を機に設定した管理事業単位のPDCAサイクルを構築する必要。</p> <p>民間の経営手法にも学びながら、業務の効率化、見える化を進める必要。</p>
9 公営 企業 や第 三セ クタ ー等	<p>公営企業や県関係団体については自ら計画策定する計画に基づく経営改善を促すとともに、第三セクター等については毎年経営状況を点検・評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社)愛知県雇用開発協会廃止 (H23)</li> <li>・県関係団体経営改善計画の策定支援・公表</li> </ul>	<p>県財政に影響を及ぼす可能性があることから、経営状況を点検・評価するなどして、その自律的かつ健全な経営を促進する必要。</p>
10 財政 状況	<p>歳入面では目標を大きく上回る効果額を確保した。</p> <p>通常の県債の残高は減少している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主財源の確保による効果額 113億円</li> <li>・県が自ら徴収する税目の収入未済額 49%縮減</li> <li>・通常の県債の残高 3,831億円減少</li> </ul>	<p>臨時的・緊急避難的措置である基金からの繰入運用を行わざるを得ないなど、財政は依然として厳しい状況。</p> <p>健全で持続可能な財政基盤の確立が必要。</p>

## Ⅱ 改革の取組方向

- これまでの行財政改革の取組により、量的な削減余地は狭まっているが、地域の将来を見据えた様々な政策課題に、しなやかに対応し続けていける県庁を築いていく必要がある。
- 第五次行革大綱の取組を検証し、その成果と課題を整理した上で、さらなる行財政改革に取り組んでいくため、「しなやか県庁創造プラン（愛知県第六次行革大綱）」を策定する。

- |        |  |
|--------|--|
| ○ 策定趣旨 | 本県の行財政改革についての中期的な目標、考え方を示すとともに、具体的な取組計画（時期、内容等）を定める。                   |
| ○ 計画期間 | 5年間（平成27～31年度）<br>なお、計画期間内においても、本県の行財政を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合には、適切に見直しを行う。 |

### 1 改革の目標

#### 「あいちビジョン2020」を推進する行財政体制の確立

「あいちビジョン2020」に位置づけた、これからの地域づくりや県民の豊かな暮らしの実現に向けた政策を進めるための行財政体制の確立を目指す。

- 民間企業などの競争力を高め、活発な経済活動が展開される地域づくりを進めることにより、税収を確保し、行政サービスを向上させて、県民の暮らしの充実につなげていくことができる。
- 県は、こうした好循環の形成に向けて、「あいちビジョン2020」に基づき、高い競争力を持つ大都市圏づくりや県民生活の向上に資する政策を展開していく。
- その際、行革大綱に基づく行財政改革の取組により、そうした政策展開を下支えし、最大限効果的・効率的に実施するための運営体制や財政基盤を確保していく。



日本一の元気を暮らしの豊かさに

政策の実現

あいちビジョン2020

支える行財政体制

しなやか県庁創造プラン

フル活用

経営資源  
【人材・資産・財源】

国

市町村

連携・協働のコーディネート

役割の根源的問い直し

民間企業  
大学  
NPO  
など

## 2 改革の視点～目指すべき県行政の姿

1の「改革の目標」を実現するため、以下の3つを「改革の視点」とする。

この3つの視点は、さらに「主要取組事項」として10本の柱に展開し、体系的に取り組む。

### (1) 県の持てる経営資源をフル活用

- 人材、資産、財源など、県が持つ限られた経営資源を最大限に活用することにより、行政サービスの質を向上させ、費用対効果を高めることを目指す。

#### 人材の活用

職員は、行政サービスを担う要である。その能力向上を図るとともに、男女・世代を問わず、多様な人材が活躍し、組織としての力を十分に発揮できるよう環境整備や体制見直しを行う。

- ✓ 「あいち人材育成ビジョン」に基づき、めざす職員像の実現に向けて総合的に取組を進める。

- ① 専門能力を高めつつ、自ら成長し続ける『職員』づくり
- ② 組織力の向上に貢献し、能力をフルに発揮する『職員』づくり
- ③ 働きやすく、風通しのよい『職場環境』づくり

- ✓ 「あいちビジョン2020」に位置づけた、これからの地域づくりを推進するための組織体制を整備する。

#### 主要取組事項

- 1 人材の育成・活用とワーク・ライフ・バランスの推進
- 2 組織の活性化
- 3 職員定数と給与の適正管理

#### 資産の活用

行政サービスの基盤をなす県有資産については、社会経済状況を踏まえた適正量を計りつつ、効果的・効率的な整備や維持管理を進める。

- ✓ 庁舎、学校、県営住宅、インフラなど県有施設全般について、長期的視点に立って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めることにより、経費の軽減・平準化や施設の最適な配置を実現する。

#### 主要取組事項

- 4 県有資産の活用

## (2) 民間・地域の総力を結集

- 公共サービスを地域全体として効果的・効率的に提供できるよう、県だけでなく、市町村・NPO・民間企業・大学など多様な主体が適切に役割分担し、幅広く連携・協働していくことを目指す。

### 地域の多様な主体と県の役割

地域住民に密着したニーズには、市町村やNPO・民間企業・大学等が応えていくことを基本に、県は主にコーディネート役として、各主体の連携・協働の促進や必要な支援を行う。

- ✓ 民間活力の活用は、行政サービスの質の向上・効率化とともに、地域経済の活性化にも寄与することから、県が直接実施すべき事務事業以外は、民間に委ねる領域を拡大し、積極的に推進する。
- ✓ 広域的な観点から、各地域・団体の事情やニーズに応じた形で、市町村との連携や必要な支援を進める。
- ✓ 行政サービスの単なる受け手ではなく、公共サービスの担い手として県民参加を促進する。

### 主要取組事項

- 5 民間活力の活用
- 6 地方分権と自治体間の連携の推進
- 7 地域との連携・協働の推進

### (3) たゆまぬ見直しで持続可能な財政運営

- 県が果たすべき役割、行うべき仕事は何かについて、常に根源的に問い直し、しっかりと見定めた上で、そこに経営資源を集中していく（選択と集中）ことを目指す。

#### 県の果たすべき役割の明確化

行政は原則として、民間では提供できないサービスや、社会のセーフティネットとして必要なサービスを提供する。

行政の中で、国・県・市町村の役割を明確にし、全体として効果的・効率的に行政サービスを提供する。

- ✓ 事業の成果と課題をしっかりと検証した上で積極的に見直す「PDCAサイクル」を徹底する。
- ✓ 民間の経営手法に学ぶ。
  - 問題点があれば即座に原因を追求（「見える化」）し、見直し・改善
  - 仕事のプロセスを見直し、ムダを排除

#### 主要取組事項

#### 8 事務事業の積極的な見直し

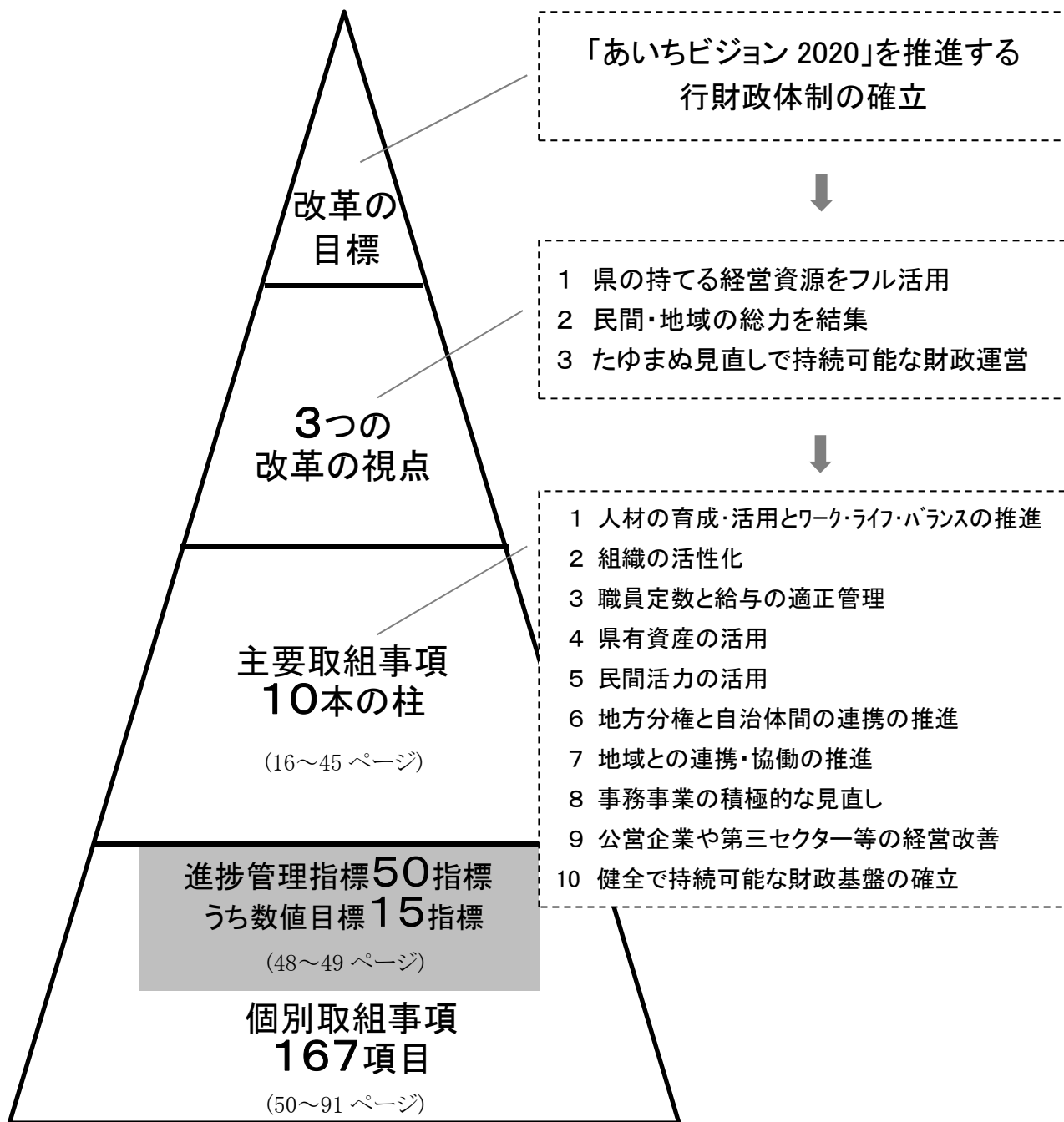
- 地域づくりをリードし、多様な県民ニーズに応え続けられるよう、健全で持続可能な財政基盤の確立を目指す。

- ✓ 公営企業や、県が出資する法人などの経営状況は、県財政、ひいては県民の負担に影響を及ぼす可能性があることから、その健全かつ自律的な経営を促進する。
- ✓ 歳入の最大限の確保を図るとともに、今ある仕事を徹底的に見直し、臨時的・緊急避難的措置に頼らない予算編成を目指す。
- ✓ 健全で持続可能な財政基盤の確立に向け、中期的な視点に立った目標を掲げて財政運営を行う。

#### 主要取組事項

#### 9 公営企業や第三セクター等の経営改善

#### 10 健全で持続可能な財政基盤の確立



### Ⅲ 主要取組事項 10本の柱

#### 1 人材の育成・活用とワーク・ライフ・バランスの推進

##### これまでの成果と課題

- 職員は、行政サービスの要であり、貴重な経営資源である。  
これまでの継続的な定数削減によって組織がスリム化する中、県民ニーズに的確に対応するため、人材育成ビジョンの見直しや人事評価の一般職員への導入に取り組んできた。今後も、個々の職員のモチベーションを維持・向上させながら、組織として人材の力がフルに活かされるように、さらなる人材の活用に戦略的に取り組んでいく必要がある。
- 人材を最大限活用するためには、職員の能力を育成するとともに男女・世代を問わず、多様な人材が組織の中で力を十分発揮できるような環境づくりが重要である。今後さらなる活躍が期待される女性を含む全ての職員が働きやすい職場環境となるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に、積極的に取り組んでいく必要がある。

##### あいち人材育成ビジョン【改訂版】の概要

###### 「めざす職員像」

###### 1 自ら考え行動する職員

広い視野から主体的に考え、スピード感と改革意欲を持って行動する職員

###### 2 行政のプロフェッショナル職員

高い専門能力と幅広い知識を有するとともに、県民全体の奉仕者としての自覚をしっかりと持ち、公務を担う責任感と使命感を常に意識しながら行動できる職員

###### 3 組織力の向上に貢献する職員

職員一人ひとりが組織の一員であることを強く意識し、組織で仕事に取り組む「組織力の向上に貢献する」職員

##### 人材育成の基本指針 ～人材育成の3本の柱～

###### 1 専門能力を高めつつ、自ら成長し続ける『職員』づくり

- (1) 「行政のプロ」としての基礎づくり
- (2) 専門能力を高める取組み
- (3) 人事評価制度の積極的な活用とキャリア形成支援
- (4) 挑戦する職員を支援する取組み

###### 2 組織力の向上に貢献し、能力をフルに発揮する『職員』づくり

- (1) 組織の一体感を高める取組み
- (2) OJT強化のための取組み
- (3) 組織管理者の能力向上支援
- (4) ダイバーシティ推進の取組み  
～多様な人材の活躍による組織力の向上～

###### 3 働きやすく、風通しのよい『職場環境』づくり

- (1) 良好な職場環境推進への取組み
- (2) 仕事と家庭の両立支援
- (3) 職員のメンタルヘルスの取組み

## 取組の内容

### (育成)

- 平成24年3月に改訂した「あいち人材育成ビジョン」に基づき、ビジョンに掲げる「めざす職員像」に向けて職員の意識改革を進め、専門能力を高めるとともに、個々の職員の力を束ねた組織力のより一層の向上を図る。  
また、高い専門能力や経験・熟練を有する職員を効果的に育成する仕組みを検討する。
- 全ての職員が人材育成の一翼を担うことを明確にし、組織全体として「人づくり」に積極的な風土を目指す。
- 若手職員を中心に、県行政の枠を超えた幅広い見識や視野を身につけるため、民間企業や国等への派遣を推進するとともに、民間企業等からの人材の受入れを推進するなど、相互の人事交流を促進する。  
また、外部機関への派遣を行うに当たっては、派遣先業務における課題や役割を明確にし、人材育成面でより成果が上がるような取組を推進する。

### (能力・実績に基づく人事管理)

- 職員の意欲を高め、その能力を最大限に発揮させるとともに、組織の力を最大限に引き出すため、引き続き、人事評価制度を活用した能力及び実績に基づく人事管理を推進する。

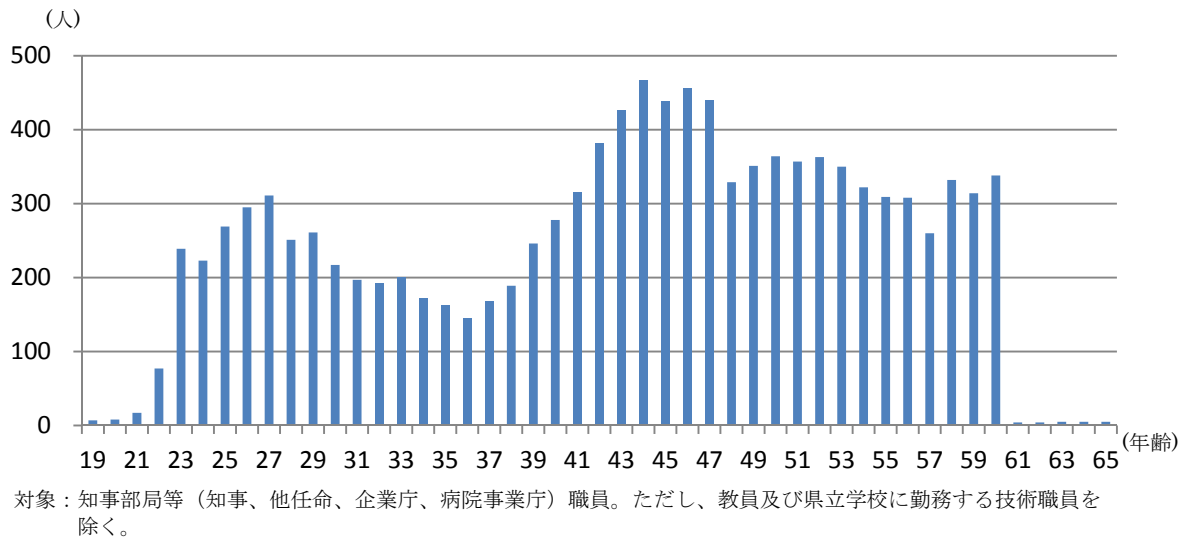
### (モチベーションの維持・向上)

- 職員のモチベーションを維持・向上する環境づくりは、職員、ひいては組織が十分に能力を発揮するためには極めて重要である。  
そこで、業績だけでなく、がんばり度を含めて評価する「人事評価制度」の定着・活用や、「やりたい仕事挑戦制度」の推進、職員の意欲向上や職場の活性化に資する「グッドジョブ運動」の促進など、職員が高いモチベーションをもって仕事に取り組むことができる環境づくりにさらに取り組んでいく。

### (採用)

- 本県職員の年齢構成は、平成10年代前半頃に採用を大きく抑制してきた影響で、30代職員が極端に少ないなどの偏りが生じており、さらに少子化の進展に伴い新規学卒者の減少が見込まれることから、将来を見据え、今後は新規採用を一定数確保して安定した組織構成とするよう努めるとともに、様々な行政課題に的確に対応できる優秀な人材の獲得に努める。
- 民間企業等で培った優れた技能・知識を持つ人材を積極的に採用することで、民間で培った専門性を公務に活用するとともに県庁組織の活性化を図る。

## 愛知県職員の年齢構成（平成 26 年度）



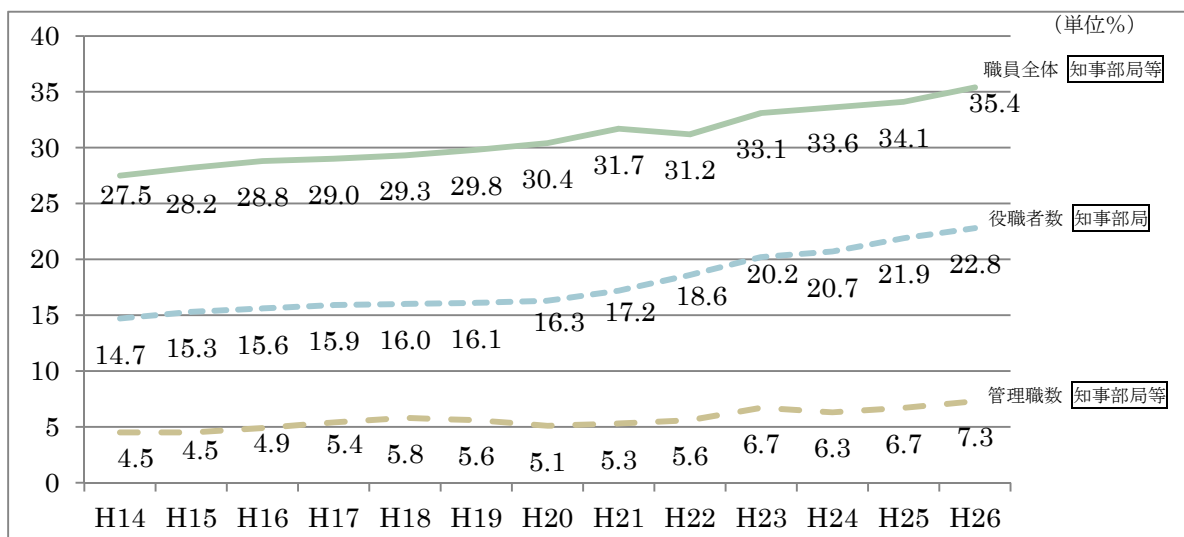
### （女性の活躍促進）

- 昭和 61 年の「男女雇用機会均等法」の施行後、本県においても「あいち女性プラン」を策定し、県の管理職等への女性登用を積極的に進めてきた。

女性職員の割合は、平成 26 年度で 35.4%と着実に高まってきており、主査級以上の役職者として女性職員が活躍する場が増える一方、政策・方針決定過程への参画という意味では、管理職として活躍する女性職員は増えつつあるものの、まだまだこれからという段階である。

若年層の女性の割合が高くなる中、育児など家庭生活との両立を図りながら働く女性職員が増えてきており、こうした女性職員の一層の活躍を促すことにより、これからの県組織の活性化や多様化する県民ニーズに対応した行政展開が期待される。

### 職員全体、役職者、管理職に占める女性の割合の推移



※知事部局・・・知事部局+病院事業庁 知事部局等・・・知事部局+他任命権者（警察部局、教員を除く）



- そこで、平成 26 年 2 月に策定した「女性職員の活躍促進に向けた取組指針」に示した「取組の方向」に沿って、キャリア支援や、管理職及び役職ポスト等への登用などについてその具体化を進め、男性職員と同様に女性職員が県行政のあらゆる分野で活躍する組織を目指す。

#### 女性職員の活躍促進に向けた取組指針の概要

##### 1 女性職員のキャリア支援と登用

- |                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 愛知県職員を志望する女性を増やす | (2) さらなる職域の拡大を図る         |
| (3) 積極的なキャリア支援に努める   | (4) 女性職員の管理職・役職者への登用を進める |

##### 2 ワーク・ライフ・バランスの推進

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 職場環境等を整備する        | (2) 管理職員や同僚職員の意識の向上を図る |
| (3) 人事制度による組織風土の醸成を図る |                        |

#### (ワーク・ライフ・バランス)

- 職員のワーク・ライフ・バランスを実現するためには、まず、長時間勤務を良しとする気風を改める必要がある。時間外勤務の縮減や年次休暇の計画的な取得促進に向けて、職員の意識改革や業務のさらなる効率化など、より実効性の高い方策を検討し、総勤務時間の縮減を図る。

- 人事評価制度において、平成 26 年度からワーク・ライフ・バランスを実践する行動を取りつつ仕事上の役割を果たした職員や、効率的に仕事を進め成果を上げた職員を積極的に評価する仕組みを導入したところであり、こうした取組の定着・活用を図っていく。

#### (メンタルヘルス)

- 職員のこころの健康を維持するため、ストレス関連疾患の発生予防や早期発見・早期治療の充実を図るとともに、円滑な職場復帰と再発防止に向けた支援を適切に行うなどの総合的なメンタルヘルス対策に取り組む。

## 2 組織の活性化

### これまでの成果と課題

- 本庁組織は政策調整機能の強化等の観点から平成 18 年度に、地方機関は市町村合併の進展等を踏まえて平成 20 年度に大きく見直したが、この体制が概ね定着しており、所期のねらいも概ね効果を上げているものと考えられる。  
 そうした中でも、平成 26 年 3 月に「あいちビジョン 2020」を策定したことを踏まえ、これからの地域づくりを推進するための組織体制を整備する必要がある。  
 また、引き続き、新しい行政ニーズに的確に対応できるよう柔軟に組織・機構を見直すとともに、新しい仕事に果敢にチャレンジする組織風土を醸成する必要がある。
- 試験研究機関については、成果を重視しながら、より効果的・効率的な運営を図る必要がある。

### 主な組織・機構の見直し

本 庁	地方機関
H12 本庁部制再編 11 部 1 直轄 ⇒ 8 部 (出納機関及び国際博推進局を除く) H15 防災局の設置 H16 病院事業庁の設置 H18 本庁組織の見直し 知事政策局の設置 ⇒ 8 部 2 局に 部内局の設置、地域安全課、多文化共 生推進室の設置 等	H14 地方機関再編 県事務所の再編(9 事務所 → 7 事務所) 保健所、児童相談センターの県事務所への統合等 H20 地方機関の見直し 県事務所の見直し (7 事務所 → 3 県民事務所+山村振興事務所) 福祉相談センターの設置 保健所の見直し 等
H25 出納事務局の組織見直し	H24 東三河総局の設置

### 取組の内容

#### (本庁組織)

- 「あいちビジョン 2020」に位置づけた重要施策を推進するにふさわしい組織体制を整備する。
- 東京オリンピック開催やリニア中央新幹線開業を見据え、特に、中京大都市圏づくりやグローバル展開、観光・スポーツなど世界から人を惹きつけるための重要プロジェクト、日本の成長をリードする産業の革新・創造拠点の形成を、スピード感を持って戦略的に推進していくため、平成 27 年度から本庁組織の一部を見直す。

本庁組織の見直し内容（見直し後の部局名・課名は仮称）

1 中京大都市圏づくりやグローバル展開の推進 → **政策企画局の設置**

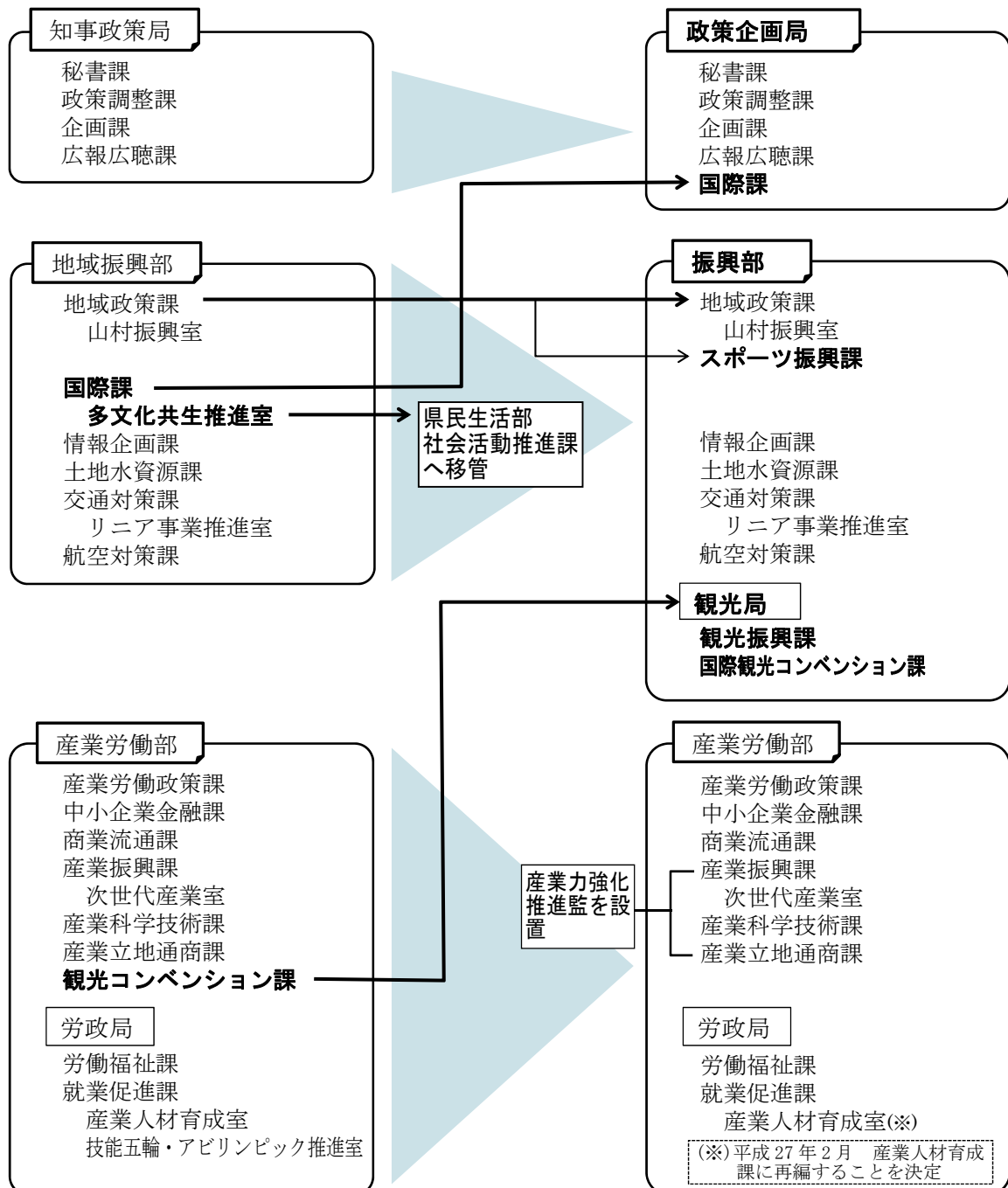
- 世界の中で存在感を発揮できる中京大都市圏づくりやグローバル展開などの政策を、全庁を挙げて戦略的に推進するために、現行の「知事政策局」の組織を拡充して「政策企画局」を設置する。

2 世界から人を惹きつけるための重要プロジェクトの推進 → **振興部の設置**

- 東京オリンピック開催・リニア開業を見据え、この地域の交流拠点性をさらに高めていくために、現行の「地域振興部」を改組し、「観光」や「スポーツ」を含む重要プロジェクトを、相互の連携を図りながら総合的に推進する「振興部」を設置する。

3 日本の成長をリードする産業の革新・創造拠点の形成 → **産業労働部の体制強化**

- 次世代自動車を中心とした自動車産業の高度化、航空宇宙、ロボットや環境・新エネルギーなど次世代産業の育成・振興、企業や研究機関の国内外からの誘致促進など、本県の産業競争力をより高める政策を重点的に推進するために、「産業労働部」の体制を強化する。



- 引き続き、新しい行政ニーズに対応できるよう、柔軟に必要な見直しを行っていく。
- 重要な政策課題について、複数の部局にわたる総合的、一体的な検討・立案が必要な場合には、プロジェクトチーム方式を積極的に活用し、関係部局の職員が目標を共有しながら、より迅速かつ柔軟に、集中的に対応する。

#### (地方機関等)

- 地方機関については、県民ニーズに対応しながら、地方分権の進展や、県と市町村の役割分担などの状況を踏まえ、そのあり方を随時見直す。
- 東三河地域の地方機関で構成する「東三河県庁」においては、担当副知事のもと、各機関の専門性やスピード感を生かしつつ、部局横断的にネットワーク化された推進体制、総合調整機能の強みを発揮し、地元の意向を的確に把握しながら、市町村・経済団体等との連携強化、広域的取組の加速化等に取り組む。
- 県内8か所の「県民生活プラザ」において県が提供してきた、消費生活相談、県民相談、旅券発給等の業務については、県と市町村の役割分担等の観点からサービス提供のあり方を見直し、平成27年4月に「消費生活総合センター」、「県民相談・情報センター」、「旅券センター」等に再編する。(平成31年4月における最終的な再編に向け、市町村等と調整を図りながら段階的に移行する。)
- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)」に基づき、平成29年度から県費負担教職員の給与負担等を名古屋市へ移譲し、名古屋給与事務所を廃止する。

#### (試験研究機関)

- 県が設置する試験研究機関は、ニーズ発掘から、研究開発、技術の普及まで、地域の社会経済の発展に重要な役割を担っている。

そこで、各機関の役割や特性に応じて、試験研究の目標を掲げた上で実績評価を行うPDCAサイクルを確立するとともに、必要な組織体制の見直しや、外部資金の積極的な活用など、効果的・効率的な運営に努めていく。

また、知的財産の保護、活用に引き続き取り組む。

#### 県が設置する試験研究機関

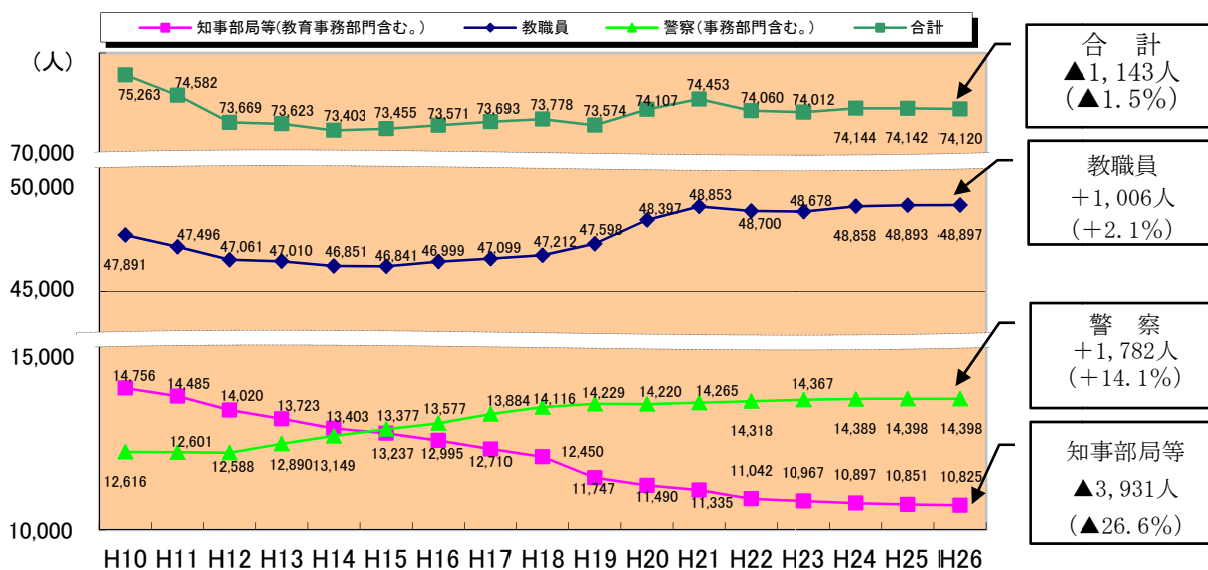
- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境調査センター</li> <li>・心身障害者コロニー発達障害研究所</li> <li>・農業総合試験場</li> <li>・森林・林業技術センター</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生研究所</li> <li>・あいち産業科学技術総合センター</li> <li>・水産試験場</li> <li>・がんセンター研究所</li> </ul> |
|--|--|

### 3 職員定数と給与の適正管理

#### これまでの成果と課題

- 平成 11 年度以降、事務事業の廃止・縮減、民間委託、事務の合理化などにより、職員定数の削減を継続的に進めてきた。特に、知事部局等と教育の事務部門の定数は、他の都道府県と比較してもトップレベルの削減を進めた結果、平成 10 年度の 4 分の 3 以下になっている。  
また、人口 10 万人当たりの職員数は、全国で 5 番目に少なく、既に相当にスリムな体制を構築しているといえる。これからは、限られたマンパワーをさらに効果的に配置するとともに職員が十分に能力を発揮することで、一層高度化・複雑化する行政課題に対応していく必要がある。
- 給与制度については、社会情勢の変化に対応した不断の適正化を図っていく必要がある。

#### 職員定数の推移



#### 取組の内容

##### (職員定数)

- 知事部局等と教育の事務部門、教職員、警察の各部門の特性に応じて、以下のとおり定数管理を実施していく。

##### 「知事部局等と教育の事務部門」

- ✓ 「あいちビジョン 2020」の政策課題を始め、重要施策を推進するため必要な人員を確保しながら、これまでスリム化してきた成果を後戻りさせることのないよう、引き続き事務事業の廃止・縮小、民間委託、事務処理方法の改善などに取り組み、適切な人員配置に努める。

## 「教職員」

- ✓ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員については、引き続き、児童生徒数の動向や教育課題への対応を踏まえて、教職員定数等に関する標準法に基づく適正配置に努める。

## 「警察」

- ✓ 警察官については、治安の維持や多様化する犯罪等への的確な対応のために必要となる人員の適切な配置に努めるとともに、引き続き組織・人員の効率的運用や業務の合理化に取り組む。

また、警察官以外の警察職員については、組織・人員の効率的運用や業務の合理化などにより、適正な職員配置に努める。

## (給与)

- 民間給与との均衡を図ることを基本とする人事委員会勧告を尊重して、引き続き給与の適正化に努める。

なお、平成26年10月に、本県人事委員会は、給料と地域手当の配分見直しや国に準じた給与制度の総合的見直しなどを勧告した。この勧告内容を尊重し、給与制度の適正化に取り組む。

---

### 給与等に関する報告及び勧告のポイント（平成26年10月7日 愛知県人事委員会）

#### 【給与制度の総合的見直し】

#### 国との均衡を図るため、地域手当を段階的に引上げ、給料を引下げ

##### ① 給料及び地域手当の配分の見直し

給与に占める給料の割合が高いことから、国家公務員等との均衡を考慮して給料と地域手当の配分を見直す。

##### ② 国の給与制度の総合的見直しに伴う見直し

給料表を人事院が引下げ勧告した俸給表を基本に改定し、地域手当を国の級地区分等の見直しを受けて引き上げる。

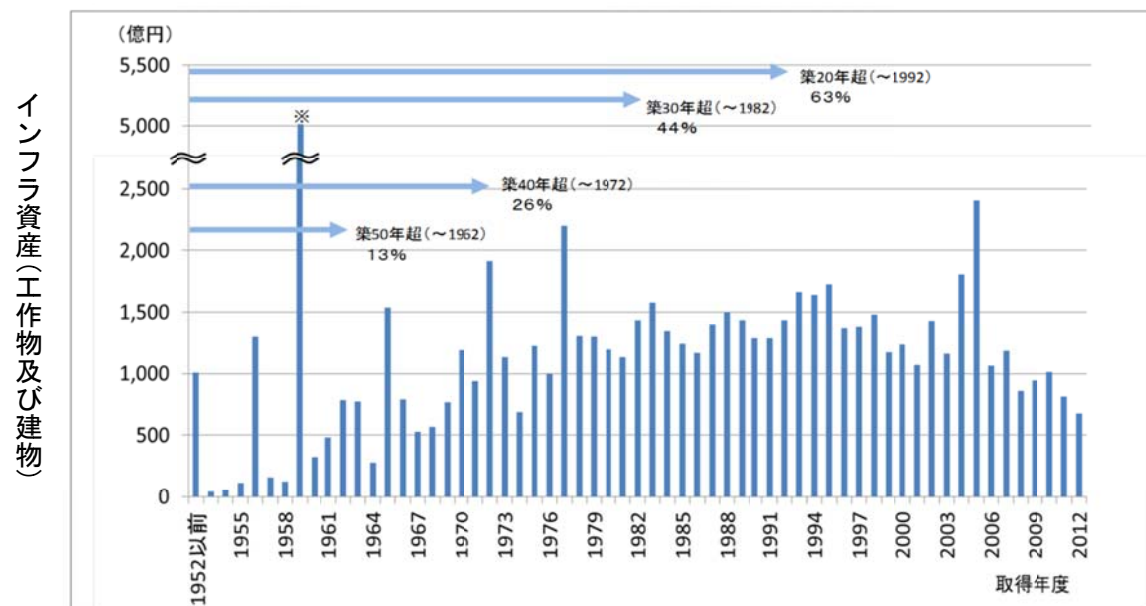
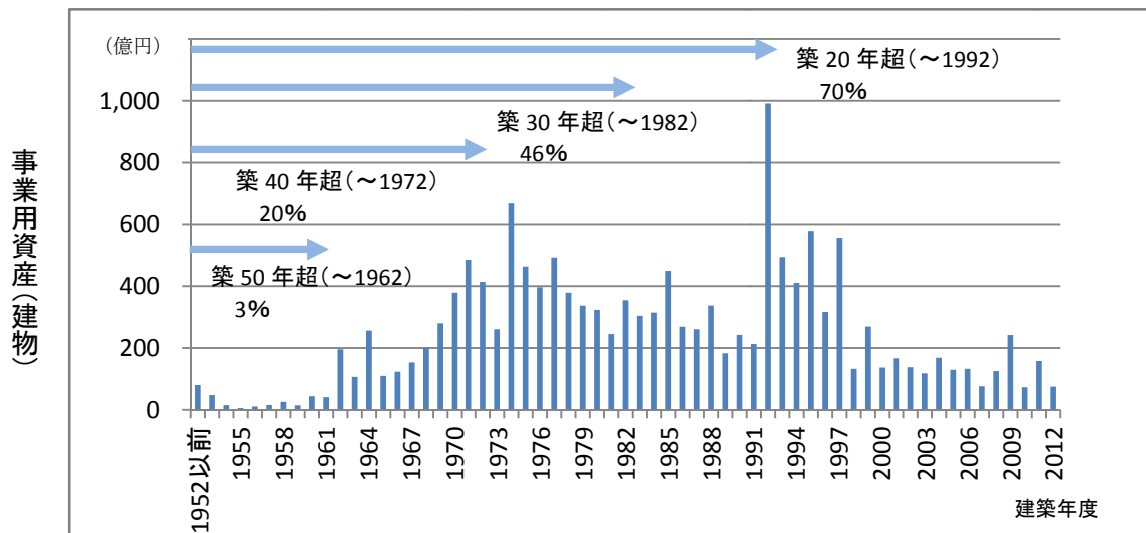
- 社会情勢の変化に対応するよう、引き続き各種手当等の適正化に取り組む。

## 4 県有資産の活用

### これまでの成果と課題

- 本県では、平成 25 年度から複式簿記・発生主義による新公会計制度を導入し、貸借対照表や固定資産台帳等を作成することにより、本県が保有する資産情報の詳細を把握した。  
 庁舎や公の施設などからなる「事業用資産」のうち建物は約 1.5 兆円、道路や河川などの「インフラ資産」のうち工作物及び建物は約 7.3 兆円あるが、この半数近くが築 30 年を経過するなど、老朽化が進んでいる。長期的な利活用最適化の観点から、県有施設の老朽化対策等に取り組む必要がある。
- 公の施設については、県民ニーズに不断に対応しながら、効果的・効率的な管理運営を行う必要がある。

建築（取得）年度別再調達価額（平成 25 年 3 月 31 日現在）



※ この年に道路台帳の整備を実施し、多くの道路の取得年次を設定したことによる突出

## 取組の内容

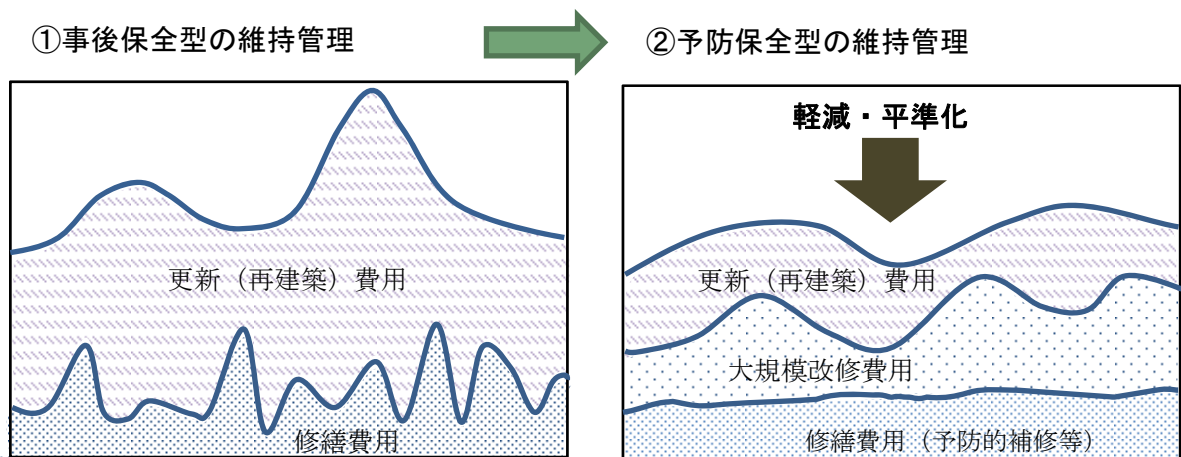
### (老朽化対策)

- 県有施設全般についての老朽化対策の基本方針として、平成 26 年度中に「県有施設利活用最適化に係る基本的方向性（仮称）」を策定する。  
これに基づき、県民の安全・安心を第一としつつ、予防保全型の維持管理による長寿命化を推進し、経費を最大限軽減・平準化するための仕組みを順次導入する。

### 県有施設利活用最適化に係る基本的方向性のイメージ

- 基本的な方針・方策  
「安全・安心の確保を最優先」と「維持・更新に係る経費の軽減・平準化」の方針のもと、適切な点検・診断・修繕等を行うメンテナンスサイクルの構築、予防保全型維持管理の導入、施設総量の適正化等の方策を推進する。
- 具体的な取組方針  
①点検・診断等、②維持管理・修繕・更新等、③安全確保、④耐震化、⑤長寿命化、⑥規模の適正化、⑦体制の構築

### 経費軽減・平準化のイメージ



### (土地・建物)

- 平成 23 年度から三次にわたり策定した「県有施設利活用・保守管理プログラム」等に基づき、庁舎等の集約・移転を進めるほか、社会状況の変化を踏まえ、役割を終えた施設については廃止・集約化するなど、資産規模の適正化を図る。  
その結果、余剰となった資産は、売却・貸付を行うなど、積極的に民間開放していく。
- 現に使用している行政財産を含め、県有財産の余裕スペースの有効活用を図る取組を拡大・推進する。また、県有財産の有効活用に関する民間事業者からの提案について、情報の集約、先進事例に関する情報の共有を図り、より一層活用していく。



## 県有施設利活用・保守管理プログラム

(庁舎等の中長期的な利活用の方向性や集約・移転などの対応策)

	第1次分 (H24年2月公表)	第2次分 (H25年2月公表)	第3次分 (H26年3月公表)	計
対象施設数	16	16	2	34
引き続き活用	9 (愛知県高辻センター等)	9 (三の丸庁舎等)	1 (海部総合庁舎)	19
廃止	7 (名古屋南部県税事務所高辻庁舎等)	7 (産業貿易館本館等)	1 (農業総合試験場特産野菜研究室)	15
15年間の効果額	16.8億円	64億円	2.2億円	83億円

- 光熱水費や清掃・保守管理費といった建物の維持管理費について、新公会計制度によるコスト情報を活用したベンチマーキング（類似施設間比較）を行うなど、適正化を推進する。

### (公の施設)

- 公の施設の見直しについては、従来からの、民間との競合、県としての存置の意義、利用率などの観点に加え、新公会計制度により精緻に把握したコスト構造や、敷地・施設の活用状況も踏まえた総点検を行う。  
その結果を活用して、管理運営の効率化やサービス水準・利用率の向上を図るとともに、必要に応じて、廃止・民営化・地元移管や、運営形態の見直しを進める。

### 公の施設の点検の視点

これまでの視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間と競合していないか           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設など</li> </ul> </li> <li>○ 県としての存置の意義が薄れていないか           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先導的役割が終了した施設</li> <li>・ 市町村施設と競合している施設</li> <li>・ 民間事業者に移譲可能な施設</li> <li>・ 利用者の大半が所在市町村の住民である施設</li> </ul> </li> <li>○ 県民に利用されているか           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者数の動向</li> <li>・ 利用率の動向</li> <li>・ 利用者層の分析（地元市町村に偏在、特定団体に偏在）</li> </ul> </li> </ul>
新たな視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コストは適正か           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コスト総額</li> <li>・ 利用者一人当たりコスト = あるべき利用料金に相当</li> <li>・ 受益者負担率</li> </ul> </li> <li>○ 施設の老朽化の状況</li> <li>○ 資産の有効利活用           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地・建物の面積・評価額</li> <li>・ 遊休資産はないか</li> </ul> </li> </ul>

- 今ある公の施設については、常に県民・利用者のニーズにあったサービスが提供できるよう努め、利用拡大を図る。
  - そのために、施設運営の企画段階から県民・利用者の参画をさらに推進する。
  - 指定管理者制度導入施設については、従来から行っている施設所管課や指定管理者によるモニタリングに加え、外部有識者等によるモニタリング結果の検証・評価の導入を検討する。

公の施設一覧（平成 26 年 4 月 1 日現在）

所管部局	直営施設	指定管理者制度導入施設
総務部	1 ○公文書館	1 0
地域振興部	5 0	○3ふれあい広場（東・守山・緑大高） ○奥三河総合センター ○名古屋飛行場（県営名古屋空港）
県民生活部	3 ○陶磁美術館	1 ○女性総合センター（ウィルあいち） ○愛知芸術文化センター
環境部	4 0	○3自然公園施設（茶臼山・面ノ木・伊良湖休暇村公園施設） ○弥富野鳥園
健康福祉部	12 ○心身障害者コロニー ○愛知学園 ○2看護専門学校（総合・愛知）	4 ○心身障害児療育センター第二青い鳥学園 ○南知多老人福祉館 ○青い鳥医療福祉センター ○明生会館 ○2こどもの国（愛知・海南） ○あいち健康の森健康科学総合センター（あいち健康プラザ） ○児童総合センター
産業労働部	11 ○技術開発交流センター ○6高等技術専門学校（名古屋・岡崎・一宮・窯業・高浜・東三河）	7 ○産業労働センター（ウインクあいち） ○犬山国際ユースホステル ○愛知勤労身体障害者体育館 ○尾西勤労青少年福祉センター
農林水産部	7 ○農業大学校 ○あいち海上の森センター	2 ○森林公園（ウッドフレンズ森林公園ゴルフ場・ゴルフ場以外） ○愛知県民の森 ○昭和の森 ○緑化センター ○植木センター
建設部	15 0	○12都市公園（熱田神宮・高蔵・朝宮・新城総合・あいち健康の森公園、小幡・大高・牧野ヶ池・木曾川祖父江緑地、尾張広域緑道、東三河ふるさと公園、愛・地球博記念公園） ○豊田自動織機海陽ヨットハーバー ○下水道科学館 ○大塚海浜緑地
病院事業庁	3 ○がんセンター ○城山病院 ○あいち小児保健医療総合センター	3 0
教育委員会	11 0	○体育館 ○スポーツ会館 ○三幸・スポーツマックス愛知県武道館 ○野外教育センター ○2総合運動場（岡崎・一宮） ○口論義運動公園 ○総合射撃場 ○青年の家 ○2少年自然の家（美浜・旭高原）
合計	72	18

※ 本表には、宿泊施設、公園、社会福祉施設など幅広く一般県民が利用する施設を掲載した。県営住宅、道路、上下水道なども地方自治法上の公の施設であるが、施設の性格が異なることから、本表には含んでいない。

※ 指定管理者制度導入施設は、本表の 54 施設のほか、本表に含まない流域下水道などで導入していることから、合計 75 施設ある。

## 5 民間活力の活用

### これまでの成果と課題

- 県が実施すべきサービスの提供に民間活力を活用することは、効率的なサービス提供はもとより、サービス水準の向上や、民間の事業機会の拡大を通じた地域経済の活性化にも寄与するものである。

定型的業務や現業的業務を中心とした民間委託、施設の設計・建設・運営を一貫して行うPFI、公の施設の管理運営を行う指定管理者制度など、事務事業の性質に応じて、民間の知識・ノウハウを適切に活用していくことが必要である。

### 取組の内容

#### (民間との連携)

- 地域における公共サービスを担う、様々な主体との役割分担の中で、県が実施すべきとされたサービスについても、可能な限り民間の活力を活用する。民間委託、PFI、指定管理者制度、定期借地権など各種の手法を検討し、さらなる民間活力の導入を推進していく。

なお、県は事業者と十分に意思疎通を図りつつ、公共サービスの質の維持・向上について、主導的な役割を果たしていく。

#### (民間委託)

- 県が実施すべきサービスについて、効率的な提供や内容・水準の向上等、民間委託の効果が期待できる以下のような業務については、積極的に民間委託を推進する。
  - ・ 定型的又は大量の業務
  - ・ 専門知識や技術、設備を必要とする業務
  - ・ イベント、研修会、講習会等の企画運営業務
  - ・ 施設の管理運営業務
  - ・ 集約化によりスケールメリットが見込まれる業務
  - ・ その他サービス向上やコスト縮減が期待できる業務

#### (PFI)

- 公共施設等の設計・建設・運営（維持管理）を、一貫して民間が担った方が効率的と認められる事業について、平成26年度に改訂する「愛知県PFIガイドライン」に基づき、引き続きPFIの導入を進める。
- 愛知県道路公社が管理する有料道路について、コンセッション方式を導入し、公社が民間事業者に対して運営権の一部を付与する。

## P F I

公共施設等の設計・建設・運営（維持管理）を民間の資金や経営能力、技術的能力などを活用して行う事業手法

事業者選定	区 分	導 入 事 業
H16	実施 運営中	・愛知県森林公園ゴルフ場
H17		・愛知県産業労働センター ・知多浄水場始め4浄水場排水処理施設
H22		・豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設
H26	事業者 選定済	・犬山浄水場始め2浄水場排水処理施設 ・豊川浄化センター汚泥処理施設等
—	実施準備中	・環境調査センター、衛生研究所
	導入検討中	・運転免許試験場

## コンセッション方式

公共施設等について、施設の所有を自治体・公社等が保持したまま、一定期間の運営権（事業を営業する権利）を民間事業者に付与し、民間事業者が施設の運営を行う事業手法

### （指定管理者）

- 公の施設の管理運営を民間事業者等が担う指定管理者制度について、施設が現在整備途上にあるなどの理由で、経過措置として任意指定としている施設については、平成27年度以降、原則、その理由がなくなったものから順次、公募により選定する。

また、現在県直営としている施設についても、指定管理者制度の導入を含め、より効果的・効率的な運営のあり方を検討する。

## 6 地方分権と自治体間の連携の推進

### これまでの成果と課題

- 地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方に任せることを基本に、国と地方の役割分担を徹底して見直す取組である。

これまでの4次にわたる一括法などにより、地方への事務・権限の移譲や法令による義務付け・枠付けの見直しが進められてきたが、平成26年度からは、地方の発意に根ざした改革を推進するため、「提案募集方式」が新たに導入され、本県からは、平成26年7月にハローワークの全面移管などの提案を国に提出している。

今後とも、さらなる地方分権改革の推進に向けて、全国知事会などとも連携しながら、国へ働きかけを行うなど、積極的な取組が必要となる。

- 県内市町村は、市町村合併や地方分権の取組による体制整備が進んだ一方で、団体によっては、今後人口減少が進むなどの課題を抱えている。

これまで本県では、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が最大限に力を発揮できるよう、権限移譲を積極的に進め、成果を上げてきた。

今後も、各地域や団体の自主的な取組に対して、連携や支援を適切に進める必要がある。

### 県内市町村数の推移と市町村合併

時点	市町村数	市町村数		
		市	町	村
H11. 3. 31 現在	88	31	47	10
H26. 3. 31 現在	54	38	14	2

合併期日	合併市町村	合併関係市町村	合併期日	合併市町村	合併関係市町村
H15. 8. 20	田原市	田原町・赤羽根町	H17. 11. 27	豊根村	豊根村・富山村
H17. 4. 1	稲沢市	稲沢市・祖父江町・平和町	H18. 1. 1	岡崎市	岡崎市・額田町
	一宮市	一宮市・尾西市・木曾川町	H18. 2. 1	豊川市	豊川市・一宮町
	愛西市	佐屋町・立田村・八開村・佐織町	H18. 3. 20	北名古屋市	師勝町・西春町
	豊田市	豊田市・藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稲武町	H18. 4. 1	弥富市	弥富町・十四山村
			H20. 1. 15	豊川市	豊川市・音羽町・御津町
H17. 7. 7	清須市	西枇杷島町・清洲町・新川町	H21. 10. 1	清須市	清須市・春日町
H17. 10. 1	田原市	田原市・渥美町	H22. 2. 1	豊川市	豊川市・小坂井町
	設楽町	設楽町・津具村	H22. 3. 22	あま市	七宝町・美和町・甚目寺町
	新城市	新城市・鳳来町・作手村	H23. 4. 1	西尾市	西尾市・一色町・吉良町・幡豆町

## 取組の内容

### (地方分権)

- 全国知事会と連携した地方分権改革の提言、職員の意識改革、市町村との連携強化などに取り組む。  
地方分権改革に関する提案募集等を活用して、国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、国へ働きかける。  
また、地方分権や地方分権の究極の姿である道州制に関する調査研究、情報発信及び啓発活動による気運の醸成を図る。

### (市町村)

- 地方自治法の改正に伴う新たな広域連携制度等に関する情報提供を行うとともに、広域連携を検討する市町村に対しては、積極的な支援を行う。

### 広域連携制度

事務の一部を共同して処理する「一部事務組合」、広域にわたり処理することが適切であると認められる事務を処理する「広域連合」などの制度がある。  
平成 26 年の地方自治法改正により、他の自治体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める「連携協約」制度、事務の一部を当該自治体の名において他の自治体に管理・執行させる「事務の代替執行」制度が創設された。

- 県が設定した移譲モデルに沿って市町村が策定した移譲計画(平成 25~27 年度)に基づき、権限移譲を着実に実行し、定着を図るとともに、計画期間終了後も、例えば、広域連合を設立し権限移譲の受け皿とするなどの、各地域や団体の自主性に基づく取組を支援していく。

### 移譲モデルに基づく市町村への権限移譲

	H25	H26	H27(見込み)	計(見込み)
移譲事務の延べ数	43	38	75	156

## 7 地域との連携・協働の推進

### これまでの成果と課題

- 公共サービスの提供を地域全体で支えていく姿を目指して、民間企業、NPO、大学等との連携・協働を推進してきた結果、各分野の様々な取組に広がりを見せている。  
特に、地域住民に密着したニーズに対しては可能な限り民間企業、NPO、地域団体等が応えていくことが求められており、これまでの実績・成果をさらに普及・定着させていく必要がある。  
また、県は広域的な観点から、主にコーディネート役として、各主体の連携・協働をより一層促進し、支援していく必要がある。
- 行政情報は県民の共有財産であり、地域の各主体が公共サービスの企画・提供に参画したり、連携・協働を図っていくための基盤ともなる。県が保有する情報を県民・企業等が利用しやすい形で開放していく必要がある。

### 協働ロードマップの策定実績

(特定のテーマごとに、NPOと行政の役割分担、行程等を取りまとめたもの)

年 度	テーマ (担当部局)
H22	・ NPOと企業の協働を促進するための提言 (県民生活部)
H23	・ 多世代が交流し互いに支えあえる地域づくり (健康福祉部)
H24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多文化共生社会づくりにおける連携・協働 (地域振興部)</li> <li>・ 「ロココロあいち」連携モデル事業 クロスメディア情報発信 (地域振興部)</li> <li>・ 大学生による「環境の世紀」の創造～「つなげる教室」 (環境部)</li> <li>・ 地域における支え合い事業～民間の主体的な相談支援ネットワークによる多様な生活課題への対応～ (健康福祉部)</li> <li>・ 誰もが容易に出かけられる「おもてなし愛知」を目指して～バリアフリー観光情報の発信による着地型観光の提案～ (産業労働部)</li> <li>・ 「都市農地の新しい市民利用プログラム」開発プロジェクト～都市農業の活性化をめざして～ (農林水産部)</li> </ul>
H25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三河山間地域の小規模高齢化集落の集落機能の維持・再生に向けた新たな仕組みづくりについて～地域の重要な文化遺産『花祭』を支える～ (地域振興部)</li> <li>・ 多文化共生社会づくりにおける連携・協働 (改訂版) (地域振興部)</li> <li>・ 孤立化する子育て家庭を地域でどう支えていくのか (健康福祉部)</li> </ul>

### 取組の内容

(NPO)

- NPOや大学、企業等、多様な主体との協働をさらに深化させるため、様々な課題等に応じて協議の場を設置する。



- NPOと県・市町村の職員で構成する「NPOと行政の協働に関する実務者会議」の活用などにより、より質の高い協働を実施するための改善策等を研究・提案する。

#### NPOと行政の協働に関する実務者会議

NPOと行政（県・市町村）の職員で構成。「あいち協働ルールブック・評価実践シート」を活用して協働事業の検証を行い、その結果も踏まえ、課題及びその解決策を提言するなど、協働全般をフォローアップする。

- コーディネート力向上のための研修、協働の促進に向けた部局横断的な取組など、行政職員のレベルアップを図るとともに、NPOの組織力向上に係る支援を推進する。

#### （大学）

- 様々な分野で、大学の有する専門的な知識や、学生の活力を活用していくため、県と大学との連携や、そのための意見交換を積極的に推進する。  
また、引き続き、県の職場へのインターンシップの受入れに取り組む。

#### （県民・企業等）

- 県民の参加による会議・イベント・施設の企画・運営など、県民・地域団体等との連携・協働を推進する。
- 企業が自ら行う社会貢献活動との連携を引き続き推進する。

#### （オープンデータ・ビッグデータ）

- 県が保有する様々な行政情報を二次的に加工しやすい形で民間に開放（オープンデータ）し、自由に活用してもらうことで、社会的な課題解決や、地域経済の活性化に寄与する。
- 県が保有する各種統計データの活用とともに、民間が保有するビッグデータを県が活用することで、県民サービスの質的向上につなげる。

## 8 事務事業の積極的な見直し

### これまでの成果と課題

- 本県では、平成14年度から行政評価を導入するなど、全庁に約2,000以上ある事務事業を単位としたPDCAサイクルを構築し、事務事業の見直しに効果を上げてきたところである。

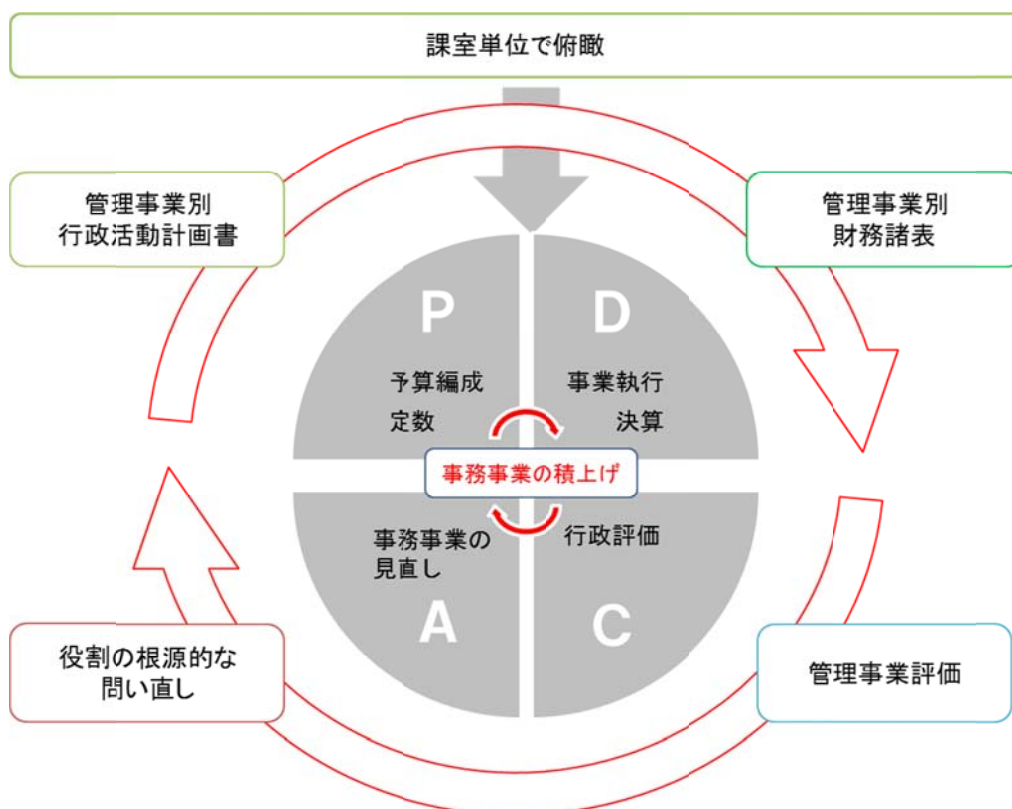
平成25年度の新公会計制度の導入を機に、この機能をより一層深化させるため、財務諸表、行政評価、予算編成といったPDCAサイクルの共通単位として、概ね課室ごとに事務事業をまとめた、279の「管理事業」を設定した。管理事業単位による、新たなPDCAサイクルを構築し、事務事業を積極的に見直すとともに、業務の効率化、見える化、仕事の質の向上を図っていく必要がある。

### 取組の内容

#### (新たなPDCAサイクル)

- 新公会計制度の財務情報を活用し、課室単位で行う行政評価の結果を事務事業の見直しに反映することにより、PDCAサイクルをより一層機能させ、真に必要な事務事業に財源や人材を配分できるよう選択と集中を促進する。

#### 新たなPDCAサイクルのイメージ



- 公共サービスを担う上で、まず「行政・民間・地域」の役割分担、行政の中で「国・県・市町村」の役割分担を明確化した上で、県が果たすべき役割を、毎年度、根源的に問い直す。

その結果は、事務事業の見直しに反映するほか、この行革大綱に位置づけた検討課題を具体化・実現する作業に活用していく。

また、県が民間活力を活用しながら実施することが適当とされたサービスについては、その内容に応じて、より良いサービスを実現できる最適な手法を選択する。

#### 行政が果たすべき役割（民間・地域との役割分担）

- 民間・地域では提供できないサービス（みんなで使うサービス、初期投資が過大なサービス、普及啓発）を提供する。
- 民間・地域と競合するサービスのうち、社会のセーフティネットとしての性格や公益性を有するサービスを提供する。
- 公益上望ましい民間・地域の活動を支援する。
- 民間・地域の活動に公益上必要な規制を行う。
- 社会のセーフティネットとして必要な住民への給付を行う。

#### 国・県・市町村の役割分担

- 国は、国家としての存立にかかわる事務などを担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねる。（地方自治法第1条の2②）
- 県は、広域にわたる事務、市町村に関する連絡調整に関する事務、一般の市町村が処理することが適当でない事務を担う。（同法第2条⑤）
- 市町村は、政令市・中核市・市・町村の規模等に応じて、県が処理するもの以外の地方公共団体の事務を担う。（同法第2条③）

- 新公会計制度の導入によって把握可能となった事業ごとのストック情報やフルコスト情報を、行政評価や予算編成、資産マネジメントに活用していく。

#### 新公会計制度

民間企業で採用されている複式簿記・発生主義会計を導入することにより、現行の官庁会計による予算・決算制度を補完するもの。単式簿記・現金主義会計による現行の官庁会計では見えにくい資産や負債の情報（ストック情報）や、減価償却費などを含めたフルコスト情報を把握することが可能となる。

<主な活用方法>（再掲）

- 県有施設の老朽化対策
- 公の施設の総点検
- 行政評価結果等の分かりやすい公表
- 建物の維持管理費の適正化
- 新たなPDCAサイクル

### (見える化)

- 「管理事業」ごとの事業内容・コストなどとともに、県による自己評価の結果が一目でわかるポータルサイトを公表し、県が展開する事業を、県民に分かりやすい形で開示する。

管理事業評価ポータルイメージ

管理事業名	所管課室	主な成果 (H25)	県民一人 当たり コスト (H25)	自己評価 (評価調書)	事業の概要
〇〇施設管理運営事業	●●部 ●●課	利用者数 300,000人	50円	B	〇〇施設の管理運営を行い、△△の普及啓発や、▲▲の活動の場を提供しています。

### (業務の効率化)

- 全庁に共通する事務については、合理性、必要性、簡素化といった観点から、プロセスを徹底的に見直し、コストや業務量の効果的な縮減につなげていく。
- 情報システムについては、経費の低減や、安定的かつ安全な稼働に向けて、庁内クラウドへの集約を図るなど、全庁的に効率化を進めていく。  
また、今後の機器更新時には、庁外のパブリッククラウドの利用についても検討する。
- 物品等の調達については、発注の集約化を進めるなど、一層効率的な調達に資する取組を推進する。

### (仕事の質の向上)

- 仕事の質の向上を図るため、業務の進め方や職場環境の改善について検討する。
- 「グッドジョブ運動」を一層定着・拡大させるなど、日常的な業務の工夫・改善が自発的に絶えず行われる職場づくりを推進する。  
そのために、他の優れた取組を積極的に活用する（マネする）ための環境整備、マネされた（評価の高い）取組の見える化、上司等による他薦を可とするなどの制度改正を行う。

## グッドジョブ運動の概要

- 仕事の質を向上させるあらゆる取組を募集して全庁に公開
- 応募された取組や他自治体などにおける先進事例を積極的に活用
- 優れた取組を評価・表彰
- 募集部門
  - ① カイゼン・成果部門
    - ・自らの業務において実施した事務改善の取組、事業の実施・推進に当たり工夫をこらして成果を上げた効果的な取組
    - ・未実施だが、今後の活用が見込めるアイデア提案
  - ② チームワーク部門
    - ・人材の育成や活用、所掌事務の課題解決に向けた議論の場やコミュニケーションの機会の充実など、組織としての機能を向上させたり、職場を活性化させた取組
    - ・未実施だが、今後の活用が見込めるアイデア提案

## 9 公営企業や第三セクター等の経営改善

### これまでの成果と課題

- 公営企業や、一部事務組合、県関係団体、第三セクターといった団体に係る経営状況は、県財政、ひいては県民の負担に影響を及ぼす可能性がある。

県は、これらの経営状況を点検・評価するなどして、その自律的かつ健全な経営を促進する必要がある。

また、公有地の有効活用を図る目的で行っている県有地の信託については、その事務の処理状況について点検を行っていく必要がある。

#### 公営企業 4 会計

県立病院事業会計（病院事業庁）  
水道事業会計（企業庁）

工業用水道事業会計（企業庁）  
用地造成事業会計（企業庁）

#### 一部事務組合 3 組合（括弧内は構成団体）

名古屋競輪組合（愛知県・名古屋市）

名古屋港管理組合（愛知県・名古屋市）

愛知県競馬組合（愛知県・名古屋市・豊明市）

#### 県関係団体 19 団体（○は県の公の施設の指定管理者となっている団体）

○ (公財)愛知公園協会  
(公財)愛知県国際交流協会  
(公財)あいち男女共同参画財団  
○ (公財)愛知県文化振興事業団  
(一財)愛知県私学振興事業財団  
○ (社福)愛知県厚生事業団  
○ (公財)愛知県健康づくり振興事業団  
(公財)あいち産業振興機構  
○ (公財)愛知県労働協会  
(特)愛知県職業能力開発協会

○ (一社)愛知県農林公社  
(特)名古屋高速道路公社  
(特)愛知県道路公社  
(特)愛知県土地開発公社  
○ (公財)愛知県都市整備協会  
○ (公財)愛知水と緑の公社  
(特)愛知県住宅供給公社  
○ (公財)愛知県教育・スポーツ振興財団  
(公財)愛知県体育協会

※ 次の形式的要件と実質的要件をともに満たす団体（本県独自の定義）

- ・形式的要件＝次のいずれかに該当するもの
  - ① 基本財産等の4分の1以上を県が出資しているもの
  - ② 県職員を派遣しているもの
  - ③ 総事業費の2分の1以上が県の委託に係るもの
- ・実質的要件  
県の行政活動の一部を補完し、又は代行する機能を担うもの

#### 第三セクター等 53 法人（県関係団体である 19 法人を含む）

- ※ ① 県が25%以上出資、出えんしている法人（47 法人）
- ② ①以外の法人で、県関係団体である法人（5 法人）
- ③ ①②以外の法人で、損失補償を行っている法人（1 法人）

#### 県有地の信託（2 件）

スカイオアシス栄（名古屋市中区・東区） 桃花台ニュータウン（小牧市）

## 地方財政健全化法の各指標の対象範囲・地方自治法等に基づく知事の調査権

公営企業や一部事務組合等の経営状況は、地方財政健全化法に基づく財政指標に算入される。また、県が4分の1以上出資する法人の経営状況や県有地の信託の事務処理状況については、法令により知事の調査権が認められている。

### 取組の内容

#### (公営企業)

- 水道事業、工業用水道事業、用地造成事業については、現行の企業庁中期経営計画（計画期間：平成23～27年度）の取組を着実に推進するとともに、その計画期間終了後には、次期計画（計画期間：平成28年度～）を策定・公表の上、より一層、健全な経営に取り組む。また、経営状況を積極的に公表するとともに、引き続き業績評価に取り組む。
- 病院事業については、第2次県立病院経営中期計画（計画期間：平成25～28年度）に基づき、魅力ある病院を目指して、①高度・先進的な専門医療の提供、②信頼と満足感に溢れる良質な医療の提供、③専門医療及び政策医療に従事する医療者の育成、④確固たる経営基盤の確立に取り組む。  
さらに、自律的、弾力的な経営及び権限と責任の明確化の観点から、独立行政法人化を含め、病院事業の望ましい経営形態を検討する。

#### 地方独立行政法人制度

公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務事業を、効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。本県では、平成19年に愛知県公立大学法人を設立している。

#### (県関係団体)

- 公の施設に係る指定管理者の選定結果や、第三セクター等経営改革の状況などを踏まえつつ、引き続き、団体が果たすべき役割や県との関係、統廃合を含む組織体制の見直しを検討する。
- 愛知県道路公社、愛知県土地開発公社、愛知県住宅供給公社については、事業の状況、経営改善計画等を踏まえ、スリム化に向け、統合を含めた検討を行う。
- 各団体の経営改善計画の実績・成果や諸課題を踏まえ、必要に応じて、平成28年度をスタートとする次期計画の策定・推進を支援していく。

#### (第三セクター)

- 県が基本財産等の4分の1以上を出資している法人等については、外部有識者で構成する「愛知県出資法人等経営検討委員会」を活用し、改革の取組や経営・財務の状況等を定期的に点検・評価し、その結果を公表する。

- 同委員会で経営改革が必要とされた法人については、引き続き必要な経営改革を推進していく。

**(一部事務組合等)**

- 一部事務組合は、その経営状況が県財政に悪影響を及ぼすことがないよう、経営状況を点検していく。
- 県有地の信託については、資産の有効活用の面において支障が生じないよう、信託の制度に則して、事務の処理状況を点検していく。



## 10 健全で持続可能な財政基盤の確立

### これまでの成果と課題

- 平成26年度当初予算の編成においても、依然として多額の収支不足が生じ、これを解消するため、臨時的・緊急避難的措置として、基金からの繰入運用を行わざるを得ないなど、財政は依然として厳しい状況に置かれている。
- これまでの行財政改革の取組の結果、通常の県債残高は減少させてきたものの、平成20年度以降における特例的な県債の増発により、県債残高は増加を続けている。
- 厳しい財政状況を踏まえると、健全で持続可能な財政基盤の確立に向けて取り組む必要がある。

### 取組の内容

#### (財政運営)

- 臨時的・緊急避難的措置である基金からの繰入運用について、健全な財政運営の観点から解消する。
- 赤字に陥らないことはもちろんのこと、地方財政健全化法における財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を健全な水準に維持する。

#### 地方財政健全化法に基づく財政指標

実質公債費比率 ……借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの。  
将来負担比率 ……借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの。

- 将来負担を抑制するため、引き続き特例的な県債を除いた通常の県債残高の抑制に取り組む。
- 年度間の財政調整を図り、将来の公債費負担に備えるため、財政調整基金及び減債基金（その他分（任意積立分））など、基金残高の回復に努める。

基金残高の推移については7ページを参照。

## (財源の確保)

- 税源の涵養、県税の適切な徴収、未利用資産の処分や貸付などにより、自主財源の確保に努める。  
また、新たな自主財源確保策の導入を検討する。
- 国に対しては、地方分権改革の流れに逆行する地方法人特別税及び地方法人税の廃止と地方税への復元、地方一般財源総額を増額確保するとともに、臨時財政対策債を速やかに廃止するため、国税五税の法定率の引上げ等による地方交付税総額の増額を図ることなどを求めている。
- 年々増加する減債基金（満期一括償還分）について、長期債券のラダー型運用を拡大する。また、減債基金以外の基金について、より効率的な運用のため、基金ごとの個別運用から一元的な運用への移行に向けて検討する。

### 長期債券のラダー型運用

毎年、同じ年限の債券を同額投資する運用のこと。投資額を満期までの年限ごとに棒グラフで表すと、はしご（ラダー）の形のように見えることから、この名前がついたと言われている。金利変動リスクの分散と長期的に安定した収益性の確保が期待できる。

### 主な財源確保策

歳入科目	財源確保策	H26年度 当初予算 (億円)
県税	適切な徴収努力・納税の利便性向上（コンビニ納税など） 地方法人特別税等の即時廃止要請	10,915
使用料及び手数料	使用料等の適正化	272
国庫支出金	適切な国庫負担確保要請	1,968
財産収入	県有資産の処分 県有資産の貸付（自販機用スペース、駐車場用地、定期借地権の設定（事業用、福祉施設用）等） 効率的な資金運用	69
諸収入※	貸付等未収金の回収 広告的収入（ネーミングライツ、施設広告、バナー広告等）	493

※ 中小企業金融対策貸付金収入を除く

### (歳出の見直し)

- 管理事業内でのスクラップ・アンド・ビルドを基本として、官民の役割分担、行政評価の結果、財務諸表の活用など、新たな切り口を加えながら、引き続き事務事業の見直しを徹底する。

#### 事務事業の見直しの切り口の例

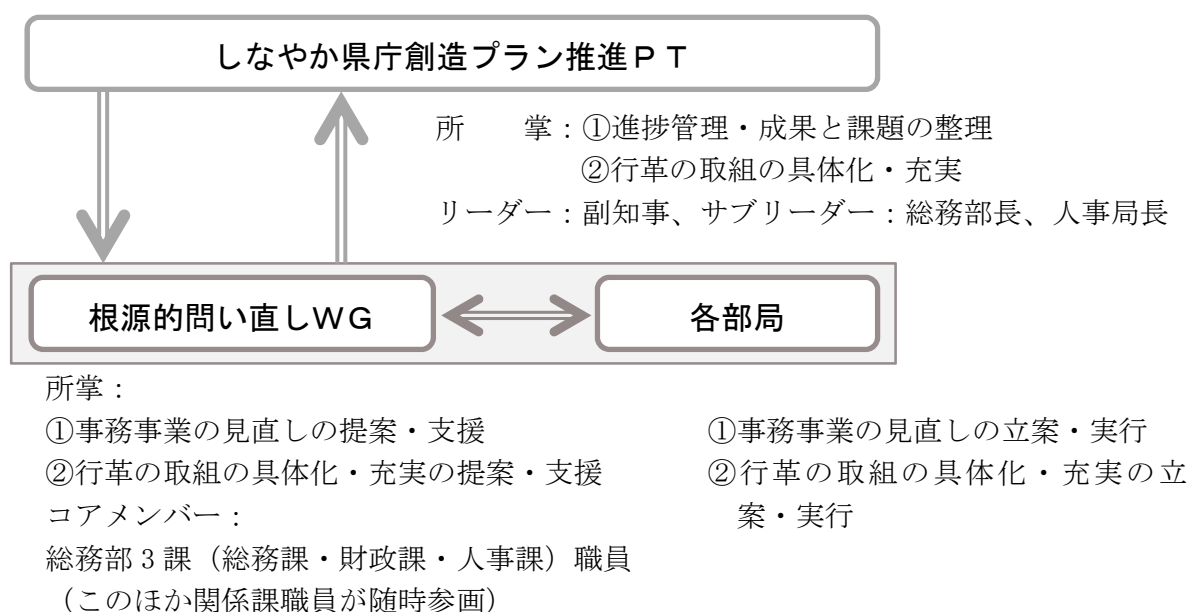
区分	検討・見直しの切り口
管理事業単位での俯瞰による見直し	官民及び国・市町村間での役割分担の見直し
	行政評価結果を活用した見直し
	財務諸表を活用した見直し
個々の事務事業に着目した見直し	事業実績・事業効果の検証
	先導的・モデル事業としての目的達成
	全国的な水準比較による見直し
	社会経済情勢の変化を踏まえた見直し
	国の制度見直しを踏まえた見直し
	民間との連携（民間委託、PFI等）
	コストの縮減、業務の簡素化・効率化・統合
	組織・機構の見直し

- 特例的な県債を含めた県債残高が5兆円を超える中、引き続き、安定的な資金調達により、公債費負担の軽減に努める。

## IV 大綱の推進体制と進捗管理（P D C Aサイクル）

### 1 しなやか県庁創造プラン推進プロジェクトチームの設置

- この行革大綱の取組の推進に当たっては、庁内に副知事をチームリーダーとする「しなやか県庁創造プラン推進プロジェクトチーム（P T）」を設置し、計画期間中随時、①進捗を管理し、成果と課題を整理しながら、②行財政改革の取組の具体化・充実を行う。
- 県が果たすべき役割を、毎年度、根源的に問い直しながら、事務事業の見直しや、行革の取組を具体化・充実する作業を進めるため、P Tの下に、「根源的問い直しワーキンググループ（W G）」を設置する。W Gは、コアメンバーのほか、関係課職員を臨機応変にメンバーに加えながら、組織横断的・集中的に検討する。



### 2 進捗管理

- 毎年度、**167 項目の個別取組事項**一つひとつについて、過年度の実績と当該年度以降の具体的な取組内容を示していく。
- 加えて、**大綱が目指す姿、10 本の取組の柱**の方向性がどの程度達成されているかを表す **50 の「進捗管理指標」**を設定し、進捗状況を県民に分かりやすい形で公開する。
- 進捗管理指標は、いずれも、毎年度改善を目指すこととし、指標のうち、特定の値の達成を目指して計画的に取り組むべきものは、15 の数値目標として設定する。（進捗管理指標は 48～49 ページ）

- 個別取組事項の進捗管理、進捗管理指標の状況、その他様々な外部要因も勘案しながら、毎年度、成果と課題を整理して、事務事業の見直しや、行革の取組の具体化・充実を行う。

### 3 行財政改革の取組の具体化・充実

---

- 各部局は、県が果たすべき役割を根源的に問い直すことを通じて、①事務事業の見直し案、②行革の取組の具体化・充実案を立案し、実行する。「**根源的問い直しWG**」は、**各部局に対して積極的に提案するとともに、各部局の求めに応じて支援を行う。**
- このうち重点的に取り組むべきものは、「**しなやか県庁創造プラン推進PT**」において、**関係部局の参画を得て方向性を議論した上で、外部有識者による公開ヒアリングの場を活用し、有識者からの提言を参考に、取組を精査していく。**
- 具体化・充実した取組は、その後の大綱の進捗管理に組み入れていく。

## 進捗管理指標

この大綱では、取組の体系を明確化(15 ページ)した上で、大綱の目指す姿(改革の目標・3つの改革の視点)を記述して明らかにした。

こうした目指す姿を一つの指標で表すことは難しいことから、その下にある、10本の柱の方向性を表す中間的な指標群を50の「進捗管理指標」として設定し、大綱全体の進捗管理に活用していく。

目指す姿		進捗管理指標(50)	数値目標(15)	参照頁	
I 県の持てる経営資源をフル活用	①人材の育成・活用とワーク・ライフ・バランスの推進	職員を育てる	成長を実感できる職員の割合	51	
			民間企業・国・他県・市町村等との交流職員数		
		職員のモチベーションを向上させる	やりたい仕事挑戦制度合格者数	53	
		女性職員の活躍を促進する	女性管理職の割合	○	55
		ワーク・ライフ・バランスを実現する	長時間勤務者がいる所属数	○	56
		精神疾患による長期病休者を減らす	精神疾患による長期病休者率		57
	②組織の活性化	活力ある組織を築く	活動中のプロジェクトチーム数	59	
			審議会等の女性委員の割合		○
		試験研究の成果を活用する	知的財産活用状況(特許権利用率等)	○	62
	③職員定数と給与の適正管理	適切な人員配置にする	職員定数	63	
			知事部局等と教育の事務部門		
			教職員		
			警察		64
		定数削減効果額			
給与を適正にする	給与適正化効果額				
④県有資産の活用	安全で効率的に施設を管理する	県有施設の老朽化に起因する重大事故件数	○	65	
		県有施設維持管理費		66	
	資産の民間開放を進める	未利用財産の売却額			
		資産有効活用額			
	県民ニーズに対応した管理運営を行う	公の施設数	69		
		公の施設の利用者数		○	

目指す姿		進捗管理指標	数値目標	参照頁	
Ⅱ 民間・地域の総力を結集	⑤民間活力の活用	民間活力を活用する	P F I 導入件数	71	
			指定管理者制度導入施設 (導入率、公募率)	72	
	⑥地方分権と自治体間の連携の推進	市町村の自主的な取組を支援する	市町村への権限移譲件数		73
			県内市町村の広域連携件数		
	⑦地域との連携・協働の推進	連携・協働を進める	N P O との協働事業の評価点		74
			大学との連携事業数		75
			企業等との連携事業数		
	情報の民間開放を進める	オープンデータ件数		76	
Ⅲ たゆまぬ見直しで持続可能な財政運営	⑧事務事業の積極的な見直し	P D C A サイクルを効果的に運用する	管理事業の自己評価結果		77
		I C T 化を進める	庁内クラウド移行システム数		79
		業務改善を進める	グッドジョブ運動応募件数	○	81
	⑨公営企業や第三セクター等の経営改善	公営企業の経営改善を進める	企業庁経営計画	○	82
			病院事業庁経営中期計画	○	
		県関係団体の経営改善を進める	県関係団体数		83
			県関係団体職員数		
		県関係団体経営改善計画	○		
		県財政への負担を軽減する	損失補償等将来負担見込額		84
	⑩健全で持続可能な財政基盤の確立	健全で持続可能な財政運営を行う	健全化判断比率	○	86
			通常の前年度の残高	○	
			基金繰入運用額	○	87
			財政調整基金・減債基金(その他分(任意積立分))残高		
		財政面の効果を確保する	行革効果額	○	
財源を確保する		県税徴収率		89	
		県税収入未済額			
	税外債権収入未済額		90		
	減債基金(満期一括償還分)債券運用額	○			
	自主財源確保額				
歳出を見直す	事務事業の見直し効果額		91		

## V 個別取組事項

**新規** しなやか県庁創造プランにおいて新たに位置づけた取組 44 項目  
 〈継続〉 第五次行革大綱や「行革大綱に係る重点改革プログラム」に位置づけたものを  
 引き継ぐ取組(充実・拡大を含む) 123 項目 ⇒ 合計 167 項目

### 1 人材の育成・活用とワーク・ライフ・バランスの推進

(育成)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
1 〈継続〉 あいち人材育成ビジョンの推進	平成24年3月に改訂した「あいち人材育成ビジョン」に基づき、職員の意識改革を進め、専門能力を高めるとともに、個々の職員の力を束ねた組織力のより一層の向上を図る。	総務部			毎年度実施		→
2 <b>新規</b> 「人づくり」に積極的な組織風土の醸成	「あいち人材育成ビジョン」に掲げる「めざす職員像」を実現するため、OJTを促進するための効果的な取組を検討・推進することや、人事評価制度において人材育成に取り組む職員をより評価することなどにより、全ての職員が人材育成の一翼を担い、組織全体として「人づくり」に積極的な風土を目指す。	総務部	○ 検討・推進			推進	→
3 〈継続〉 育成型ジョブローテーション制度の推進	若手職員の能力向上と職務経験の多様化を促すため、引き続き育成型ジョブローテーションを推進する。	総務部			毎年度実施		→
4 〈継続〉 高い専門能力や経験・熟練を有する職員の効果的な育成	組織がスリム化し、県に求められるニーズも高度化、多様化する中、高い専門能力や経験・熟練を有する職員を効果的に育成する仕組みを検討・推進する。	総務部				検討・推進	→
5 〈継続〉 キャリアマネジメントの推進	キャリアマネジメントの取組を育成の節目に計画的に実施し、職員が、自らの職務経験を振り返りながら、今後のキャリアビジョンを描くことを通じて、主体的に能力開発を行うよう引き続き促していく。	総務部			毎年度実施		→
6 〈継続〉 教員の指導力向上	教科指導や生徒指導等を適切に行うことができない教員に対し、指導改善研修を実施するとともに、講師等の臨時教員に対しての研修を継続して行うなど、信頼される教員としての意識改革に取り組む。 ・教員資質向上会議の開催 ・管理職員パワーアップ講座の開催 ・支援を要する教員の把握及び研修の実施 ・臨時教員に対する研修の実施	教育委員会			毎年度実施		→



個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
7	〈継続〉 民間企業等との人事交流の推進	実践的な民間の感覚や発想等(サービス意識、コスト感覚等)を身に付けるため、民間企業等への派遣研修を実施するとともに、組織の活性化を図るため、民間企業等からの人材の研修による受入れを推進する。	総務部			毎年度実施		→
8	〈継続〉 国、他県、市町村等への派遣の推進	県行政の枠を超えた幅広い見識や視野を身につけるため、国等への派遣を推進する。	総務部			毎年度実施		→
9	〔新規〕 派遣制度を活用した人材育成の推進	外部機関への派遣を行うに当たって派遣先業務における課題や役割を明確にし、人材育成に資する取組を検討・推進する。特に、市町村からの要請に基づく派遣については、より課題解決型の派遣となるよう、運用方法を整備するなど、人材育成効果を高める取組について検討・推進する。	総務部	○ 検討・推進			推進	→

### 進捗管理指標

成長を実感できる職員の割合 (人材育成システム等による庁内調査)
民間企業・国・他県・市町村等との交流職員数
現 状 派遣 109 人 受入 98 人 (平成 26 年度)

(能力・実績に基づく人事管理)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
10	<p>〈継続〉 能力及び実績に基づく人事管理の徹底</p>	人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることが地方公務員法に位置づけられたことを踏まえ、本県が先行して実施している制度について、所要の見直しを行いながら、さらなる定着・活用を図る。	総務部			検討・推進		→
11	<p>〈継続〉 教職員評価制度の改善・充実</p>	教職員一人ひとりの意欲・努力・能力や実績等により適正に評価されるよう、教職員評価制度の改善・充実に努める。	教育委員会			毎年度実施		→
12	<p>〈継続〉 分限制度の厳正な運用</p>	<p>職務能力や勤務実績などが著しく劣る職員や公務員としての適格性を欠く職員に対しては、平成23年10月に策定した「分限事由に該当する可能性がある職員への対応指針」に基づき、指導・改善に努めるとともに、公務能率の維持のため、分限制度を厳正に運用する。 ※ 分限制度…勤務実績不良、心身の故障等の事由により職員の意に反して免職・降任等の身分上の措置を行うこと。</p>	総務部			毎年度実施		→

(モチベーションの維持・向上)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
13	新規 活力ある職場づくりの推進	組織・グループの現状を分析し、「見える化」するグループ診断制度をさらに推進するとともに、職員が意欲を持って業務に取り組めるよう、管理職員のマネジメント力を高める取組を推進することなどにより、組織・グループ職員のモチベーションの向上を図る。	総務部			毎年度実施		
14	〈継続〉 やりたい仕事挑戦制度の推進	職員のチャレンジ意欲をさらに向上させるため、本人が自ら培ってきた能力とスキルを直接希望所属にアピールし、選考に合格すれば異動できる「やりたい仕事挑戦制度」を引き続き推進する。	総務部			毎年度実施		
15	〈継続〉 特別職や部局長との意見交換などの実施	組織の一体感を高め、職員がやりがいと使命感を持って仕事に取り組む環境づくりをめざすとともに、組織全体で組織目標や考え方を共有するため、特別職や部局長との意見交換などを実施する。	関係部局			毎年度実施		
16	〈継続〉 グッドジョブ運動に関する職員表彰の実施	グッドジョブ運動に関する優秀な取組を行った職場・職員に対して、副知事が当該職場に出向いて表彰を実施する。	総務部	<現状> 知事表彰 5件 (25年度)		毎年度実施		
17	〈継続〉 教職員表彰の実施	学校教育において、創意工夫にあふれる特色ある教育活動を実践し、顕著な成果を上げ他の模範となる教職員の愛知県教育委員会教職員表彰を継続して実施する。	教育委員会	<現状> 表彰人数 104人 (26年度)		毎年度実施		

進捗管理指標

やりたい仕事挑戦制度合格者数
現 状 30人 (平成25年度)

(採用)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期						
			H27	H28	H29	H30	H31		
18	<p>〈継続〉 新規採用職員数の確保</p>	<p>少子化の進展に伴い、新規学卒者の減少が見込まれる中、職員の年齢構成の偏りをなくし、安定した組織構成とするため、県職員の魅力を発信するPRの強化等に取り組むことにより、新規採用を一定数確保する。また、多様な人材を組織に取り入れるため、試験内容や受験資格の見直しを検討するなどして様々な行政課題に的確に対応できる優秀な人材の確保を図る。</p>	関係部局			毎年度実施			→
19	<p>〈継続〉 民間企業等職務経験者の採用の推進</p>	<p>民間企業などの職務経験がある多様な人材を活用するために、引き続き民間企業等職務経験者の採用を推進する。</p>	総務部			毎年度実施			→
20	<p>〈継続〉 民間企業等で活躍する人材の登用の推進</p>	<p>高い専門性が求められる分野や特に民間感覚を必要とする事務について、任期付制度等を活用しながら、民間企業等で活躍する人材の登用をさらに推進する。</p>	総務部			毎年度実施			→
21	<p>〈継続〉 社会人特別選考による教員採用の実施</p>	<p>教員採用選考試験において、社会人特別選考を引き続き実施し、民間企業等での経験や特定の分野における優れた知識・技能を有する人材を採用する。</p>	教育委員会			毎年度実施			→
22	<p>〈継続〉 再任用職員の活用</p>	<p>今後、一定数の常勤再任用職員の任用が見込まれる中、退職するベテラン職員が、知識・経験を活かし、意欲を持って活躍できる取組を検討し、その能力を一層、活用していく。</p>	関係部局			毎年度実施			→
23	<p>〈継続〉 再任用職員(教員)の活用</p>	<p>退職するベテラン教員の知識・経験を、若手教員の育成に最大限活用するほか、意欲を持って活躍できる取組を検討し、その能力を一層活用していく。</p>	教育委員会			毎年度実施			→

(女性の活躍促進)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
24	<b>新規</b> 愛知県職員を志望する女性の増加に向けた取組の推進	将来にわたって継続して女性職員が活躍する組織を目指し、多くの有為な人材を採用するため、愛知県職員を志望する女性を増やす取組を推進する。	関係部局			毎年度実施		→
25	<b>新規</b> 女性職員のさらなる職域拡大の推進	これまで女性職員があまり配置されてこなかった職務、ポストにも、その適性を見極めながら広く配置するなど、さらなる職域の拡大を進める。	関係部局			毎年度実施		→
26	<b>新規</b> 女性職員のキャリア支援の推進	女性職員が男性職員と同様に様々なキャリア・経験を積んでいくため、職員の育児休業からの復帰の支援や管理職員の意識向上を図る。	関係部局			毎年度実施		→
27	<b>新規</b> 女性職員の管理職への登用の推進	意欲と能力のある優秀な女性職員が男性職員と同様に組織の管理的な立場に立ち、政策・方針決定に参画できるよう管理職への登用を積極的に進める。	関係部局			毎年度実施		→

**進捗管理指標**

女性管理職の割合	
<b>現 状</b>	7.3% (平成 26 年度)
<b>数値目標</b>	平成 32 年度までに、管理職に占める女性の割合を 10%にまで引き上げることを目指して、毎年度その割合を向上させる。

(ワーク・ライフ・バランス)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
28	<p>〈継続〉 総勤務時間の縮減</p> <p>時間外勤務の縮減や年次休暇の計画的な取得促進などにより、総勤務時間の縮減を図る。 時間外勤務の縮減に当たっては、全庁一斉定時退庁日やグループ定時退庁日の徹底、時間外勤務縮減キャンペーンなどを引き続き実施するほか、より実効性の高い方策について検討する。</p>	関係部局			毎年度実施		→
29	<p>新規 多様で弾力的な働き方の検討</p> <p>職員が家庭の事情などにとらわれず、継続的に勤務することができるよう、時差勤務の取得要件の拡大やフレックスタイム制など多様で弾力的な働き方を検討・推進する。</p>	関係部局			検討・推進		→
30	<p>新規 働きやすい職場環境の整備</p> <p>長時間勤務を良しとする気風を改め、ワーク・ライフ・バランスを実践するための休暇や育児休業等の利用促進を図るとともに、育児休業からの復帰を支援する等、働きやすい職場環境を整備する。</p>	関係部局			毎年度実施		→
31	<p>新規 職員のワーク・ライフ・バランス意識の向上</p> <p>職員が互いに協力しながら効率的に公務を遂行できるよう、男性職員の育児参加を促進する「イクメンサポート」の推進等により、家事・育児・介護の分担などに対する管理職員や同僚職員のワーク・ライフ・バランス意識の向上を図る。</p>	関係部局			毎年度実施		→
32	<p>新規 ワーク・ライフ・バランスを実践する職員を評価する取組の推進</p> <p>人事評価制度において、平成26年度から導入したワーク・ライフ・バランスを実践する行動を取りつつ仕事上の役割を果たした職員や、効率的に仕事を進め成果を上げた職員を積極的に評価する取組について、定着・活用を推進する。</p>	関係部局			毎年度実施		→

進捗管理指標

長時間勤務者がいる所属数	
現 状	123 所属 / 219 所属 (平成 25 年度)
数値目標	平成 31 年度までに、年間 360 時間を超える時間外勤務を行う長時間勤務者がいる所属数を、平成 25 年度実績から 3 割削減する。

(メンタルヘルス)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
33	<p>〈継続〉 総合的なメンタルヘルス対策の推進</p> <p>職員のこころの健康を維持するため、ストレス関連疾患の発生予防や早期発見・早期治療の充実を図るとともに、円滑な職場復帰と再発防止に向けた支援を適切に行うなどの総合的なメンタルヘルス対策に取り組む。</p>	関係部局	<p>発症予防(第1次予防) ・メンタルヘルス研修 ・部局、職場研修への保健師派遣 ・(H28～)メンタルストレスチェックの実施</p>				→
			<p>早期発見・早期治療(第2次予防) ・精神科医師・保健師による相談 ・電話、メール相談窓口の活用</p>				→
			<p>職場復帰・再発予防(第3次予防) ・復帰訓練支援、職場との連携</p>				→
34	<p>〈継続〉 管理監督者に対するメンタルヘルス研修の実施</p> <p>ストレス関連疾患の発症予防や早期発見のための管理監督者向けの教育研修を引き続き実施する。</p>	関係部局			毎年度実施		→
35	<p>〈継続〉 メンタルヘルス相談の実施</p> <p>早期発見・早期治療のためのメンタルヘルス相談を引き続き実施する。</p>	関係部局			毎年度実施		→
36	<p>〈継続〉 職場復帰支援の実施</p> <p>職場復帰・再発予防のため精神疾患による休業者の職場復帰支援を引き続き実施する。</p>	関係部局			毎年度実施		→

進捗管理指標

<p>精神疾患による長期病休者率 (精神及び行動の障害による30日以上長期病休者数÷職員数(知事部局等))</p> <p><b>現 状</b> 0.53% (平成25年度)</p>
--

## 2 組織の活性化

### (本庁組織)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
37 新規 本庁組織の見直し	<p>「あいちビジョン2020」に位置づけた重要施策をスピード感を持って戦略的に推進していくため、本庁組織の一部を見直す。(見直し後の部局名・課名は仮称)</p> <p>1 政策企画局の設置 「知事政策局」の組織を拡充して「政策企画局」を設置 ・「国際課」を配置</p> <p>2 振興部の設置 「地域振興部」を改組し「振興部」を設置 ・部内局として「観光局」を設置し、「観光振興課」と「国際観光コンベンション課」の2課体制を整備 ・「スポーツ振興課」を設置</p> <p>3 産業労働部の体制強化 ・「産業力強化推進監」を設置</p> <p>また、引き続き、新しい行政ニーズに対応できるよう、柔軟に必要な見直しを行う。</p>	関係部局	○ 新体制整備					
			→					
38 新規 プロジェクトチーム方式の活用	重要な政策課題について、複数の部局にわたる総合的、一体的な検討・立案が必要な場合には、プロジェクトチーム方式を積極的に活用し、関係部局の職員が目標を共有しながら、より迅速かつ柔軟に、集中的に対応する。	関係部局			毎年度実施			
			→					
39 ＜継続＞ 審議会等の見直し	<p>次のような審議会等については、原則として廃止又は他の審議会等と統合する。また、構成員の選任は、設置の目的を達成するために、効果的かつ合理的な構成及び人数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会情勢の変化に伴い審議事項が減少するなど設置の必要性が低下しているもの</li> <li>・設置の目的や審議事項等が他の審議会等と重複・類似するもの</li> <li>・過去の開催実績が少なく今後の開催の見込みが薄いなど活動が不活発なもの等</li> </ul>	関係部局			毎年度実施			
			→					
40 ＜継続＞ 審議会等の女性委員の登用	審議会等の女性委員の登用を推進する。	関係部局	○ 「あいち男女共同参画プラン2011-2015」に基づき女性委員の登用を推進					
			○ 次期プランを策定し、新たな数値目標を設定	→				
			→					
				新たな数値目標の達成に向け、審議会等の女性委員の登用を推進				



個別取組事項		取組の内容	部局	実施時期				
				H27	H28	H29	H30	H31
41	〈継続〉 愛知県庁業務継続計画の推進	大規模地震災害が発生した場合の県庁の業務継続に係る各部局間の共通の課題について情報共有を図るとともに、解消に向けた検討や業務継続を推進するための全庁的な体制を構築するなど、県庁の業務継続に向けた部局間連携体制の強化を図る。	関係部局			毎年度実施		→
42	新規 防災体制の強化	東日本大震災を受け、南海トラフ地震等の大規模な広域災害に備え、災害対策本部等委員の人的資源の配置や効率的な運用体制の再整備など、防災体制の充実・強化を図る。	関係部局			毎年度実施		→

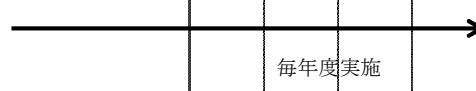
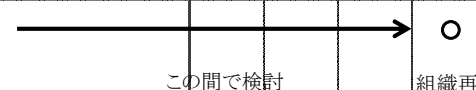

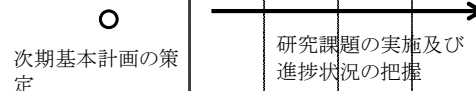
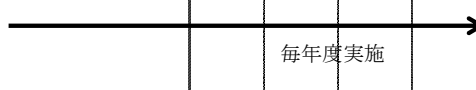
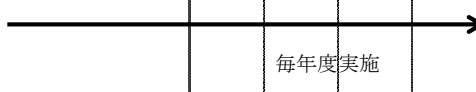
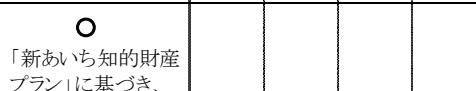
### 進捗管理指標

活動中のプロジェクトチーム数 (複数の所属にわたる重要課題に対応するため、関係所属の職員で構成する検討体制)	
審議会等の女性委員の割合	
現 状	36.75% (平成 25 年度末)
数値目標	平成 27 年度末までに、女性委員を 37.5%以上登用する。平成 28 年度以降については、次期男女共同参画プランにおいて定める数値目標を達成する。

(地方機関等)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
43	〈継続〉 地方機関の見直し	県民ニーズに対応しながら、地方分権の進展や、県と市町村の役割分担を踏まえ、地方機関のあり方を随時見直す。	関係部局	→				
44	〈継続〉 県民生活プラザの組織・機能の再編	県内8か所の「県民生活プラザ」において県が提供してきた「消費生活相談」、「県民相談」、「旅券発給」等の業務のあり方を見直し、県と市町村の役割分担や各業務のニーズを踏まえた執行体制の最適化を図り、県が提供すべき行政サービスを最も効果的・効率的に提供できる体制へ再編する。	県民生活部	○	→			
45	〈継続〉 東三河県庁の取組の推進	「東三河県庁」においては、担当副知事のもと、各機関の専門性やスピード感を生かしつつ、部局横断的にネットワーク化された推進体制、総合調整機能の強みを発揮し、地元の意向を的確に把握しながら、市町村・経済団体等との連携強化、広域的取組の加速化等に取り組む。	関係部局	→				
46	〔新規〕 名古屋給与事務所の廃止	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)」に基づき、平成29年度から県費負担教職員の給与負担等を名古屋市へ移譲するため、名古屋給与事務所を廃止する。	教育委員会	→		○		
47	〈継続〉 児童(・障害者)相談センターの設置に向けた支援	中核市や広域連合による児童相談所設置に向けた支援を行う。 また、児童相談所を設置した市又は広域連合と連絡会を設置し、児童相談所の連携による体制強化と効率化に努める。	健康福祉部	→				
48	〔新規〕 出張所等の見直しの検討	配置する職員が少ない出張所等について、必要性等を検証した上で、本所への集中を検討する。	関係部局	→				

(試験研究機関)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
49	<p>〈継続〉 試験研究機関のPDCAサイクルの確立</p>	試験研究の目標を掲げた上で実績評価を行うPDCAサイクルを確立するとともに、必要な組織体制の見直しを行う。	関係部局	 <p>毎年度実施</p>				
50	<p>〈継続〉 環境調査センターの組織・運営の見直し</p>	「環境調査センター中期計画」を踏まえ、新施設の竣工までに、現在の1課5部体制の統廃合を含めた組織再編を検討していく。	環境部	 <p>この間で検討</p> <p>組織再編を実施</p>				
51	<p>〔新規〕 あいち産業科学技術総合センターの効果的・効率的な運営</p>	あいち産業科学技術総合センターの技術支援・研究機能の充実を図り、中期的な計画のもと、効率的運営を推進していく。	産業労働部	 <p>次期産業労働ビジョン等に基づきアクションプランを策定</p> <p>プランに基づく適正な執行と管理の実施</p>				
52	<p>〈継続〉 農業総合試験場、水産試験場及び森林・林業技術センターの中期的な計画の策定・推進</p>	平成32年度を目標年度とする「愛知県農林水産業の試験研究基本計画2020(仮称・以下、次期基本計画)(平成28～32年度)」を、平成27年度中に策定し、平成30年度中に中間評価を実施する。	農林水産部	 <p>次期基本計画の策定</p> <p>研究課題の実施及び進捗状況の把握</p> <p>中間評価を実施</p>				
53	<p>〈継続〉 がんセンター研究所における研究の推進</p>	中央病院、他の医療機関、関係大学及び産業界などとの連携を一層進めながら、愛知県はもとより日本や世界に貢献できる研究を推進する。また、研究内容について研究所独自の外部評価を平成29年度に実施する。	病院事業庁	 <p>毎年度実施</p> <p>外部評価の実施</p>				
54	<p>〈継続〉 大学、企業等との連携強化、共同研究等の推進</p>	競争的研究資金や受託研究等の外部資金の積極的な活用を図るとともに、大学、企業、官民研究機関等との共同研究等を積極的に推進する。また、必要に応じて、外部資金獲得のための手続の簡素化や用途の弾力化について関係機関に要請していく。	関係部局	 <p>毎年度実施</p>				
55	<p>〈継続〉 知的財産の保護、活用</p>	試験研究機関における知的財産の創造・活用等のルールを定めた「知的財産戦略推進方針」に沿って、引き続き、知的財産の適切な権利化や企業への移転・活用などを推進する。	関係部局	 <p>「新あいち知的財産プラン」に基づき、知的財産の適切な権利化や企業への移転・活用などを推進</p> <p>次期あいち知的財産プランを策定し、新たな数値目標を設定</p> <p>新たな数値目標の達成に向け、知的財産の保護、活用の取組を推進</p>				

## 進捗管理指標

### 知的財産活用状況（特許権利用率等）

**現 状** 特許権利用率 53%（平成 25 年度）等

**数値目標** 平成 27 年度末までに、特許権利用率（国内特許権分）を 60%、新規実施契約件数を年間 25 件、知的所有権センターによる企業訪問を年間 100 件にまで高める。平成 28 年度以降については、次期あいち知的財産プランにおいて定める数値目標を達成する。

### 3 職員定数と給与の適正管理

#### (職員定数)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
56 〈継続〉 定員の適正管理(知事部局等と教育の事務部門)	「あいちビジョン2020」の政策課題を始め、重要施策を推進するため必要な人員を確保しながら、これまでスリム化してきた成果を後戻りさせることのないよう、引き続き事務事業の廃止・縮小、民間委託、事務処理方法の改善などに取り組み、適切な人員配置に努める。 その際、県庁全体として業務量に応じた最適な人員配置を実現する観点から、部局や所属間の再配置を積極的に推進する。	関係部局			毎年度実施		→
57 〈継続〉 定員の適正管理(教職員部門)	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員については、引き続き、児童生徒数の動向や教育課題への対応を踏まえて、教職員定数等に関する標準法に基づく適正配置に努める。 中学校の少人数学級への対応など、本県独自措置の教職員定数については、効果を検証しつつ、国に対して財政措置の対象とするよう要請することを含め、そのあり方について検討していく。また、職員定数については、業務の実施体制の合理化・効率化などによる適正な管理に取り組む。	教育委員会			毎年度実施		→
58 〈継続〉 定員の適正管理(警察部門)	警察官については、治安の維持や多様化する犯罪等への的確な対応のために必要となる人員の適切な配置に努めるとともに、引き続き組織・人員の効率的運用や業務の合理化に取り組む。 また、警察官以外の警察職員については、組織・人員の効率的運用や業務の合理化の取組などにより、適正な職員配置に努める。	警察本部			毎年度実施		→
59 〈継続〉 柔軟な人員配置の促進	迅速かつ効率的に業務を推進するため、部長権限による、事務の繁忙に応じた柔軟な人員配置を継続するとともに、さらに取組が促進される手法を検討・推進する。	関係部局	○ 検討・推進		推進		→

#### 進捗管理指標

職員定数	
現 状	74,120 人 (平成 26 年度)
知事部局等と教育の事務部門	
現 状	10,825 人 (平成 26 年度)
教職員	
現 状	48,897 人 (平成 26 年度)

警察
<b>現 状</b> 14,398人（平成26年度）
定数削減効果額
<b>現 状</b> 10億円（平成26年度当初予算）

(給与)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
60 〈継続〉 給与制度の適正化	民間給与との均衡を図ることを基本とする人事委員会勧告を尊重して、引き続き給与の適正化に努める。 なお、平成26年10月に、本県人事委員会は、給料と地域手当の配分見直しや国に準じた給与制度の総合的見直しなどを勧告した。この勧告内容を尊重し、給与制度の適正化に取り組む。	関係部局			毎年度実施		→
61 〈継続〉 各種手当等の見直し	社会情勢の変化に対応するよう、引き続き各種手当等の適正化に取り組む。	関係部局			毎年度実施		→

進捗管理指標

給与適正化効果額
<b>現 状</b> 37億円（平成26年度当初予算）



(土地・建物)







個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
64	〈継続〉 庁舎等の集約・移転	三次にわたり策定した「県有施設活用・保守管理プログラム」等に基づき、庁舎等の集約・移転等を進める。	関係部局			毎年度実施		
65	〈継続〉 未利用財産の適正な処分	今後活用見込みのない県有財産について、一般競争入札等により、適正な処分を推進する。	関係部局			毎年度実施		
66	〈継続〉 県有財産の有効活用の推進	自動販売機等に係る公募制の導入や広告看板、有料駐車場、定期借地権設定貸付、太陽光発電事業者への屋根貸しなど、現に使用している行政財産を含め、県有財産の余裕スペースの有効活用を図る取組を拡大・推進する。 また、県有財産の有効活用に関する民間事業者からの提案について、情報の集約、先進事例に関する情報の共有を図り、より一層活用していく。	関係部局			毎年度実施		
67	新規 県有施設の維持管理費の適正化	県有施設の維持管理費について、新公会計制度によるコスト情報を活用したベンチマーキング(類似施設間比較)を行うなど、適正化を推進する。 また、庁舎の維持管理について複数庁舎をまとめることを含め、包括的に民間委託し、維持管理費を縮減する方策を検討する。	総務部	コスト情報の比較、分析、適正化の検討				
				包括委託化の検討				
68	〈継続〉 県有施設の省エネ化の推進	各施設管理者が幅広く省エネ手法を検討することにより、引き続き県有施設の省エネ化に取り組む。	関係部局			毎年度実施		

進捗管理指標

<p>県有施設維持管理費 (一般会計特別会計各会計合算行政コスト計算書の該当科目)</p> <p>現 状 332 億円 (平成 25 年度)</p>
<p>未利用財産の売却額</p> <p>現 状 10 億円 (平成 26 年度当初予算)</p>
<p>資産有効活用額 (新規の土地貸付・ネーミングライツ等)</p> <p>現 状 28 百万円 (平成 26 年度当初予算)</p>



(公の施設)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
69	<p>〈継続〉 公の施設の総点検</p>	従来からの、民間との競合、県としての存置の意義、利用率などの観点に加え、新公会計制度により精緻に把握したコスト構造や、敷地・施設の活用状況を含めた総点検を行い、管理運営の効率化や、サービス水準・利用率の向上を図るとともに、必要に応じて、廃止・民営化・地元移管や、運営形態の見直し等を進める。	関係部局	 <p>総点検を実施し、必要に応じて見直し</p>				
70	<p>〈継続〉 公園の利活用方法等の検討</p>	地域との協働や民間活力の活用など、新しい利活用方法を検討する。県営都市公園においては、名古屋市内で県として管理する意義が薄れている公園について名古屋市への移管協議を進める。	関係部局	 <p>新しい利活用方法の検討・実施</p>  <p>県営都市公園における名古屋市への移管協議</p>				
71	<p>〈継続〉 ふれあい広場の全廃</p>	地域の実情を勘案しながら、平成27年度末までにふれあい広場を全廃する。	地域振興部	<p>○ 名古屋市・地元との調整が整い次第順次廃止</p>				
72	<p>〈継続〉 心身障害者コロニーの再編</p>	<p>愛知県心身障害者コロニー再編計画に基づき、現在の「中央病院・こぼと学園」及び「発達障害研究所」を「医療支援部門」とし、「緑の家・はるひ台学園」を短期療育型の障害児入所施設に特化した「地域療育支援部門」として再編を行い、地域で生活する障害のある方々を支援する拠点である愛知県医療療育総合センター(仮称)として再編整備する。</p> <p>養楽荘等の知的障害者入所施設については、民間の力を活用しながら入所者の地域移行を進め、廃止する。</p> <p>春日台職業訓練校については、他の就労支援施策も拡充してきたことを踏まえ、廃止を含めたあり方検討を行う。</p> <p>心身障害者コロニーの職員宿舎(18戸)については廃止する。</p> <p>春日台特別支援学校については、併設連携施設として管理運営方法について検討を進めていく。</p>	健康福祉部	<p>○ 重心病棟建設工事を実施・一部供用開始</p> <p>本館棟建設工事を実施</p> <p>○ 養楽荘、はるひ台学園入所者の民間移行</p> <p>○ 施設廃止</p>  <p>春日台職業訓練校の廃止を含めたあり方を検討</p> <p>○ 職員宿舎18戸を廃止</p>  <p>春日台特別支援学校の管理運営方法の検討</p>				
73	<p>〔新規〕 南知多老人福祉館の見直し</p>	民間事業者において高齢者の様々なニーズに応えた保養サービスが提供されるようになり、必ずしも公の施設によるサービスの提供が必要でなくなったことから公の施設としては廃止の方向で検討するとともに、施設としてはニーズがあることから民間による施設活用を検討する。	健康福祉部	<p>○ 見直し方針・方法を検討</p>  <p>施設活用の検討・実施</p>				

個別取組事項		取組の内容	部局	実施時期					
				H27	H28	H29	H30	H31	
74	＜継続＞ 高等技術専門校の見直し	平成25年3月の職業能力開発審議会からの答申及び「産業人材育成・確保促進プロジェクトチーム」における議論を踏まえ、分校化等の見直しを行う。	産業労働部	○ 組織体制の検討			順次実施		→
75	＜継続＞ 犬山国際ユースホステルの見直し	地元移管について調整を進めながら、施設のあり方を検討していく。	産業労働部				この間で検討		→
76	＜継続＞ 尾西勤労青少年福祉センターの廃止	尾西勤労青少年福祉センターは、地元市と調整し、平成28年度までに廃止する。	産業労働部	○ 施設の廃止・地元移管に向けて協議	○ 廃止				
77	＜継続＞ 農業大学校研究科の廃止	農業大学校研究科を、平成27年度以降に廃止する。	農林水産部				この間で廃止		→
78	新規 あいち海上の森センターの機能・役割の検討	あいち海上の森センターの機能・役割を検証し、平成27年度に、その結果を反映させた次期「保全活用計画」を策定する。	農林水産部	○ 保全活用計画の策定			計画に基づく管理運営の実施		→
79	＜継続＞ 県営住宅のあり方の検討	県営住宅の維持管理・整備更新等に係る民間活力導入の可能性等、トータルコストの縮減に関する検討を行う。	建設部	○ 民間活力導入可能性調査の実施			あり方の検討		→
80	新規 県立高等学校の教育改革推進	平成26年度に県立高等学校将来ビジョン検討会議を開催し、平成27年3月に県立高等学校教育推進基本計画（仮称）を策定する。基本計画に基づき、平成27年度に第1期実施計画を策定した上で、時代の変化や要請に応じた特色ある県立高等学校づくりの推進に取り組む。	教育委員会	○ 第1期実施計画を策定			第1期実施計画を実施		→
81	＜継続＞ 岡崎総合運動場の地元移管	現在の指定管理期間が平成27年度末に終了することも考慮しながら、移管に向けての条件について岡崎市と協議するとともに、移管に向けての進め方を進める。	教育委員会				岡崎市と協議・岡崎市へ移管		→

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
82	<p>〈継続〉 公の施設の 利用拡大</p> <p>施設の設置目的に応じて、魅力あるイベントの開催や情報発信の充実など、利用者数等の目標を掲げ、より一層の利用拡大に取り組む。そのため、施設運営の企画に県民・利用者の参加を推進する。指定管理施設については、指定管理者と十分に調整しつつ、取組を進める。</p>	関係部局			毎年度実施		→
83	<p>〔新規〕 指定管理者 制度導入施設 の運営モニタ リングの充 実強化</p> <p>従来から行っている施設所管課や指定管理者によるモニタリングに加え、外部有識者等によるモニタリング結果の検証・評価の導入を検討する。</p>	関係部局	○ モニタリング手法の 充実を検討		毎年度実施		→

### 進捗管理指標

公の施設数	現 状	72 施設（平成 26 年 4 月 1 日時点）
公の施設の利用者数	数値目標	医療・社会福祉施設、学校等を除いた公の施設 48 施設について、施設ごとに定める利用者数目標を達成する。

### (公舎等)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
84	<p>〈継続〉 公舎の見直し</p> <p>三の丸公舎(96戸)を平成27年度末までに57戸に集約する。</p>	総務部	○ 平成27年度末までに 戸建て、A棟及びC 棟を廃止し集約				
85	<p>〈継続〉 教職員住宅 の廃止</p> <p>平成27年度末までに設楽地区以外の住宅を全て廃止する。設楽地区住宅については、教職員の通勤状況などの実情を考慮し、必要な住宅を確保する。</p>	教育委員会	○ 設楽地区住宅 以外の廃止				
86	<p>〈継続〉 待機宿舎の 見直し</p> <p>待機宿舎1棟を残し、他の待機宿舎は廃止する。活用用途がない場合は取壊しを進め、跡地の有効活用を図る。</p>	警察本部			順次実施		→

## 5 民間活力の活用

### (民間との連携)

個別取組事項		取組の内容	部局	実施時期				
				H27	H28	H29	H30	H31
87	<継続> 民間との連携の推進	行政サービスの提供や施設整備を行う際には、指定管理者制度やPFI、定期借地権など様々な手法を検討することとし、さらなる民間活力の導入を推進する。	関係部局			順次実施		→
88	<b>新規</b> 待機寮への民間資金等を活用した整備手法の導入	待機寮の建替えに当たり、民間資金等を活用した整備手法の導入について検討する。	警察本部			順次導入を検討		→

### (民間委託)

個別取組事項		取組の内容	部局	実施時期				
				H27	H28	H29	H30	H31
89	<継続> 民間委託の推進	効率的なサービスの提供やサービス水準の向上等民間委託による効果が期待される事務事業について、公正性・公平性や個人情報保護の保護、責任範囲の明確化、費用対効果等に十分留意しながら、積極的に民間委託を進める。	関係部局			順次実施		→

( P F I )

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
90	＜継続＞ PFIの導入	改訂「愛知県PFI導入ガイドライン」に基づき、PFI導入の効果が認められる事業について、引き続きPFIの導入を進める。	関係部局	→ 毎年度実施				
91	新規 環境調査センター・衛生研究所のPFI方式での建替え	環境調査センター・衛生研究所について、「環境首都あいちにふさわしい全国モデルとなる新エネ・省エネ」施設のあり方を検討するとともに、PFI手法を用いた施設建替えを進める。	環境部 健康福祉部	→ PFI事業者の選定に向けた手続を実施 → 建替えを実施				
92	＜継続＞ 豊川浄化センターの汚泥処理におけるPFIの導入	豊川浄化センターの汚泥処理における官民連携の取組として、汚泥処理施設等の整備運営業務にPFIを導入する。	建設部	→ 整備を実施 → 運営・維持管理を実施				
93	＜継続＞ 浄水場排水処理業務でのPFIの実施	尾張地域における浄水場排水処理業務でのPFIを着実に実施する。	企業庁	→ 整備を実施 → 運営・維持管理を実施				
94	新規 運転免許試験場整備運営業務へのPFIの導入	運転免許試験場の整備運営業務へのPFIの導入を検討する。	警察本部	→ PFI手法を用いた施設整備の手続を実施				
95	新規 愛知県道路公社が管理する有料道路における民間事業者による運営の実現	愛知県道路公社が管理する有料道路について、コンセッション方式を導入し、公社が民間事業者に対して運営権の一部を付与する。	建設部	→ コンセッション方式の導入の推進				

進捗管理指標

PFI導入件数	
(実施方針の公表に至ったもの)	
現 状	6 件 (平成 26 年 4 月 1 日時点)

(指定管理者)

個別取組事項		取組の内容	部局	実施時期				
				H27	H28	H29	H30	H31
96	〈継続〉 指定管理者の公募	整備途上・整備予定であることから任意指定としている施設については、整備の進捗状況に応じて、原則公募により指定管理者を選定する。	関係部局	○ 指定管理者公募			この間で実施	→
97	〈継続〉 指定管理者制度の積極的活用	県直営施設への指定管理者制度の導入を検討する。	関係部局				この間で検討	→

進捗管理指標

指定管理者制度導入施設（導入率、公募率）

**現 状**      導入率   81.5%（平成 26 年 4 月 1 日時点）  
                  公募率   39.1%（平成 26 年 4 月 1 日時点）

## 6 地方分権と自治体間の連携の推進

### (地方分権)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
98 〈継続〉 地方分権改革への対応	地方分権改革に対応するため、全国知事会と連携した分権改革の提言、職員の意識改革、市町村との連携強化などに取り組む。 地方分権改革に関する提案募集等を活用して、国から地方への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、国へ働きかける。 地方分権や、地方分権の究極の姿である道州制に関する調査研究、情報発信及び啓発活動による機運の醸成を図る。	関係部局			毎年度実施		→

### (市町村)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
99 〈継続〉 改正地方自治法等を踏まえた市町村の支援	地方自治法の改正に伴う新たな広域連携に関する情報提供を行うとともに、広域連携を検討する市町村に対する積極的な支援を行う。	総務部			毎年度実施		→
100 〈継続〉 県から市町村への権限移譲の推進	条例による事務処理特例制度の活用により、権限移譲を求める市町村及び広域連合に対し、その自主的な取組への支援を行う。	関係部局	○ 権限移譲実施計画に沿った権限移譲				→
			市町村権限移譲交付金を交付 権限移譲に関する市町村担当者会議等を開催				

### 進捗管理指標

市町村への権限移譲件数
現 状 782 件（平成 26 年 4 月 1 日時点）
県内市町村の広域連携件数 （広域連合の数）
現 状 3 件（平成 26 年 4 月 1 日時点）

## 7 地域との連携・協働の推進

### (NPO)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
101	<p><b>新規</b></p> <p>NPOなど様々な主体とのさらなる協働の深化</p>	「あいちビジョン2020」の推進に向けて、地域の課題やニーズに対応しながら、NPOや大学、企業等、多様な主体との協働をさらに深化させるため、様々な課題に応じて協議の場を設置する。	関係部局	○ 協議の場の設置				
102	<p>〈継続〉</p> <p>NPOとの連携・協働の拡充</p>	<p>専門性、先駆性や機動性などNPOの特性を活かし、協働を進めることが社会全体にとって効果的・効率的な公共サービスにつながるよう、適切な役割分担と事業形態を選択しながら、NPOとの協働事業を実施する。</p> <p>また、様々な行政課題に対し、行政とNPOが果たす役割や行程等を示す「協働ロードマップ」づくりを県政各分野で推進するとともに、NPOと行政の協働に関する実務者会議の活用などにより、より質の高い協働を実施するための改善策等を研究・提案する。</p>	関係部局			毎年度実施		→
103	<p>〈継続〉</p> <p>協働の促進に向けた行政職員のレベルアップ</p>	NPOとの協働や理解の促進に向けた部局横断的な取組を推進するとともに、コーディネート力向上のため、県の各部局、市町村の若手・中堅職員・幹部職員を対象とした研修や説明会等を実施する。	県民生活部			毎年度実施		→
104	<p>〈継続〉</p> <p>NPO活動のさらなる支援</p>	会計・労務等の運営面を始め、NPOの組織力向上に係る支援を推進する。	県民生活部			毎年度実施		→

### 進捗管理指標

<p>NPOとの協働事業の評価点</p> <p>(あいち協働ルールブック・評価実践シートによる評価点の平均)</p> <p><b>現 状</b>      88.3点 (平成25年度)</p>
--



(大学)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
105 〈継続〉 大学との連携の推進	芸術・文化、教育、環境、防災、医療・福祉、産業、まちづくりなど多岐にわたる分野で大学の有する専門的な知識を活用していく連携事業について、継続的に取り組んでいくとともに、大学の地域連携担当部署との意見交換会などを活用しながら、県と大学との連携に係る取組の一層の活発化に向けた情報共有、意見交換を推進する。	関係部局			毎年度実施		→
106 〈継続〉 インターンシップの推進	大学生のインターンシップの受入れを引き続き推進することで、人材育成の一翼を担い、あわせて地域におけるインターンシップ活動の促進を図るとともに、大学生の新鮮な意見を聞くことにより職場の活性化につなげる。	関係部局			毎年度実施		→

進捗管理指標

大学との連携事業数
<b>現 状</b> 149 件 (平成 25 年度)

(県民・企業等)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
107 〈継続〉 県民・地域との協働の推進	県民の参加による会議・イベントの企画・運営や、住民との協働による地域づくり活動など、事業の目的・内容に応じた多様な手法により、県民・地域団体等との協働・連携を推進する。	関係部局			毎年度実施		→
108 〈継続〉 企業との連携の推進	企業が自ら行う社会貢献活動との連携を積極的に推進する。	関係部局			毎年度実施		→

進捗管理指標

企業等との連携事業数
(包括協定の締結など、企業の社会貢献活動等と連携する県事業)

(オープンデータ・ビッグデータ)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
109	<p><b>新規</b></p> <p>オープンデータの推進</p> <p>データ形式の標準化や、利用及び情報提供ルールの整備を、国の動向を踏まえながら実施するとともに、公開データを拡大するための庁内調整を図り、オープンデータの取組をより一層推進する。</p>	地域振興部	○ 国の指針を踏まえたサイト利用規約等の見直しを実施	「愛知県オープンデータカタログ」サイト提供データの拡充を実施				→
110	<p><b>新規</b></p> <p>ビッグデータの活用による県民サービスの向上</p> <p>県が保有する各種統計データの活用とともに、民間が保有するビッグデータを県が活用することで、県民サービスの質的向上につなげる。</p>	関係部局			毎年度実施			→

進捗管理指標

オープンデータ件数
<b>現 状</b> 13 件 (平成 26 年 4 月 1 日時点)

## 8 事務事業の積極的な見直し

(新たなPDCAサイクル)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
111 新規 管理事業単位のPDCAサイクルの確立	財務諸表、行政評価、予算編成に共通の事業単位である「管理事業」を単位として、現状を俯瞰し、課題を抽出して、個々の「事務事業」の見直しを促進する新しいPDCAサイクルを確立する。	関係部局			毎年度実施		→
112 新規 官民の役割分担の根源的な問い直し	「行政・民間・地域」の役割分担、行政の中で「国・県・市町村」の役割分担を明確化した上で、県が果たすべき役割を、毎年度、根源的に問い直す。 その結果は、事務事業の見直しに反映するほか、行革大綱に位置づけた検討課題を具体化・実現する作業に活用する。	関係部局			毎年度実施		→
113 ＜継続＞ 新公会計制度の活用	新公会計制度の導入によって把握可能となった事業ごとのストック情報やフルコスト情報を、行政評価や予算編成、資産マネジメントに活用していく。	関係部局			毎年度実施		→

### 進捗管理指標

<p>管理事業の自己評価結果</p> <p>(目標の達成度によって、A～Eの5段階評価)</p> <p><b>現 状</b>      A評価 14 事業    B評価 143 事業    C評価 91 事業    D評価 5 事業</p> <p>(平成 26 年度管理事業評価)</p>
--

(見える化)

個別取組 事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
114 新規 県の施策(管理事業)及び行政評価結果の分かりやすい公表	財務諸表、行政評価、予算編成に共通の事業単位である「管理事業」ごとの事業内容、コストなどとともに、県による自己評価の結果が一目でわかるよう、ポータルサイトで公表する。	総務部			毎年度実施		→
115 ＜継続＞ 財務諸表の分かりやすい開示	新公会計制度に基づく財務諸表を議会の決算認定に付すべき法定書類を補足する資料として活用するなど、財務情報を分かりやすく開示することで説明責任のより一層の充実を図る。	全部局	財務諸表を議会へ提出するとともに、県民向けパンフレットを作成				→
116 ＜継続＞ 情報公開制度の適正な運用	透明性の高い県行政を推進するため、引き続き情報公開制度の適正な運用を行う。	全部局	毎年度運用状況を公表 ＜現状＞情報公開請求・申出件数 65,783件(25年度)				→
117 ＜継続＞ 契約状況の公表	県が行う入札及び契約の一層の適正化を図るため、県の支出に係る契約の情報を県民に公表する。	関係部局	「契約状況の公表に基づく方針(平成19年4月)」に基づき、支出に係る契約の内容等を四半期ごとに、閲覧・県HP掲載等により公表				→

(業務の効率化)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
118	<p>＜継続＞ 全庁共通業務の見直し</p>	全庁共通業務について、合理性、必要性、簡素化といった観点から、プロセスを徹底的に見直し、コストや業務量の縮減を図る。	関係部局	この間で検討				
119	<p>新規 決裁制度の見直し</p>	庁内における一層スピーディな意思決定や、責任の明確化を図るため、決裁権限の下位委譲や、決裁文書における協議範囲の見直しを行う。	関係部局	○ 実施				
120	<p>新規 物品等調達事務の見直し</p>	物品等の調達については、発注の集約化を進めるなど、一層効率的な調達に資する取組を検討する。	関係部局	○ 物品の発注に関する集約化方針の決定		順次実施		
121	<p>＜継続＞ 総務事務センターの効率化の推進</p>	総務事務センターの円滑かつ安定的な運営と総務事務センター関連業務の効率化を推進する。	総務部			毎年度実施		
122	<p>新規 電子県庁(行政のICT化)の推進</p>	次期の「あいちICTアクションプラン2020」を平成27年度に作成し、県行政のICT化を引き続き進め、業務の効率化を推進する。	地域振興部	○ アクションプラン2020の策定		プランの推進		
123	<p>＜継続＞ 情報システムの効率化</p>	IT経費の低減や安定かつ安全な情報システムの稼動をめざすため、全庁的に情報システムの効率化を進める。 既存業務システムの庁内クラウド(プライベートクラウド)への集約化を図る。	関係部局			効率化の推進		
124	<p>＜継続＞ 自治体クラウドの推進</p>	既存業務システムの庁内クラウド(プライベートクラウド)への移行を踏まえ、平成29年度を目途に、パブリッククラウドの利用について検討を行う。	地域振興部			パブリッククラウドの利用調査・検討		次期クラウド移行
125	<p>新規 社会保障・税番号制度導入に伴う業務プロセスの見直し</p>	社会保障・税番号制度の導入を円滑に進めるとともに、あわせて業務プロセスを見直し、県民の利便性の向上と事務の効率化を図る。	関係部局			順次実施		

進捗管理指標

庁内クラウド移行システム数	
現 状	累計 22 システム (平成 26 年度)
情報システム適正化効果額	
現 状	36 百万円 (平成 25 年度)

(仕事の質の向上)

個別取組 事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
126	<p>〈継続〉 仕事の質の向上に向けた環境整備</p> <p>仕事の質の向上を図るため、業務の進め方や職場環境の改善について検討する。</p>	総務部			この間で検討		→
127	<p>〈継続〉 グッドジョブ運動の一層の推進</p> <p>グッドジョブ運動を一層定着・拡大させるなど、日常的な業務の工夫・改善が絶えず行われる職場づくりを推進する。</p> <p>①他の取組をマネするための環境整備 ②マネされた取組の見える化等によるモチベーションの向上 ③他薦を可として、さらなる提案の蓄積</p>	総務部	○ 環境整備		毎年度実施		→
128	<p>〈継続〉 事業の企画立案における県民参加の推進</p> <p>事業の企画立案段階からの県民の意見や参画を進めるため、パブリックコメント(県民意見提出制度)、パブリックインボルブメントやワークショップなど、多様な取組を推進する。</p>	関係部局			毎年度実施		→
129	<p>〈継続〉 服務規律の確保とコンプライアンス意識の徹底</p> <p>職員の服務規律の確保とコンプライアンス意識の徹底を図るため、抜き打ちの監察及びコンプライアンス研修を引き続き実施する。 また、法令に違反する行為等の防止を図るため、公益通報制度の一層の周知徹底を図る。</p>	関係部局			毎年度実施		→
130	<p>〈継続〉 公共工事の品質確保に向けた取組の推進</p> <p>公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正を踏まえ、公共施設の将来にわたる品質の確保、担い手の中長期的な育成等の視点から総合評価方式を改善し、その適切な運用を図る。</p>	関係部局			総合評価落札方式の落札者決定基準、評価項目、配点方法の見直し		→
131	<p>〈継続〉 適切な入札方式の活用</p> <p>これまでの取組の成果を検証し、低価格受注など懸念される諸問題に適切に対応できるよう必要な対策を講じながら、工事の特性、規模等を踏まえた適切な入札方式の選択を行う。</p>	関係部局			毎年度実施		→
132	<p>〈継続〉 会計指導検査の実施</p> <p>不適正な経理処理を防止するため、抜き打ち検査などを引き続き実施する。</p>	会計局			会計指導検査、会計指導特別検査(抜き打ち検査)及び納品確認検査を実施		→

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
133 ＜継続＞ 監査機能の 充実・強化	<p>リスクアプローチを重視した監査及び経済性、効率性及び有効性(3E)に重点をおいた監査に取り組むとともに、随時監査(抜き打ち監査)を実施するなど、監査機能の充実・強化に取り組む。また、公認会計士を活用して、新公会計制度や地方公営企業に係る新会計基準に対応した監査を実施する。</p> <p>※リスクアプローチ…注意改善の必要が生じる可能性の高い事項について重点的に人員や時間を配分し、監査を効果的かつ効率的なものとする手法</p>	監査委員事務局			毎年度実施		

### 進捗管理指標

グッドジョブ運動応募件数	
<b>現 状</b>	累計 2,627 件 (平成 25 年度)
<b>数値目標</b>	平成 31 年度までの累計で、7,000 件の提案の蓄積を目指す。

## 9 公営企業や第三セクター等の経営改善

### (公営企業)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
134 〈継続〉 企業庁次期経営計画の策定、推進	現行の企業庁中期経営計画(計画期間:平成23~27年度)の取組を着実に推進するとともに、その計画期間終了後には、次期計画(計画期間:平成28年度~)を策定・公表の上、より一層、健全な経営に取り組む。また、経営状況を積極的に公表するとともに、引き続き業績評価に取り組む。	企業庁	○ 策定	→ 実施			
135 〈継続〉 県立病院の確固たる経営基盤の確立	質の高い高度・先進的な専門医療の提供を継続するためには経営基盤の確立が必要であることから、第2次県立病院経営中期計画の取組を通じて収支の改善を図ることとし、平成28年度末までに、良質な医療を確保しつつ経常収支の黒字化を目指す。また、外部有識者で構成する県立病院経営改善推進委員会により経営状況を含めた点検・評価を毎年受け、公表する。	病院事業庁	→ この間で実施				
136 〈継続〉 県立病院の望ましい経営形態の検討	自律的、弾力的な経営・運営並びに権限と責任の明確化の観点から、地方独立行政法人化を含め、病院事業の望ましい経営形態を検討する。	病院事業庁	→ この間で検討				
137 〔新規〕 流域下水道事業への地方公営企業法の財務規定適用の検討	下水道施設の維持管理・更新に多額の費用を要する状況下において、経営状況的確な把握、主体的・効率的な経営とするための手段として、流域下水道事業について、地方公営企業法に定める財務規定の適用を検討する。	建設部	→ この間で検討				

### 進捗管理指標

<b>企業庁経営計画</b> (計画に定める数値目標) <b>現 状</b> 各数値目標を達成(平成25年度) <b>数値目標</b> 平成27年度については、現行中期経営計画に定める数値目標を達成する。 平成28年度以降については、次期計画において定める数値目標を達成する。	
<b>病院事業庁経営中期計画</b> (経常収支) <b>現 状</b> 6.2億円の経常赤字(平成25年度) <b>数値目標</b> 平成28年度末までに、経常収支の黒字を達成する。	



(県関係団体)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
138	<p>〈継続〉 県関係団体のあり方の見直し</p>	指定管理者の選定結果や第三セクター等経営改革の状況などを踏まえつつ、引き続き、団体が果たすべき役割や県との関係、統廃合を含む組織体制の見直しを検討する。	関係部局			この間で検討	→
139	<p>新規</p>	「愛知県土地開発公社のあり方に関する方針〈今後の方向性〉」に基づき、土地開発公社による公共用地の先行取得と現在保有している土地の再取得(買戻し)のあり方を検討する。	建設部			この間で検討	→
140	<p>新規</p>	愛知県道路公社、愛知県土地開発公社、愛知県住宅供給公社について、事業の状況、経営改善計画等を踏まえ、スリム化に向け、統合を含めた検討を行う。	建設部	スリム化の検討・具体案決定			→
141	<p>〈継続〉 県関係団体の経営改善計画策定・推進への支援</p>	各団体における経営改善計画の実績・評価や諸課題を踏まえ、必要に応じて、平成28年度をスタートとする次期計画の策定・推進を支援する。	関係部局	○ 策定、推進への支援			→

進捗管理指標

県関係団体数	現 状	19 団体 (平成 26 年 4 月 1 日時点)
県関係団体職員数	現 状	1,914 人 (平成 26 年度)
県関係団体経営改善計画	(各団体が計画に定める目標)	
	現 状	年次数値目標に対する目標達成率の平均 103.9% (平成 25 年度)
	数値目標	平成 27 年度末において、現行の県関係団体の経営改善計画に定める数値目標を達成する。平成 28 年度以降は、次期計画に定める目標を達成する。

(第三セクター)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
142	<p>〈継続〉 第三セクターの経営状況の点検評価、公表</p> <p>県が基本財産等の4分の1以上を出資している法人等については、「愛知県出資法人等経営検討委員会」を活用し、改革の取組や経営・財務の状況等を定期的に点検・評価し、結果を公表する。 同委員会で経営改革が必要とされた法人については、引き続き必要な経営改革を推進していく。</p>	関係部局			毎年度実施		→
143	<p>〈継続〉 私学振興事業財団の廃止</p> <p>授業料軽減借入金に係る償還が終了する平成31年度末に廃止する。</p>	県民生活部					○ 廃止
144	<p>〈継続〉 農林公社の解散</p> <p>民事再生法に基づく民事再生計画により、農林公社は、平成27年度末に分収造林事業を県に承継した後、解散する。</p>	農林水産部	○ 農林公社解散				
145	<p>〈継続〉 住宅供給公社の経営改革の推進</p> <p>中期経営計画の目標達成に向けて取り組むとともに、現中期経営計画の計画期間の終了(平成30年度)までに、新たな経営計画の策定を行う。</p>	建設部		中期経営計画の取組を推進・計画の進捗状況を検証			→
						次期中期経営計画の内容を検討・策定	→

進捗管理指標



<p>損失補償等将来負担見込額</p> <p>(土地開発公社等の負債の額や、第三セクター等に係る損失補償額について、地方財政健全化法に基づき、財務・経営状況を勘案して算出した一般会計等の負担見込額)</p> <p><b>現 状</b>      314 億円 (平成 25 年度)</p>
--

(一部事務組合等)

個別取組 事項	取組の内容	部局	実施時期					
			H27	H28	H29	H30	H31	
146	<p>〈継続〉 一部事務組合の経営状況の点検</p> <p>一部事務組合は、その経営状況が県財政に悪影響を及ぼすことがないよう、経営状況を点検していく。</p>	関係部局			毎年度実施		→	
147	<p>〔新規〕 愛知県競馬組合の経営改革の点検</p> <p>「名古屋競馬の経営改革に関する検討結果報告書」を受け愛知県競馬組合が策定した工程表に基づき、愛知県競馬組合の経営改革の進捗を点検する。</p>	農林水産部	構成団体会議等で経営改革の進捗を点検					→
148	<p>〈継続〉 名古屋港の運営手法の検討</p> <p>湾で一つの港湾運営会社のあり方の検討など、名古屋港管理組合が実施していく運営手法の見直しについて支援する。</p>	建設部			毎年度実施		→	
149	<p>〔新規〕 県有地信託に係る事務処理状況の点検</p> <p>県有地の信託については、資産の有効活用において支障が生じないよう、信託の制度に則して、事務の処理状況を点検していく。</p>	総務部 建設部	事務の処理状況を点検					→
					○ 桃花台ニュータウンの信託期間の満了			

# 10 健全で持続可能な財政基盤の確立

## (財政運営)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
150	<b>新規</b> 基金からの繰入運用(当初予算時点)の解消	総務部					
151	<継続> 地方財政健全化法等を踏まえた財政運営の推進	総務部					
152	<継続> 特例的な県債を除いた通常の県債残高の抑制	総務部					
153	<継続> 基金残高の回復	総務部					
154	<継続> 節約や収入増の努力による財源確保額を後年度の財源として活用できる手法の拡充	総務部	○ 実施				

### 進捗管理指標

健全化判断比率	
<b>現 状</b>	早期健全化基準未満 (平成 25 年度)
<b>数値目標</b>	地方財政健全化法に基づく財政指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)を早期健全化基準未満に維持する。
通常の県債の残高	
<b>現 状</b>	26,401 億円 (平成 26 年度末見込み)
<b>数値目標</b>	特例的な県債を除いた通常の県債の平成 31 年度当初予算時点における残高を平成 26 年度決算時点よりも減少させる。

**基金繰入運用額****現 状**

338 億円（平成 26 年度当初予算時点）

**数値目標**

臨時的・緊急避難的措置である基金（取崩し型基金、果実運用型基金）からの繰入運用（当初予算時点）について、平成 31 年度当初予算までに解消する。

**財政調整基金・減債基金（その他分（任意積立分））残高****現 状**

財政調整基金 1 億円

減債基金（その他分（任意積立分）） 324 億円（平成 26 年度末見込み）

**行革効果額****数値目標**

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で計 100 億円以上の行革効果額を確保する。

(財源の確保)

個別取組事項		取組の内容	部局	実施時期				
				H27	H28	H29	H30	H31
155	〈継続〉 自主財源の確保	未利用資産の売却等のほか、あらゆる手段を総動員して、自主財源の確保に取り組む。また、新しい自主財源確保策を検討する。	全部局	 毎年度実施 新しい自主財源確保策の検討				
156	〈継続〉 県税の適切な徴収	租税負担の公平と財源の確保を目指して、引き続き、県税の適切な徴収に努める。	総務部	 ○ 民間委託による自動車税の集中催告の実施 インターネット公売などによる差押財産の換価を推進 地方税法第48条による個人住民税の直接徴収の実施 平成28年度以降の具体的な対策については、毎年度、社会経済情勢の変化に対応したものを実施				
157	〈継続〉 県税収入未済の圧縮	平成28年度までの間、愛知県地方税滞納整理機構の活動等を通じて市町村の徴収支援を行うとともに、県が自ら徴収する税目についても、引き続き収入未済の圧縮に積極的に取り組む。	総務部	 地方税滞納整理機構による個人県民税等の収入未済額縮減を目指した積極的な滞納整理の実施  県が自ら徴収する税目に係る収入未済の圧縮努力の継続				
158	〈継続〉 使用料等の適正化	行政財産使用料を含む使用料・手数料、分担金・負担金について、受益者に対して、受益と負担の観点からの適正な負担を求める。	関係部局	 毎年度実施				
65	〈継続〉 未利用財産の適正な処分(再掲)	今後利活用見込みのない県有財産について、一般競争入札等により、適正な処分を推進する。	関係部局	 毎年度実施				
66	〈継続〉 県有財産の有効活用の推進(再掲)	自動販売機等に係る公募制の導入や広告看板、有料駐車場、定期借地権設定貸付、太陽光発電事業者への屋根貸しなど、現に使用している行政財産を含め、県有財産の余裕スペースの有効活用を図る取組を拡大・推進する。また、県有財産の有効活用に関する民間事業者からの提案について、情報の集約、先進事例に関する情報の共有を図り、より一層活用していく。	関係部局	 毎年度実施				

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
159	<p>〈継続〉 ネーミングライツの導入</p> <p>「ネーミングライツ導入ガイドライン」に基づき、引き続き県が所有する施設に導入を進める。</p>	関係部局			順次導入		→
			<p>&lt;現状&gt; 歩道橋 10件 その他 3件(26年4月1日現在)</p>				
160	<p>〈継続〉 税外債権の徴収強化</p> <p>全庁的に収入未済が解消されない状況にあることから、費用対効果を踏まえた回収業務の外部委託活用を検討、債権管理の適正化を進める。</p>	関係部局			順次実施		→
			<p>&lt;現状&gt; 回収業務委託 11件(25年度)</p>				
161	<p>〈継続〉 地方法人特別税及び地方法人税の廃止と地方税への復元</p> <p>受益と負担の原則に反し、地方分権改革の流れに逆行する地方法人特別税及び地方法人税の廃止と地方税への復元を国に対して要請していく。</p>	総務部			毎年度実施		→
162	<p>〈継続〉 地方交付税など地方一般財源総額の増額確保</p> <p>地方一般財源総額を増額確保するとともに、臨時財政対策債を速やかに廃止するため、国税五税の法定率の引上げ等による地方交付税総額の増額を図ることなどを国に対して要請していく。</p>	総務部			毎年度実施		→
163	<p>〈継続〉 適切な国庫負担の確保</p> <p>本来交付されるべき金額が措置されていない国庫補助負担金等の適切な交付を国に対して要請していく。</p>	関係部局			毎年度実施		→
164	<p>〈継続〉 基金の効率的な運用</p> <p>減債基金(満期一括償還分)について、基金残高が年々増加していることから、長期債券のラダー型運用を拡大することにより、債券運用益を拡大させる。 また、減債基金以外の基金について、より効率的な運用のため、基金ごとの個別運用から一元的な運用への移行に向けて検討する。</p>	総務部		債券運用額、運用益の拡大			→
					一元的な運用に向けた検討		→

### 進捗管理指標

県税徴収率	
現 状	97.1% (平成 25 年度)
県税収入未済額	
(県が自ら徴収する税目に係る収入未済額)	
現 状	62 億円 (平成 25 年度)

**税外債権収入未済額**

(一般会計特別会計各会計合算貸借対照表のその他未収金)

**現 状** 61 億円 (平成 25 年度)

**減債基金 (満期一括償還分) 債券運用額**

**現 状** 1,902 億円 (平成 25 年度末時点)

**数値目標** 平成 30 年度までに、減債基金 (満期一括償還分) の長期債券のラダー型運用を 5,000 億円にまで拡大する。

**自主財源確保額**

**現 状** 14 億円 (平成 26 年度当初予算)



(歳出の見直し)

個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期				
			H27	H28	H29	H30	H31
165 〈継続〉 財務諸表・行政評価を活用した事務事業の見直し	管理事業内でのスクラップ・アンド・ビルドを基本として、官民の役割分担、行政評価の結果、財務諸表の活用など、新たな切り口を加えながら、引き続き、毎年度の予算編成において、事務事業の見直しを徹底する。	全部局			毎年度実施		
166 〈継続〉 時限設定の徹底による見直し	県単独事業の時限設定(原則5年以内)を徹底し、終期到来時には廃止を前提に見直しを検討する。	関係部局			毎年度実施		
167 〈継続〉 円滑な資金調達と公債費負担の抑制	県債発行の中心である市場公募債については、その平準化、発行年限及び条件決定方式の多様化、IR活動の充実、複数の格付取得の維持に取り組む。また、銀行等引受債については、金利負担にも注意しながら、借換を要しない20年程度の定償還債を積極的に活用し、県債残高の上昇幅を抑制する。	総務部			毎年度実施		

進捗管理指標

事務事業の見直し効果額
<b>現 状</b> 39 億円 (平成 26 年度当初予算)



## 参考資料

### 1 策定までの経過

	県行革関係会議	次期行革大綱策定懇談会	大綱の策定作業
平成26年 1月	1月21日 行政合理化推進会議 ○次期行革大綱の策定について 審議		
2月 ～ 4月			
5月		5月30日 第1回策定懇談会 ○基本的な考え方と取組の方向 について意見交換	次期行革大綱策定プロジェクトチーム設置  5月2日～30日 職員提案募集
6月 ～ 8月		委員へ個別ヒアリング	
9月		9月9日 第2回策定懇談会 ○中間取りまとめ(案)について意 見交換	9月11日 中間取りまとめ公表  9月11日～10月10日 パブリック・コメント 市町村への意見照会
10月			10月22日 各界有識者との意見交換会
11月		11月21日 第3回策定懇談会 ○大綱素案について意見交換	
12月	12月19日 行政合理化推進会議 ○大綱案を審議 行政改革推進本部会議 ○大綱を決定		

## 2 愛知県次期行革大綱策定懇談会開催要領

---

### (目的)

第1条 愛知県次期行革大綱（仮称）の策定に当たり、大綱の重要事項等に関し、専門的立場から意見をいただくため、愛知県次期行革大綱策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）を開催する。

### (構成)

第2条 策定懇談会は、次の各号に掲げる者のうちから知事が依頼する委員をもって構成する。

(1) 学識経験のある者

(2) 民間企業の経営、各種の社会活動等に携わる者

2 策定懇談会に座長を置き、委員の互選による。

3 座長は、策定懇談会を主宰する。

4 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第3条 策定懇談会は、知事が招集する。

2 策定懇談会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、座長が策定懇談会の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して検討する場合

(2) 策定懇談会を公開とすることにより、策定懇談会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 策定懇談会の会議録の保存年限は、5年とする。

### (庶務)

第4条 策定懇談会の庶務は、総務部総務課において行う。

### (雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、策定懇談会に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は平成26年3月12日から施行し、愛知県次期行革大綱（仮称）の決定の日をもって廃止する。

愛知県次期行革大綱策定懇談会委員

(五十音順・敬称略)

氏 名		職 名
	おおたに 大谷 基道	名古屋商科大学経済学部教授
	おもだか 面高 俊文	元株式会社デンソーユニティサービス代表取締役社長
座長代理	かとう 加藤 義人	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部名古屋本部副本部長
座 長	のぼる 昇 秀樹	名城大学都市情報学部教授
	ひぐち 樋口 貴子	株式会社キャリアデザイン代表取締役社長
	みしまち 三島知斗世	特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ 理事・調査研究部長

### 3 策定に向けた意見募集等の結果

---

#### **パブリック・コメント**

○募集テーマ

次期行革大綱中間取りまとめについて

○期間

平成26年9月11日～平成26年10月10日（約1か月）

○意見件数

48件（22名）

○主な内容

- ・ 女性職員が仕事を続けられるようにするため、ワーク・ライフ・バランスをしっかりと確保すべき。
- ・ 「あいちビジョン2020」を推進する組織体制、人員確保は、例えば「観光」など具体的にどの部分に焦点を当てるのか言及した方が良い。

#### **市町村意見**

○募集テーマ

次期行革大綱中間取りまとめについて

○期間

平成26年9月11日～平成26年10月10日（約1か月）

○意見件数

12件（5市）

○主な内容

- ・ 市町村に関連する取組については、地域の実情を考慮し、十分協議をして進めるべきである。
- ・ 県の施設再編により県民サービス・市民サービスの低下を招かないようにしていただきたい。

## 各界有識者との意見交換会

### ○日時・場所

平成26年10月22日（水）午前10時から11時30分まで  
愛知県自治センター4階 大会議室

### ○出席者

〈意見発表者〉

（敬称略・五十音順）

氏名	職名
伊藤 範久	一般社団法人中部経済連合会専務理事
上野 朝子	愛知県女性団体連盟会長
細谷 孝利	名古屋商工会議所専務理事
三島 和弘	日本労働組合総連合会愛知県連合会事務局長

〈愛知県次期行革大綱策定懇談会委員〉

（敬称略）

	氏名	職名
座長	昇 秀樹	名城大学都市情報学部教授
座長代理	加藤 義人	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 政策研究事業本部副本部長

### ○意見交換の内容

次期行革大綱中間取りまとめについて

### ○主な意見

- ・ 行革を進める中で政策にメリハリをつけ、産業の発展に繋がる県政運営をお願いしたい。
- ・ 「人材の育成・活用とワーク・ライフ・バランスの推進」については、「隗より始めよ」の精神で県庁が先頭に立って取り組み、県民の模範となるよう積極的に推進してほしい。
- ・ 県民へのサービスや職員のモチベーションが低下しないよう留意していただきたい。
- ・ 県の組織は縦割りと感じることもあるため、政策ベースで横串を入れ、全庁一体で運営できる体制が必要である。

## **職員提案募集**

### ○募集内容

- ・ より一層効果的・効率的な行政運営に向けた提案
- ・ 健全で持続可能な財政基盤の確立に向けた提案

### ○募集対象

全職員

### ○期間

平成26年6月2日～平成26年6月30日（約1か月）

### ○提案件数

526件（回答件数394件）

### ○主な提案内容

- ・ 組織・職員の能力向上を図るため、民間企業との人事交流を促進する。
- ・ 新公会計制度を既存施設の長寿命化を図るストックマネジメントに活用する。
- ・ 行政・統計情報をオープンデータとして積極的に提供する。
- ・ 民間ができることは民間、地域に密着したものは市町村に任せる。





## 5 愛知県行政改革推進本部設置要綱

昭和 60 年 6 月 1 日制定	改正平成 15 年 4 月 1 日
改正昭和 62 年 10 月 12 日	改正平成 16 年 4 月 1 日
改正平成 元年 4 月 1 日	改正平成 17 年 1 月 1 日
改正平成 3 年 4 月 1 日	改正平成 18 年 4 月 1 日
改正平成 7 年 4 月 1 日	改正平成 19 年 4 月 1 日
改正平成 10 年 4 月 1 日	改正平成 20 年 4 月 1 日
改正平成 10 年 12 月 21 日	改正平成 23 年 4 月 1 日
改正平成 11 年 4 月 1 日	改正平成 24 年 4 月 1 日
改正平成 11 年 8 月 4 日	改正平成 25 年 4 月 1 日
改正平成 12 年 4 月 1 日	改正平成 26 年 4 月 1 日
改正平成 13 年 4 月 1 日	

### (設置)

第 1 条 行政改革の推進を図るため、愛知県行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

### (所掌事項)

第 2 条 本部は、行政改革に係る重要事項を決定し、推進する。

### (組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。

3 本部員は別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 本部の会議は、必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

### (幹事会及び作業部会)

第 6 条 本部に行政改革に係る課題について整理検討させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事及び臨時幹事をもって組織し、それぞれ別表第 2 に掲げる者又は課題に応じて本部長が別に指定する者をもって充てる。

3 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて議題に関する幹事及び臨時幹事を招集し、幹事長が座長となる。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。

5 幹事会に行政改革に係る課題に応じて、資料の整理など必要な作業をさせるため、幹事及び臨時幹事の下部職員で構成する作業部会を置く。

6 作業部会は、幹事長の指示のもと必要な作業を行う。

### (庶務)

第 7 条 本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

### (補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

### 附 則

この要綱は、昭和 60 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1

本部員	知事	総務部	政策部	策部	局	長
	総務部	政務部	策務部	策務部	局	長
	地域振興部	民生部	復興部	復興部	局	長
	環境部	環境部	環境部	環境部	局	長
	健康福祉部	健康福祉部	健康福祉部	健康福祉部	局	長
	産業労働部	産業労働部	産業労働部	産業労働部	局	長
	農林水産部	農林水産部	農林水産部	農林水産部	局	長
	建設部	建設部	建設部	建設部	局	長
	会計	会計	会計	会計	局	長
	企業庁	企業庁	企業庁	企業庁	局	長
	病院	病院	病院	病院	局	長
	議事	議事	議事	議事	局	長
	警察	警察	警察	警察	局	長
	監察	監察	監察	監察	局	長
	監事	監事	監事	監事	局	長
	人事	人事	人事	人事	局	長
	労働	労働	労働	労働	局	長
	尾張	尾張	尾張	尾張	局	長

別表第2

幹事長	総務部	次	長
副幹事長	総務部	課	長
幹事	知事	秘書課	長
	総務部	(行政改革)	長
	総務部	財政課	長
	総務部	市町村課	長
	総務部	人事課	長
	地域振興部	地域政策課	長
	民生部	市民総務課	長
	防災局	防災危機管理課	長
	環境部	環境政策課	長
	健康福祉部	健康福祉総務課	長
	産業労働部	産業労働政策課	長
	農林水産部	農林政策課	長
	建設部	建設総務課	長
	会計局	管理課	長
	企業庁	管理課	長
	病院	管理課	長
	議事	管理課	長
	教育委員会	事務局	長
	警察本部	警務部	長
	監察委員会	監査第一課	長
	人事委員会	事務局	長
	労働委員会	事務局	長
	尾張	民安課	長
臨時幹事	議題に	関係する	課室等の長

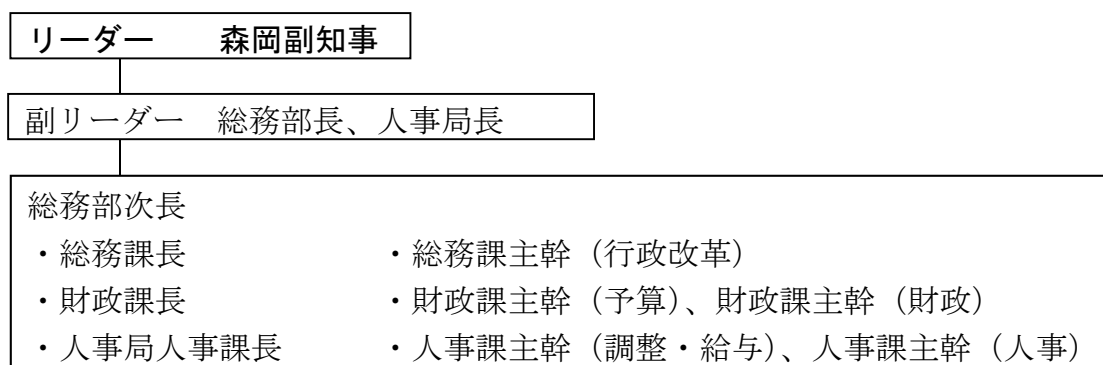
## 6 次期行革大綱策定プロジェクトチーム

次期行革大綱の策定に向けて、短期集中的に策定作業を進めるため、森岡副知事をチームリーダーとした庁内プロジェクトチーム「チーム森岡」を設置。

### 1 検討事項

- (1) 第五次行革大綱の成果・課題の検証
- (2) 改革項目及び論点の検討
- (3) 次期行革大綱（案）の作成
- (4) その他、上記の事項を遂行する上で必要な事項

### 2 体制



### 3 事務局

総務部総務課

### 4 検討経過

	日 程	議 題
第1回	5月26日（月）	・ 行革の課題 等
第2回	7月9日（水）	・ 第1回策定懇談会委員意見への対応 ・ 職員提案とりまとめ結果 等
第3回	7月17日（木）	・ 官民の役割分担の根源的な問い直し・整理作業 等
第4回	8月11日（月）	・ 次期行革大綱中間取りまとめ
第5回	8月19日（火）	・ 次期行革大綱中間取りまとめ
第6回	10月21日（火）	・ 大綱の推進体制と進捗管理（PDCAサイクル） ・ パブリック・コメント、市町村意見照会結果 等
第7回	10月31日（金）	・ 次期行革大綱素案
第8回	11月7日（金）	・ 次期行革大綱素案
第9回	12月2日（火）	・ 次期行革大綱（案）

## 7 第五次行革大綱及び重点改革プログラムの取組実績

### 第五次行革大綱個別取組事項の取組実績

<しなやか県庁創造プランへの引継の「区分」について>

完了 ⇒ 所期の目的を達成し、しなやか県庁創造プランには位置づけのないもの 33項目  
 リニューアル⇒リニューアルして、しなやか県庁創造プランの新規取組として実施するもの 5項目

継続 ⇒ 引き続き取組を実施するもの 90項目

充実・拡大 ⇒ 取組に新たな視点を加えるなど、充実・拡大して実施するもの 35項目

しなやか県庁創造  
プランの継続取組 計125項目

⇒ 合計 163項目

第五次行革大綱				しなやか県庁創造プランへの引継											
主要取組事項	番号	個別取組事項	主な成果等（●は数値目標に対する実績）	区分	個別取組 事項番号										
健全な財政 運営の推進	1	自主財源の確保 (重点3・35)  <b>数値目標</b> 平成22年度から平成 26年度までの間に計 60億円以上を確保す る。	○一般競争入札による未利用財産の売却、自動販売機設置の公募や有料駐車場用地の貸付、地方税滞納整理機構による個人県民税の確保、ネーミングライツの導入などの新たな財源確保策を導入するなど、自主財源の確保に努め、数値目標を達成した。  ●達成（22～26年度 計113億円 [進捗率188%]） <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> </tr> <tr> <td>26億円</td> <td>35億円</td> <td>18億円</td> <td>20億円</td> <td>18億円</td> </tr> </table>	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26億円	35億円	18億円	20億円	18億円	継続	155
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度										
	26億円	35億円	18億円	20億円	18億円										
	2	県税徴収率の向 上	○自動車税電話催告センターによる電話催告、インターネット公売の推進、クレジットカード収納等の納税環境整備などの取組を継続又は拡充するとともに、個人県民税対策として市町村に対する徴収支援を実施することにより、徴収率が向上した。 〔徴収率〕 <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>96.1%</td> <td>96.2%</td> <td>96.6%</td> <td>97.1%</td> </tr> </table>	22年度	23年度	24年度	25年度	96.1%	96.2%	96.6%	97.1%	継続	156		
	22年度	23年度	24年度	25年度											
	96.1%	96.2%	96.6%	97.1%											
	3	県税収入未済額の 縮減 (重点42)  <b>数値目標</b> 平成26年度までに、 県が自ら徴収する税 目に係る収入未済額 を平成20年度と比較 して15%以上縮減す る。 《参考》 20年度収入未済額 121億円 (県が自ら徴収する 自動車税等)	○個人県民税対策では、地方税滞納整理機構による積極的な滞納整理や県の直接徴収などを実施した。県が自ら徴収する税目についても、自動車税電話催告センターによる電話催告、インターネット公売の推進、クレジットカード収納等の納税環境整備などの取組を継続又は拡充し、数値目標である収入未済額の縮減を達成した。  ●22年度に達成（取組中） 〔収入未済額〕 <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>95億円 (22%縮減)</td> <td>78億円 (36%縮減)</td> <td>73億円 (40%縮減)</td> <td>62億円 (49%縮減)</td> </tr> </table>	22年度	23年度	24年度	25年度	95億円 (22%縮減)	78億円 (36%縮減)	73億円 (40%縮減)	62億円 (49%縮減)	継続	157		
22年度	23年度	24年度	25年度												
95億円 (22%縮減)	78億円 (36%縮減)	73億円 (40%縮減)	62億円 (49%縮減)												
4	使用料等の適正 化	○受益者に対して、受益と負担の観点から適正な負担を求めため、各年度において、使用料及び手数料の新設、改定等を行った。	継続	158											
5	地方法人特別税 の廃止と地方税 への還元	○時機を捉えて、国に対し地方法人特別税の廃止と法人事業税への復元を要請し、消費税8%段階における地方法人特別税の1/3縮減を実現した。	継続	161											
6	地方交付税など 地方一般財源の 充実・確保	○毎年度、総務省等に対して、地方交付税など地方一般財源の充実・確保を要請した。	継続	162											
7	適切な国庫負担 の確保	○負担金等の適切な交付について国に対する要請活動を実施した。特定疾患治療研究費においては、27年1月の法制化により、超過負担が解消される見込みである。	継続	163											

第五次行革大綱				しなやか県庁創造プランへの引継																																		
主要取組事項	番号	個別取組事項	主な成果等（●は数値目標に対する実績）	区分	個別取組事項番号																																	
	8	行革大綱に位置づける取組の進行管理と成果の積極的発信  <b>数値目標</b> 平成22年度から平成26年度までの間に計300億円以上（毎年度60億円以上）の行革効果額を確保する。	○毎年度、行革大綱に位置づける取組状況の進行管理を行いながら取組を着実に推進し、行革効果額に係る数値目標を達成した。  ●達成（行革効果額 22～26年度 計1,279億円〔進捗率426%〕） <table border="1"> <tr> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> <tr> <td>670億円</td> <td>190億円</td> <td>146億円</td> <td>172億円</td> <td>101億円</td> </tr> </table>	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	670億円	190億円	146億円	172億円	101億円	充実・拡大	新たに第IV章を設け、PTの設置と進捗管理指標の設定を位置づけ																							
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																																		
670億円	190億円	146億円	172億円	101億円																																		
	9	財務書類4表の活用	○東京都、大阪府の採用している日々仕訳方式を採用し、信頼性のある財務諸表の迅速な作成及びマネジメントへの活用に向けた管理事業別の財務諸表の作成を目的に、24年度までに財務システム等の改修を完了し、25年4月から新公会計制度を導入した。 （総務省方式改訂モデルによる財務書類4表の作成については、24年度決算をもって終了。）	充実・拡大	113, 115																																	
	10	資産・債務改革の推進	○新公会計制度の導入に向け、資産の適正な把握や管理を行うための基礎情報を整理するため、25年12月に固定資産台帳を整備した。	継続	113																																	
持続可能な財政基盤の確立	11	地方財政健全化法等を踏まえた財政運営の推進  <b>数値目標</b> 地方財政健全化法に基づく財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を早期健全化基準未満に維持する。 《参考》早期健全化基準 <table border="1"> <tr> <td>実質赤字比率</td> <td>3.75%</td> </tr> <tr> <td>連結実質赤字比率</td> <td>8.75%</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率</td> <td>400%</td> </tr> </table>	実質赤字比率	3.75%	連結実質赤字比率	8.75%	実質公債費比率	25%	将来負担比率	400%	○地方財政健全化法に基づく財政指標に留意しつつ、健全な財政運営に努め、22～25年度では数値目標を達成した。  ●取組中（22～25年度は達成） <table border="1"> <tr> <th>財政指標</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> <tr> <td>実質赤字比率</td> <td>赤字なし</td> <td>赤字なし</td> <td>赤字なし</td> <td>赤字なし</td> </tr> <tr> <td>連結実質赤字比率</td> <td>赤字なし</td> <td>赤字なし</td> <td>赤字なし</td> <td>赤字なし</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>13.4%</td> <td>14.9%</td> <td>15.5%</td> <td>15.5%</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率</td> <td>264.3%</td> <td>256.7%</td> <td>244.5%</td> <td>232.7%</td> </tr> </table>	財政指標	22年度	23年度	24年度	25年度	実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	赤字なし	赤字なし	連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	赤字なし	赤字なし	実質公債費比率	13.4%	14.9%	15.5%	15.5%	将来負担比率	264.3%	256.7%	244.5%	232.7%	継続	151
実質赤字比率	3.75%																																					
連結実質赤字比率	8.75%																																					
実質公債費比率	25%																																					
将来負担比率	400%																																					
財政指標	22年度	23年度	24年度	25年度																																		
実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	赤字なし	赤字なし																																		
連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	赤字なし	赤字なし																																		
実質公債費比率	13.4%	14.9%	15.5%	15.5%																																		
将来負担比率	264.3%	256.7%	244.5%	232.7%																																		
	12	県債の新規発行額の抑制  <b>数値目標</b> 特例的な県債を除いた通常の県債の平成26年度当初予算時点における残高を平成21年度決算時点よりも減少させる。 《参考》21年度決算 3兆232億円	○通常の県債の新規発行額を抑制し、数値目標を達成した。  ●達成 [26年度当初予算ベースの県債残高（通常の県債）] 2兆6,401億円（≒21年度決算比 3,831億円減少）	継続	152																																	
	13	公債費の平準化	○銀行等引受債は、借換を要しない20年程度の定時償還債を中心に発行することにより償還ペースを速め、県債残高の上昇幅を抑制した。	継続	167																																	
	14	公債費負担の抑制と円滑な資金調達	○庁内の資金事務を財務資金室に一元化し、資金計画の精査と効率的な資金運用により、減債基金の運用益の拡大と一時借入金金の縮減を図ることで、公債費負担の抑制に努めた。	充実・拡大	164, 167																																	
	15	基金残高の回復	○毎年度、前年度決算や年度内に確保した財源により、当初予算で計上した基金の取崩しを取り止め、残高を回復できるよう努めてきたものの、基金残高を回復することはできていない。 [財政調整基金及び減債基金(その他分(任意積立分))の残高] 21年度末1,496億円 ≒26年度末(見込み) 325億円	継続	153																																	

第五次行革大綱				しなやか県庁創造プランへの引継											
主要取組事項	番号	個別取組事項	主な成果等(●は数値目標に対する実績)	区分	個別取組事項番号										
事務事業の見直し	16	事務事業の総点検を活用した事務事業の見直し(重点19・37・38・39) <b>数値目標</b> 事務事業の見直しによる効果額として、毎年度おおむね60億円を確保する。	○毎年度、見直し余地のあるすべての事務事業について、必要性、役割分担及び実施手法の見地からの見直しを徹底するとともに、見直しの結果を予算編成や定数管理に活用し、数値目標をほぼ達成した。 ●ほぼ達成(年平均 98.4億円) [見直しによる効果額] 22年度～26年度 計492億円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>202億円</td> <td>90億円</td> <td>102億円</td> <td>59億円</td> <td>39億円</td> </tr> </tbody> </table>	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	202億円	90億円	102億円	59億円	39億円	充実・拡大	165
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度											
202億円	90億円	102億円	59億円	39億円											
民間委託等の推進	17	民間委託の推進	○上野、犬山及び豊橋南部浄水場の運転管理業務、環境調査センターにおける有害大気汚染物質モニタリング調査業務等に民間委託を導入し、22年度～26年度で計64人の職員の削減を図った。	継続	87, 89										
	18	P F I の導入(重点35)	○25年度に愛知県P F I 推進会議を設置し、全庁的な検討体制を構築した。 ○三河地域6浄水場の排水処理業務にP F I を導入して運営を開始。犬山・尾張西部浄水場、豊川浄化センターでP F I 導入手続中(26年度中にP F I 事業契約を締結予定。)。環境調査センターでP F I 導入の準備中。運転免許試験場でP F I 導入の検討中。	充実・拡大	87, 90～94										
市場化テストの推進	19	市場化テストの推進(重点18)	○民間から提案のあった業務のうち、県が行うべき業務を検討し、税外収入債権の未収金回収業務など民間委託の拡大を図り、25年3月に「あいち市場化テスト取組結果」を公表した。(新規民間開放3業務、(一部)民間委託化4業務)	完了											
公の施設の見直し	20	公の施設の廃止・民営化・地元移管等(重点1・2・7・9・10・11・12・27・28・36)	○各施設について、存置の必要性や管理のあり方等の見直しを行い、22年度～26年度で計25施設について廃止・民営化・地元移管等を進めた。	充実・拡大	69										
	21	ふれあい広場の廃止(重点6)	○4ふれあい広場(西、昭和、瑞穂、中川)を廃止した。(守山ふれあい広場は27年4月廃止予定)	継続	71										
	22	心身障害者コロニー再編計画の推進	○愛知県心身障害者コロニー再編計画に基づき、入所者の地域生活移行を進めるとともに、「愛知県医療療育総合センター(仮称)」の開所に向け、施設整備工事を実施している(26年度～)。	継続	72										
	23	県立社会福祉施設の移譲等	○23年度に県立社会福祉施設12施設を社会福祉法人に移譲した。 ○青い鳥医療福祉センターと第二青い鳥学園について、運営方法の検討を行い、指定管理者と移譲に向けた協議を行った結果、当面指定管理を継続することとした。	完了											
	24	第二青い鳥学園の機能等の見直し	○三河地域の重症心身障害児者の入所施設不足に対応するため、重症心身障害児者の入所機能を付加することとし、全面改築工事に着手した(26年3月～)。	完了											
	25	歯科衛生専門学校等の廃止	○23年度に廃止するとともに、歯科衛生士再就業支援事業を実施し、未就業歯科衛生士の掘り起こしを行った。	完了											
	26	勤労福祉会館等の廃止(重点8)	○7勤労福祉会館等を廃止・地元移管した。(尾西勤労青少年福祉センターは28年度までに廃止できるよう一宮市と協議中)	継続	76										
	27	農業大学校研究科の廃止	○26年度末までに農業大学校研究科の廃止を決定する。(廃止は27年度以降)	継続	77										
	28	県営住宅の効率的な管理運営	○既設県営住宅の建替を事業年度ごとに平準化を図りながら実施し、長寿命化改善のための基本調査や実施設計及び工事を行い、建替戸数の減少を図った。 ○家賃徴収率向上に向けて、住宅供給公社の家賃徴収体制を強化した。	充実・拡大	79										

第五次行革大綱				しなやか県庁創造プランへの引継	
主要取組事項	番号	個別取組事項	主な成果等（●は数値目標に対する実績）	区分	個別取組事項番号
	29	循環器呼吸器病センター機能の市への移行	○尾張西部医療圏の循環器医療の充実・維持を図るため、同センターの機能を22年10月に一宮市立市民病院へ移行し施設を廃止した。	完了	
	30	県立高等学校の再編整備	○県立学校再編整備計画に基づき、23年度に鳳来寺高校を廃止、作手高校を新城東高校の分校とすることで、適正な学校規模を確保した。	完了	
	31	宿泊施設を有する公の施設のあり方の検討（重点9・28）	○野外教育センターについては、23年度以降、冬季合宿プランや地域の特性を活かした体験学習プログラム等を実施した。青年の家、少年自然の家については、防災キャンプや小学校低学年向けキャンプなど利用者や時代のニーズに合わせた新たな自主事業を企画した。	充実・拡大	69, 82
	32	公の施設の利用促進（重点16）	○利用料金のクレジットカード払い、チラシやホームページへの割引券の掲載など、利用者の観点から施設の利用促進に向けた取組を進めた。	充実・拡大	82
	33	公園等施設のあり方の検討（重点7）	○愛知こどもの国については、施設規模及び運営体制についての見直し案を25年3月に公表し、26年4月から新たな運営体制を確立した。 ○他の公園等施設についても、県営都市公園の指定管理者の公募対象の拡大など、今後のあり方を検討した。	充実・拡大	70
	34	指定管理者の公募	○22年度の指定管理者の選定において、公募により選定する施設を拡大した（13施設→30施設）。	継続	96
	35	指定管理者制度の積極的活用（重点1・2・27）	○芸術文化センター（栄施設）及び芸術文化センター（図書館）に指定管理者制度を導入した。 〔指定管理者制度導入施設数（26年12月時点）〕 公の施設92施設のうち75施設 （公募：36施設、任意指定：39施設）	継続	97
県関係団体の見直し	36	県関係団体のあり方の見直し（重点32）	○県関係団体について、統廃合や役割の見直しを検討し、施設廃止により大幅な事業縮小となった雇用開発協会を廃止した（20団体→19団体）。 ○私学振興事業財団は31年度末に廃止予定。農林公社は法的整理を実施し27年度末に解散予定。	継続	138
	37	労働協会のあり方の検討（重点29）	○「愛知県労働協会のあり方に関する検討会議」を設置し、24年3月に提言をとりまとめ、公表した。 ○提言を踏まえ、25年3月に労働協会が「愛知県労働協会上中期計画」を策定した。	完了	
	38	雇用開発協会のあり方の検討（重点30）	○23年度末に廃止した。	完了	
	39	土地開発公社のあり方の検討（重点32）	○25年1月に土地開発公社のあり方に関する方針を策定し、公表した。	リニューアル	139
	40	県関係団体の経営改善計画策定・推進への支援  【数値目標】 平成26年度末において、県関係団体の経営改善計画（計画期間：平成23年度～27年度）に定める目標値に対する進捗率80%以上を確保する。	○県関係団体の経営改善計画の策定を支援するとともに、策定した計画を取りまとめ、公表した。（22～23年度）  ●取組中（25年度における年次数値目標に対する目標達成率の平均は103.9%）	継続	141



第五次行革大綱				しなやか県庁創造プランへの引継										
主要取組事項	番号	個別取組事項	主な成果等(●は数値目標に対する実績)	区分	個別取組事項番号									
第三セクターの経営改革の推進	41	第三セクターのあり方の見直し(重点17・33)	○法人の廃止等に伴う出資引上げ等を行った。 ((株)中日ドラゴンズ、(財)国有財産管理調査センター、(財)中部空港調査会)	完了										
	42	私学振興事業財団のあり方の検討	○23年3月に財団の改革計画が策定された(31年度末に財団を廃止)。	継続	143									
	43	農林公社の経営改革の推進(重点31)	○長期収支見込みを踏まえ、民事再生による法的整理(債務整理、農地保有合理化事業廃止)を実施し抜本的な改革を遂行した。(27年度末に農林公社解散予定)	継続	144									
	44	住宅供給公社の経営改革の推進(重点32)	○22年3月に策定した中期経営計画(21～30年度)に基づき分譲資産の早期売却などの経営改革を進めた。 ○24年4月に県営住宅管理業務の管理代行を担い、効率的な住宅管理を実施した。	継続	145									
	45	第三セクターの経営状況の点検評価、公表	○愛知県出資法人等経営検討委員会を活用し、21年度に委員会で改革案を策定した6法人の経営改革の進捗状況も含め、県出資等法人53法人の経営状況を定期的に点検・評価し、結果を公表した。	継続	142									
公営企業の経営改善	46	企業庁次期中期経営計画の策定、推進  <b>数値目標</b> 平成22年度については、現行中期経営計画に定める数値目標を達成する。 平成23年度以降については、次期中期経営計画(平成22年度策定予定)において数値目標を定める。	○23年3月に第2次企業庁次期中期経営計画(計画期間:23～27年度)を策定・公表し、取組を進めており、経常収支比率、給水原価に係る数値目標について、23～25年度は達成した。  ●取組中(23～25年度は達成) 〔25年度実績〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な項目</th> <th>経常収支比率</th> <th>給水原価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道事業</td> <td>117% 〔110%以上〕</td> <td>60円/㎡ 〔63円/㎡以下〕</td> </tr> <tr> <td>工業用水道事業</td> <td>111% 〔100%以上〕</td> <td>28円/㎡ 〔29円/㎡以下〕</td> </tr> </tbody> </table> 〔 〕は目標値	主な項目	経常収支比率	給水原価	水道事業	117% 〔110%以上〕	60円/㎡ 〔63円/㎡以下〕	工業用水道事業	111% 〔100%以上〕	28円/㎡ 〔29円/㎡以下〕	充実・拡大	134
	主な項目	経常収支比率	給水原価											
	水道事業	117% 〔110%以上〕	60円/㎡ 〔63円/㎡以下〕											
工業用水道事業	111% 〔100%以上〕	28円/㎡ 〔29円/㎡以下〕												
47	県立病院経営中期計画の推進(重点36)  <b>数値目標</b> 平成24年度末までに、病院部門の経常黒字を達成する。	○循環器呼吸器病センター機能を一宮市立市民病院に移行(22年度)、がんセンター中央病院における外来化学療法棟着工(23年度)、城山病院全面改築実施設計着手(24年度)など、診療機能の充実・強化に向けた取組を進めた。数値目標である病院部門の経常黒字については、23年度に達成したものの、24年度は達成できなかった。  ●未達成 〔平成24年度収支状況〕 収益284.8億円 支出287.1億円 差引損益 △2.3億円 経常収支比率 99.2%  → 第2次県立病院経営中期計画(25～28年度)を策定し、「28年度末までに、経常黒字を達成する」ことを目標に引き続き経営改善を推進している。 〔参考:平成25年度〕 差引損益 △6.2億円	継続	135, 136										
48	内陸用地造成事業と臨海用地造成事業の会計統合	○23年度に内陸用地造成事業と臨海用地造成事業の会計統合を行った。	完了											
49	企業立地部の組織再編	○23年度に企画調整課、企業誘致課及び工務課の3課を統合し、企業誘致課及び工務調整課を設置するとともに、衣浦工事事務所と三河港工事事務所を統合し、三河港工事事務所衣浦出張所に改組した。	完了											
50	薬品、医療機器等の調達業務の改善	○22年8月に薬品、診療材料の購入価格に係るWebベンチマークシステム(全国の医療機関の購入価格を把握、比較できるインターネットシステム)を導入した。	完了											
効果的・効率的な資産管理	51	未利用財産の適正な処分(重点5)	○一般競争入札等による未利用財産の売却により、5年間で215億円の自主財源を確保した。	継続	65									

第五次行革大綱				しなやか県庁創造プランへの引継	
主要取組事項	番号	個別取組事項	主な成果等（●は数値目標に対する実績）	区分	個別取組事項番号
	52	県有財産の有効活用の推進 (重点4・13-2・14・15)	○県有資産の有効活用を推進し、自主財源の確保を図った。 (自動販売機公募：5年間で約16億円の増額効果、広告掲出：5年間で約1,500万円、有料駐車場用地貸付：5年間で約1億5,600万円、店舗用地貸付（24～26年度）：約7,800万円などの収入効果)	充実・拡大	66
	53	県有施設を戦略的に利用・管理・保全する仕組の構築 (重点13)	○個別の庁舎等ごとに中長期的な利活用の方向性を定めるとともに、集約・移転などの対応策を示す「県有施設利活用・保守管理プログラム」（23年度：第1次、24年度：第2次、25年度：第3次）を策定した。	充実・拡大	62～64
	54	E S C O事業の導入拡大	○手引書の作成や省エネに係る調査など県有施設の省エネ、温暖化対策を行った。（22～26年度）	継続	68
組織・機構の見直し	55	本庁組織の機能強化等	○23年度：企業庁企業立地部の再編 ○25年度：出納事務局を会計局に、出納課を会計課に改正 ○26年度：男女共同参画室を廃止し、男女共同参画推進課を設置	リニューアル	37
	56	地方機関の機能強化等	○24年度：東三河総局を設置	継続	43, 45
	57	自治研修所の組織の見直し	○22年4月に総務課と研修課を統合した。	完了	
	58	児童（・障害者）相談センターの見直しの検討	○市町村要保護児童対策地域協議会において中核市に児童相談所業務の権限移譲の働きかけを行った。（東三河地域の8市町村で設置を検討している広域連合において、児童相談所業務の権限移譲を検討中）	継続	47
	59	保健所の見直しの検討	○24年7月31日付けで改正された保健所に係る国の指針の見直し内容では、市町村への権限移譲や市町村との連携を調整できる業務がなかったことから、当面現状の体制を維持する。	完了	
	60	農林水産産業振興体制の見直し	○24年度に新城市役所鳳来支所の庁舎に新城設楽農林水産事務所新城林務課を移転し、市の産業・立地部森林課とワンフロア化するなど、管内市町村や農業団体との連携を取りやすい体制づくりを進め、利用者の利便性が向上した。	完了	
	61	県有林事務所のあり方の検討	○県有林事務所が担っている事務事業の整理・分析を行った結果、組織・機構については、現状の体制を維持することが適切と判断した。また、24年度に鉱山採掘業務を全部委託した。	完了	
	62	尾張建設事務所名古屋東部丘陵工事事務所の廃止	○23年度に廃止した。	完了	
	63	海部建設事務所日光川下流浄化センター出張所の廃止	○22年度に廃止した。	完了	
	64	海部建設事務所日光川排水機場管理出張所の廃止	○22年度に廃止した。	完了	
	65	交番・駐在所の再編	○県内の交番・駐在所の適正配置等による治安基盤の強化及び移転による視認性・利便性の向上による交番機能の強化を図った。 ・交 番：新設6、移転・建替17、廃止7 ・駐在所：移転2、廃止11	完了	

第五次行革大綱				しなやか県庁創造プランへの引継	
主要取組事項	番号	個別取組事項	主な成果等（●は数値目標に対する実績）	区分	個別取組事項番号
	66	愛知県庁業務継続計画の推進（防災体制の強化）	○本庁・地方機関のBCPを策定した。また、BCPに関する研修・訓練の実施やBCPに関するボトルネック対策への取組を行った。	継続	41
	67	本庁と地方機関・地方機関の支所等の間における事務分担等の見直し	○機動的な対応と業務の効率化の観点から必要な見直しを行った。 ＜例＞ 23年度：土壌汚染対策に係る本庁と地方機関の権限配分の見直し 24年度：本庁機能の一部を東三河地域の地方機関へ移管	継続	43, 112
	68	審議会等の見直し	○24年6月に社会教育委員と生涯学習審議会を統合した。	継続	39
	69	女性委員の登用  【数値目標】 審議会等の委員について、平成22年度末までに女性を35%以上登用する。 平成23年度以降については、次期男女共同参画プラン（平成22年度策定予定）において数値目標を定める。 《平成27年度末までに女性を37.5%以上登用する。》	○女性の積極的な登用への働きかけにより、女性委員の登用率の向上を図った。  ●取組中 〔女性委員登用率〕 25年度末 36.75%（22年度末 35.99%）	継続	40
試験研究機関の見直し	70	大学、企業等との連携強化、共同研究等の推進	○競争的研究資金や受託研究等の外部資金の積極的な活用を図るとともに、大学、企業、官民研究機関等との共同研究等を積極的に推進した。 ＜研究事例＞ ・がんセンター：極微小な初期がんや初期転移がんを発見できる次世代画像診断装置の開発 ・産業科学技術総合センター：レーザーとプラズマによる異種材料直接接合装置の開発	継続	54
	71	他の自治体との連携の推進	○他の自治体と衛生分野や環境分野で共同研究を行った。 ＜研究事例＞ ・衛生研究所：ワクチンにより予防可能な疾患に対する予防接種の科学的根拠の確立及び対策の向上に関する研究（岩手県、千葉県、富山県、大阪府等との共同研究） ・環境調査センター：有機フッ素化合物の環境実態調査と排出源の把握（兵庫県等との共同研究）	継続	54
	72	試験検査、調査分析業務の民間委託の推進	○22年度に環境調査センターにおける有害大気汚染物質モニタリング調査業務、アスベスト大気環境調査を委託化した。	継続	89

第五次行革大綱				しなやか県庁創造プランへの引継	
主要取組事項	番号	個別取組事項	主な成果等（●は数値目標に対する実績）	区分	個別取組事項番号
	73	知的財産の保護、活用  <b>数値目標</b> 試験研究機関が保有する知的財産の活用について、平成22年度末までに、民間企業への技術移転件数を100件まで拡大する。平成23年度以降については、「第二期あいち知的財産創造プラン」（仮称）（平成22年度策定予定）において数値目標を定める。 ≪27年度末までに、特許権利用率（国内特許権分）を60%、新規実施契約件数を年間25件、知的所有権センターによる企業訪問を年間100件にまで高める。≫	○特許流通コーディネーターによる企業訪問を積極的に行ってきたほか、真に有用性のある知的財産のみ権利化してきた結果、特許権利用率は約50%となった。  ●取組中 [22年度末実績] 技術移転（特許実施契約）件数 96件 [25年度末実績] 特許権利用率 53%、新規実施契約件数 20件、 企業訪問件数 85件	継続	55
	74	発達障害研究所の再編	○発達障害研究所を再編後の「愛知県医療療育総合センター（仮称）」の医療支援部門に位置づけ、施設整備工事を実施している。（重心棟は28年3月開所予定、本館棟工事は28年度以降に実施）	完了	
	75	環境調査センターの組織・運営のあり方に関する中期的な計画の策定（重点25）	○23年度に環境調査センター内の「環境学習プラザ」を東大手庁舎に移転させ、一般利用の拡大を推進するとともに、24年3月に組織・運営のあり方の方向性を示した中期計画を策定した。	継続	50
	76	産業技術研究所の組織・運営体制の見直し（重点14）	○24年1月に「知の拠点あいち」にあいち産業科学技術総合センターを設置し、本部を含む7技術センターを一体管理することにより管理部門の効率化を図った。	完了	
	77	農業総合試験場、水産試験場及び森林・林業技術センターの組織・運営のあり方に関する中期的な計画の策定（重点15）	○23年度に「愛知県農林水産業の試験研究基本計画2015」を策定した。	充実・拡大	52
	78	がんセンター研究所における寄付講座の開設に向けた検討	○寄付講座開設の検討を行い、23年度に特定寄付の受け入れ制度を構築した。	完了	

第五次行革大綱				しなやか県庁創造プランへの引継	
主要取組事項	番号	個別取組事項	主な成果等（●は数値目標に対する実績）	区分	個別取組事項番号
業務の効率化等	79	事務の統合・集約によるサービスの向上や効率化	○県民サービスの向上や効率化を図る観点から事務事業の統合・集約等を行った。 ＜例＞ 22年度：建築確認申請書の建設事務所の経由事務を廃止 23年度：女性相談センターをウィルあいちに移転 24年度：東三河総局に分野横断的な政策立案機能と総合調整機能を備えた企画調整部門を設置	充実・拡大	112, 118, 120
	80	全庁共通業務の効率化、簡素化	○22年度に人材育成システムを導入し、人事関係事務を効率化した。	継続	118
	81	総務事務センターの効率化の推進と総務事務のさらなる集約に向けた検討	○22年度に報酬・賃金の過誤払に係る返納事務を簡素化するとともに、23年度に非常勤嘱託員に係る通勤手当相当額の決定・支払事務を電子化した。	継続	121
	82	汎用コンピュータの廃止及び情報システムの再構築	○25年度までに、大型汎用コンピュータで稼動していた情報システムを共通サーバシステムへ移行し、IT経費の低減や将来にわたる安定的なシステム稼動が可能となった。	充実・拡大	123, 124
	83	財務システムの再構築	○22年度に新システムを構築し、運用の合理化、コストの削減等を実現した。	完了	
	84	女性相談事業の統合	○23年度に女性相談センターの相談業務をウィルあいちに移転し、相談事業を統合することにより、相談体制の強化と事務事業の効率化を図った。	完了	
	85	海外産業情報センター業務の見直しの検討（重点26）	○25年3月に策定した「あいち国際戦略プラン」において、センターの見直し方針を公表した。 ・サンフランシスコセンターの廃止（平成26年2月） ・バンコクセンターの開設（平成26年4月） ・パリセンターの廃止（平成27年3月予定） ・ジェットロとの「包括的業務協力に関する覚書」の締結（平成26年2月）	完了	
	86	印刷業務の廃止（重点23）	○24年度末に印刷業務を廃止した。	完了	
	87	柔軟な人員配置の促進	○所属の業務量に応じた人員配置の平準化・適正化を図るため、職員定数の部局内再配置を推進した。	充実・拡大	59
	88	特別チームの活用	○機動的・横断的対応が必要な課題について特別チームを活用した。 ＜例＞ 22年度：愛知県庁業務継続計画推進特別チーム 23年度：次世代育成支援対策特別チーム （23年度から、新規の課題検討に迅速かつ適切に対応するため、より柔軟に設置できるプロジェクトチーム方式へ見直し）	リニューアル	38
89	公共工事に関する総合的なコスト縮減  <b>数値目標</b> 毎年度において、平成19年度を基準年度とした平成20年度コスト縮減実績（縮減率）以上を確保する。 《参考》19年度を基準とした20年度コスト縮減率 1.4%	○「愛知県公共事業コスト構造改善プログラム」（21年7月）に基づく取組を進め、22、23年度については、数値目標を達成した。  ●取組中（22、23年度は達成） 〔コスト縮減実績〕22年度 2.2%、23年度 2.9% ※ 24年度決算に係る指標は今後算定	充実・拡大	130	

第五次行革大綱				しなやか県庁創造プランへの引継	
主要取組事項	番号	個別取組事項	主な成果等（●は数値目標に対する実績）	区分	個別取組事項番号
	90	公共工事の入札に係る総合評価方式の導入・拡大	○総合評価落札方式の試行実施において、その結果を検証しながら、適用基準及び形式選定基準の策定、評価・配点方法の見直しなど、適宜、制度の見直しを行った。	充実・拡大	130
	91	一般競争入札の対象範囲の拡大	○工事の品質確保に影響を与えるダンピング受注対策として実施している低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、23年10月から全工種に適用を拡大するとともに、一般競争入札の対象範囲を拡大する方針（19年度～）に沿って、一般競争入札の適用に努めるなど、より適正な入札契約事務の執行を推進した。	充実・拡大	131
	92	あらゆる部門でのコスト節減に向けた取組の推進	○「仕事の質」向上運動において、全庁的に経費削減や時間削減に繋がる仕事の工夫・改善に取り組んだ。	継続	118, 120, 126
	93	節約努力による不用額を後年度の財源として活用できる手法の拡充	○22年度に各部局の節約努力による不用額を後年度の財源として活用できる割合を引き上げた。（10%→30%）	充実・拡大	154
	94	収入未済回収事務への外部委託の導入（重点18）	○一部債権について、民間委託を順次導入し、回収額の増加、長期滞納者の減少、経費の縮減を図った。 ≪25年度民間委託実施債権≫ ・母子寡婦福祉資金貸付金 ・高齢者住宅整備資金貸付金 ・障害者住宅整備資金貸付金 ・県営住宅使用料 ・県営住宅駐車場使用料 ・医業未収金（5施設） ・高等学校等奨学金貸付金	継続	160
地域主権改革への対応	95	地域主権改革への対応	○義務付け・枠付けの見直しに伴い必要となる県条例を整備した。（26年12月現在35条例） ○セミナー及び県内市町村や大学等での出前分権教室を毎年度開催するなど、県民への情報提供を行った。	継続	98
市町村への権限移譲の推進等	96	県から市町村への権限移譲の推進（重点41）	○移譲モデルの設定（23年度）と市町村における移譲計画（25～27年度）の策定（24年度）により、事務移譲を計画的に推進した。	継続	100
	97	権限移譲に伴う市町村支援の実施（重点41）	○権限移譲に関する市町村担当者会議の開催や、支援策・スケジュール等の情報提供をし、移譲を推進するとともに、権限移譲特別交付金の交付により、市町村における移譲を受ける際の負担が軽減され、特別交付金制度を設ける直前の3年間と比較して約2倍移譲が進展した。 ・権限移譲実施計画策定後の移譲モデル事務受入数 22～24年度 78事務 → 25～27年度 156事務（見込み） ※事務受入数：移譲モデルを設定した事務（メニュー）数×市町村数	継続	100
	98	市町村合併の支援	○合併市町村に対する交付金の交付、新市基本計画等に搭載された県事業等の着実な推進や職員のパイプラインなどにより、市町村における合併後の体制強化を支援した。	完了	
	99	市町村間の広域連携への支援	○広域連合、定住自立圏構想等に取り組む市町村に対し助言・支援を行い、市町村間の適切な広域連携を推進した。	充実・拡大	99
	100	県と市町村の役割分担を踏まえた事務事業の見直し（重点24・34）	○県と市町村の役割分担を踏まえた事務事業の見直しを行った。 <例> 23年度：名古屋市内の都市河川管理権限を名古屋市に移譲 25年度：県と市町村の役割分担等を踏まえた県民生活プラザの組織体制の再編計画を策定し、11月に市町村へ提示（27年4月に県民生活プラザの相談体制を再編した「消費生活総合センター」を設置予定）	継続	112, 165

第五次行革大綱					しなやか県庁創造プランへの引継										
主要取組事項	番号	個別取組事項	主な成果等（●は数値目標に対する実績）	区分	個別取組事項番号										
	101	市町村への県単独補助金の見直し（重点40）	○県と市町村の役割分担を踏まえた県単独市町村補助金の廃止、市町村の利便性を高める補助メニューの統合、防災分野での補助金の統合などを行った。 <例> 22年度：廃棄物処理施設設置費補助金を廃止 24年度：緊急市町村地震防災対策事業費補助金の一部補助メニューを統合 26年度：緊急市町村地震防災対策事業費補助金と市町村消防施設費補助金を統合し、南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金を創設	継続	165										
	102	県事業に対する市町村負担金のあり方の検討	○22年度に県が行う土木事業や土地改良事業等における工事雑費及び事務費に係る市町村負担金を廃止するとともに、事業実績を市町村に開示し透明性を確保した。	完了											
NPO等県民との協働の推進	103	NPOとの協働事業の実施	○NPO等県民と行政の協働を進めることにより、効果的・効率的な公共サービスの提供につなげた。 〔協働事業数〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>101事業</td> <td>99事業</td> <td>91事業</td> <td>71事業</td> <td>69事業予定</td> </tr> </tbody> </table>	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	101事業	99事業	91事業	71事業	69事業予定	充実・拡大	101, 102
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度										
	101事業	99事業	91事業	71事業	69事業予定										
	104	協働ロードマップの作成	○NPOなど多様な主体と対等の立場で、合意を形成しながら、地域づくり、多文化共生社会、子育てなどに関わるロードマップを作成した。	充実・拡大	102										
105	協働の推進に向けた支援	○NPOアドバイザーによる相談対応、NPOと行政による意見交換会や市町村職員研修会など、NPOや地域への支援を実施した。	充実・拡大	103, 104											
106	県民・地域との協働の推進	○多様な手法により、県民・地域との協働・連携を行った。 <例> ・環境にやさしい交通行動「エコ モビリティ ライフ」の推進（※エコモビ推進協議会構成員数 26年度 180団体） ・県民参加によるあいちトリエンナーレの運営（22年度、25年度） ・県民参加による生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）の開催支援（22年度）	継続	107											
企業・大学との連携の推進	107	企業との連携の推進	○企業の社会貢献活動等との連携を行った。 <例> ・安全なまちづくりパートナーシップ制度（25年度 720社2,420事業所） ・陶磁美術館における企業のCSR活動の実施 ・コンビニ、スーパーとの包括連携（26年12月現在8社）	継続	108										
	108	企業との連携を推進する仕組みづくりの検討	○企業の社会貢献活動等（環境分野）を広く県民に紹介できるウェブサイトを新規に作成し、5年間で170社の活動を公開した。	完了											
	109	大学との連携の推進	○試験研究や研修、フォーラムの開催など、幅広い分野において、毎年度100を超える大学との連携事業を実施した。また、さらなる連携の強化に向け、大学との意見交換会や愛知学長懇話会における情報提供などを通じ、大学との情報共有を図った。	継続	105, 106										
定員の適正管理	110	定員の適正管理（知事部局等と教育の事務部門）（重点43）  【数値目標】 知事部局等及び教育の事務部門において、平成22年度から平成26年度までの5年間で300人を削減し、平成10年度定数と比較して4分の3以下にスリム化した職員体制を実現する。	○事務事業の見直し、事務処理方法の改善、民間委託の推進等により、削減目標を達成した。  ●達成（22～26年度 510人を削減 [進捗率102%]） <table border="1"> <thead> <tr> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△293人</td> <td>△75人</td> <td>△70人</td> <td>△46人</td> <td>△26人</td> </tr> </tbody> </table>	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	△293人	△75人	△70人	△46人	△26人	継続	56
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度											
△293人	△75人	△70人	△46人	△26人											

第五次行革大綱					しなやか県庁創造プランへの引継		
主要取組事項	番号	個別取組事項	主な成果等（●は数値目標に対する実績）		区分	個別取組事項番号	
	111	定員の適正管理 (教職員部門)	○本県独自に措置している教職員定数の縮減など、教職員定数の適正配置に努めた。 (参考)職員定数の増減状況(22～26年度 44人を増員)		継続	57	
			22年度	23年度			24年度
				△153人	△22人	180人	35人
	112	定員の適正管理 (警察部門)	○警察署鑑識体制の強化、サイバー犯罪の取締強化、DNA型鑑定や薬物鑑定要員などの増員、庁務員の削減など警察職員の適正配置に努めた。 (参考)職員定数の増減状況(22～26年度 133人を増員)		継続	58	
			22年度	23年度			24年度
				53人	49人	22人	9人
	113	人件費等の適正管理 (重点44)	○定員や給与等の適正管理などにより、人件費の抑制に取り組み、22～26年度で計365億円を削減した。 (内訳) 定員の適正管理110億円 給与等の適正管理 255億円		継続	56～61	
給与等の適正管理	114	給与制度の適正化	○給与改定、昇格制度の見直し、給与構造改革における経過措置の廃止など、人事委員会勧告(報告)を踏まえた給与制度の適正化を行った。		継続	60	
	115	各種手当等のあり方の見直し (重点45・46)	○住居手当、退職手当、特殊勤務手当など、各種手当等の見直しを実施した。				継続
	116	勤務実績の給与への反映	○一般職員に対する人事評価に基づく給与反映について、24年4月から実施した。		継続	10	
	117	公舎の見直し (重点21・22)	○設置目的等を考慮した見直しを適宜行い、必要性が薄れたものは廃止した結果、数値目標を達成した。 ●達成(22～25年度 106戸廃止〔進捗率294%〕)				継続
			22年度	23年度	24年度	25年度	
			△49戸	△8戸	△5戸	△44戸	
人材の育成・活用	118	教職員住宅の見直し (重点20)	○22年度に122戸を廃止し数値目標を達成した他、残る154戸についても、23年6月に設楽地区(8戸)以外の住宅(146戸)全てを27年度末までに廃止する計画を策定した。 ●達成(22年度 122戸廃止〔進捗率100%〕) 〔参考〕22～25年度 126戸廃止(24年度 4戸廃止)		継続	85	
	119	あいち人材育成ビジョンの見直し	○23年度にあいち人材育成ビジョン(改訂版)を策定した。		充実・拡大	1	
	120	育成型ジョブローテーション制度の充実	○育成型ジョブローテーション制度について、専門能力の早期育成と組織力の維持・向上などの観点から見直しを実施した。				継続
121	あいち職員研修プランの見直し	○23年度にあいち職員研修プランを、人材育成ビジョンの見直しに合わせて整理・検討し、あいち人材育成ビジョン(改訂版)に一体化して策定した。		完了	/		
122	高い専門能力や経験・熟練を有する職員の効果的な育成	○中堅職員の職務遂行能力や専門能力の向上等の観点から、人事異動サイクルの長期化を図った。				継続	4



第五次行革大綱					しなやか県庁創造プランへの引継												
主要取組事項	番号	個別取組事項	主な成果等(●は数値目標に対する実績)			区分	個別取組事項番号										
	123	キャリアマネジメントの推進	○重点ヒアリングを中心としたキャリアマネジメントを見直し、若手職員のキャリア形成を支援するキャリアサポート面談を実施するなど、より効果的な人材育成体系への再構築を行った。			継続	5										
	124	民間企業等への派遣研修の充実	○22～26年度で延べ28人を派遣した。 (参考) 各年度派遣人数 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>7人</td> <td>5人</td> <td>6人</td> </tr> </table>			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	5人	5人	7人	5人	6人	充実・拡大	7～9
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度												
	5人	5人	7人	5人	6人												
	125	役職ポストへの女性登用の推進	○役職者総数に占める女性の割合を着実に高めた(22年4月:18.6% → 26年4月:22.8%)。 ○26年2月に女性職員の活躍促進に向けた取組指針を策定し、女性登用のさらなる推進を図ることとした。			リニューアル	24～27										
	126	高齢期職員の活用のあり方の検討	○高齢期職員の活用のあり方について検討を進め、常勤再任用への登用を拡充した。			完了											
127	職員採用のあり方の検討	○現行制度の課題を整理した上で、受験者数を確保し、より質の高い人材を採用するため、受験資格の見直しや、採用ホームページの大幅なリニューアルなどを実施した。			充実・拡大	18											
128	教員の指導力向上	○教科指導や生徒指導等を適切に行うことができない教員を個別に指導・研修したほか、管理職員の人事管理能力を向上するための研修等を継続的に実施することにより、多角的な人材育成を行った。			継続	6											
能力・実績に基づく人事管理	129	人事評価制度の一般職員への導入	○23年度に人事評価制度を一般職員へ導入した。			完了											
	130	人事評価結果の人事管理への活用	○人事評価制度導入に伴い、人事評価の結果を、任用・給与・分限等の人事管理に活用した。			充実・拡大	10										
	131	分限制度の厳正な運用	○23年10月に、勤務実績不良等分限事由に該当する可能性がある職員への具体的な対応や留意点等を定めた「対応指針」を策定し、職員へ周知を図るとともに、指針に沿った対応を進めた。			継続	12										
	132	教職員評価制度の改善・充実	○教職員評価制度を法に基づく勤務成績の評定と位置づけて実施するとともに、文書による周知、手引きの作成等を通じて制度の定着を図った。			継続	11										
多様な任用形態の活用	133	新規採用職員数の確保と多様な任用形態の活用	○団塊世代の大量退職に伴う補充については、世代間の偏りに配慮しながら新卒者数の確保に努めるとともに、民間企業等職務経験者や任期付職員、常勤再任用職員等を積極的に活用することにより、円滑な組織運営を図った。			継続	18										
	134	民間企業等職務経験者の採用制度の充実	○採用職種や受験年齢の制限を拡大し、22～26年度の5年間で延べ10職種151人を採用し、即戦力として活用することにより、組織の活性化を図った。 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> </tr> <tr> <td>35人</td> <td>36人</td> <td>27人</td> <td>29人</td> <td>24人</td> </tr> </table>			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	35人	36人	27人	29人	24人	継続	19
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度												
	35人	36人	27人	29人	24人												
	135	民間企業等で活躍する人材の登用の検討	○高い専門性や民間的感覚を取り入れるため、民間企業等で活躍する人材を登用した。 23年度:愛知芸術文化センターに舞台芸術の専門家を任期付職員として登用 など			充実・拡大	20										
136	民間企業等との人事交流の検討	○24年度に民間企業等との人事交流制度を導入し、24～26年度までの3年間で延べ6人の研修生を受け入れた。			充実・拡大	7											
137	社会人特別選考による教員採用の実施	○民間企業等での経験や特定の分野における優れた知識・技能を有する者を継続的に採用することで、多様な人材を確保した。(22～26年度 計72人) <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> </tr> <tr> <td>25人</td> <td>16人</td> <td>11人</td> <td>8人</td> <td>12人</td> </tr> </table>			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25人	16人	11人	8人	12人	継続	21	
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度													
25人	16人	11人	8人	12人													

第五次行革大綱					しなやか県庁創造プランへの引継		
主要取組事項	番号	個別取組事項	主な成果等（●は数値目標に対する実績）			区分	個別取組事項番号
	138	任期付職員制度の活用	○一定期間の業務増に対応するため、22～26年度で延べ87人の任期付職員を採用した。			継続	20
			22年度	23年度	24年度		
			17人	13人	12人	21人	24人
	139	再任用職員の活用	○常勤再任用の登用により、退職するベテラン職員の経験等の有効活用と若手職員への継承を図った。 (22～26年度 計162人)			継続	22
			22年度	23年度	24年度		
			24人	20人	20人	25人	73人
	140	再任用職員（教員）の活用	○ベテラン教員である再任用職員の能力・知識・経験を発揮し、初任者に対して教諭の職務遂行に必要な知識や技能を指導する体制を継続することで、初任者の資質向上を図った。 (初任者研修指導員 22～26年度 計379人)			継続	23
			22年度	23年度	24年度		
			50人	68人	64人	73人	124人
職員のモチベーションの向上	141	やりたい仕事挑戦制度の推進	○22～25年度で延べ154人が応募し、66人が合格した。 ○25年度については、公募途中の応募状況を周知するなど運用の改善を図り、応募者を倍増させた。 (24年度 30人 → 25年度 64人)			継続	14
	142	特別職や部局長との意見交換などの実施	○特別職や部局長との意見交換などの場を設けることにより、組織全体で組織目標や考え方を共有し、組織の一体感を高めるとともに、使命感を持って仕事に取り組む環境づくりを行った。				
	143	仕事の質の向上に関する職員表彰の実施	○22～25年度において計2,627件の取組の応募があり、そのうち、特に優秀な取組を行った職場・職員に対して知事表彰を実施するとともに、取組内容を県のHP等で紹介した。			充実・拡大	16
				22年度	23年度		
			応募数	498件	541件	744件	844件
		知事表彰件数	5件	6件	7件	5件	
職場環境の改善とメンタルヘルス対策	144	教員表彰の実施	○優れた教育活動に取り組む教職員を継続的に表彰することにより、教職員の意欲が高まり、能力の向上にもつながった。 (参考) 表彰人数 (22～26年度 計508人)			継続	17
			22年度	23年度	24年度		
			101人	101人	101人	101人	104人
	145	総実勤務時間の短縮（重点44）	○全庁一斉定時退庁日における定時退庁の徹底を図ることなどにより、時間外勤務縮減に向けた意識啓発を図った。			充実・拡大	28
	146	総合的なメンタルヘルス対策の推進	○メンタルヘルス研修や、部局・職場研修への保健師派遣、電話やメール相談窓口の活用、復帰訓練支援などのメンタルヘルス対策に取り組み、精神疾患に起因する要休業者数が、15年度～21年度までは増加傾向であったが、22年度以降、減少傾向となった。 (参考) 要休業者（精神疾患患者）の推移（延べ人数）				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
		93人	86人	70人	66人	70人	
147	管理監督者に対するメンタルヘルス研修の実施	○管理監督者向けメンタルヘルス研修やメンタルヘルス教室を実施した。			継続	34	
148	メンタルヘルス相談の実施	○精神科医師、保健師によるメンタルヘルス相談（面接、電話、メール）等を実施した。			継続	35	

第五次行革大綱				しなやか県庁創造プランへの引継																					
主要取組事項	番号	個別取組事項	主な成果等（●は数値目標に対する実績）	区分	個別取組事項番号																				
	149	職場復帰支援の実施	○職場復帰訓練に関する相談対応や職場復帰訓練時における傷害保険の措置の支援を実施した。	継続	36																				
透明性の高い県行政の推進	150	情報公開制度の適正な運用	○愛知県情報公開条例に基づき、情報公開の適正な運用を行った。 (参考) 各年度 情報公開請求・申出件数 <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>25,106件</td> <td>37,196件</td> <td>36,078件</td> <td>65,783件</td> </tr> </table>	22年度	23年度	24年度	25年度	25,106件	37,196件	36,078件	65,783件	継続	116												
	22年度	23年度	24年度	25年度																					
	25,106件	37,196件	36,078件	65,783件																					
151	物品等電子調達システムの対象範囲の拡大	○物品調達におけるオープンカウンタ（公開見積競争）の対象範囲を拡大した。 22年度：電気製品（本庁） 23年度：スポーツ用品、フォーム印刷（本庁） 24年度：荒物・雑貨、医療・理化学・計測機器、医薬品・試薬・農薬（本庁） 25年度：写真機器（本庁）、学校教材等（地方機関） 26年度：贈答用品（本庁）、警察用品・消防防災用品（地方機関）	継続	118, 120, 122																					
	152	契約状況の公表	○19年4月の契約状況の公表に基づく方針に基づき、支出に係る契約の内容等を四半期ごとに公表した。（閲覧・県HP掲載等）	継続	117																				
内部統制の徹底	153	コンプライアンス研修の充実	○所属長、職場研修担当班長、出納員等を対象に、監査結果や倫理規程等に関する講義内容を盛り込んだコンプライアンス研修を実施した。 (参考) 各年度延べ受講者数 <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>927人</td> <td>538人</td> <td>536人</td> <td>550人</td> </tr> </table>	22年度	23年度	24年度	25年度	927人	538人	536人	550人	継続	129												
	22年度	23年度	24年度	25年度																					
	927人	538人	536人	550人																					
	154	会計指導検査の実施	○毎年度、地方機関を対象とする会計指導検査、抜き打ちの会計指導特別検査を実施した他、23年度以降は地方機関の物品調達を対象にした納品確認検査を実施した。 (参考) 検査実施状況 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>会計指導検査</td> <td>120回</td> <td>133回</td> <td>118回</td> <td>119回</td> </tr> <tr> <td>会計指導特別検査</td> <td>70回</td> <td>71回</td> <td>40回</td> <td>40回</td> </tr> <tr> <td>納品確認検査</td> <td>—</td> <td>274回</td> <td>275回</td> <td>275回</td> </tr> </table>		22年度	23年度	24年度	25年度	会計指導検査	120回	133回	118回	119回	会計指導特別検査	70回	71回	40回	40回	納品確認検査	—	274回	275回	275回	継続	132
		22年度	23年度	24年度	25年度																				
会計指導検査	120回	133回	118回	119回																					
会計指導特別検査	70回	71回	40回	40回																					
納品確認検査	—	274回	275回	275回																					
155	監察の実施	○全機関を対象とする抜き打ちの監察を実施した。 (参考) 監察実施状況（延べ回数） <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>311機関458回</td> <td>309機関429回</td> <td>309機関471回</td> <td>309機関473回</td> </tr> </table>	22年度	23年度	24年度	25年度	311機関458回	309機関429回	309機関471回	309機関473回	継続	129													
22年度	23年度	24年度	25年度																						
311機関458回	309機関429回	309機関471回	309機関473回																						
156	公益通報制度の適正運用	○コンプライアンス研修や部局研修において、公益通報制度を周知し、適正運用を図った。	継続	129																					
157	監査機能の充実・強化	○公認会計士の専門的知識を活用した事務局監査、経済性、効率性及び有効性（3E）に重点を置いた監査及び随時監査（抜き打ち監査）など有効な監査を実施した。	充実・拡大	133																					
「仕事の質」向上運動の推進	158	「仕事の質」向上運動（仮称）の推進 ○22年度から、日常的に業務の工夫・改善を行う意識の定着を図るため、「仕事の質」を向上させるあらゆる取組を募集・表彰する「グッドジョブ運動」を実施。 ○職員への啓発のため、毎年度、職員研修会（外部講師による講演や知事表彰事例の紹介）を開催するとともに、24年度からは、応募取組例や他県の取組事例を紹介する「グッドジョブニュース」を発行するなど、全庁運動を推進した結果、応募件数は年々増加傾向した。 (参考) 応募件数の推移 22～25年度 計2,627件 <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>498件</td> <td>541件</td> <td>744件</td> <td>844件</td> </tr> </table>	22年度	23年度	24年度	25年度	498件	541件	744件	844件	充実・拡大	127													
22年度	23年度	24年度	25年度																						
498件	541件	744件	844件																						

第五次行革大綱				しなやか県庁創造プランへの引継	
主要取組事項	番号	個別取組事項	主な成果等(●は数値目標に対する実績)	区分	個別取組事項番号
政策形成機能の強化	159	施策等の企画立案における県民参画の推進	○施策や事務事業の企画立案段階からの県民の参画を推進した。 ＜例＞ ・事務事業評価調書について、県民等の意見を予算編成等に反映するため、県民意見を募集 ・審議会等への公募による構成員の参画を拡大 (22年5月 5機関等 → 26年5月 14機関等)	継続	128
	160	多様な手法による県民意見の把握	○23年度から「知事と語る集い」を、定めたテーマに深く関わる県民から意見を聴く「知事と語る会」としてリニューアルしたほか、24年度から県政世論調査の回数を年1回から年3回に拡充し、多様な項目について調査を行い、県民意見を適切に把握するよう努めた。	継続	128
	161	政策形成の機会の多様化	○22・23年度の「政策提案枠」、24年度からの「やりたい仕事応援制度」により職員からの事業提案を実施し、職員の企画立案能力の向上を推進した。 ○23年度からは「事業仕分けの手法を取り入れた外部有識者による公開ヒアリング」を実施し、外部有識者の提言を踏まえ、行財政改革の取組の具体化・実現を図った。	継続	126
	162	業務遂行に必要な知識や情報の共有化の推進	○「仕事の質」向上運動(グッドジョブ運動)で提案された業務の工夫・改善等の全取組(22～25年度 計2,627件)を職員専用システム上で公開するなど、業務に必要なノウハウ等の情報共有を図った。	継続	126
	163	行政マネジメントサイクルの見直し	○事業年度の評価結果を速やかに公開し、県民等から意見を募集(22～26年度の5年間で計1,037件)するとともに、評価結果のその翌年度の予算編成への反映状況を公表するなど、マネジメントサイクルの短縮化・県民参加の方式を確立した。	リニューアル	111

## 行革大綱に係る重点改革プログラム重点改革項目の取組実績

＜しなやか県庁創造プランへの引継の「区分」について＞

完了 : 所期の目的を達成し、しなやか県庁創造プランには位置づけのないもの 13項目  
 リニューアル: リニューアルして、しなやか県庁創造プランの新規取組として実施するもの 1項目  
 継続 : 引き続き取組を実施するもの 29項目  
 充実・拡大 : 取組に新たな視点を加えるなど、充実・拡大して実施するもの 3項目 } しなやか県庁創造  
 プランの継続取組 計32項目  
 ⇒ 合計 46項目

行 革 大 綱 に 係 る 重 点 改 革 プ ロ グ ラ ム			しなやか県庁創造プランへの引継																											
連番	重点改革項目	主 な 成 果 等	区分	個別取組 事項番号																										
1	芸術文化センターへの指定管理者制度の導入などによる活性化	(栄施設) ○より柔軟で効果的な運営と一層の活性化を目指し、26年4月に芸術劇場及び文化情報センターを対象とする指定管理者制度を導入した。 ○サービス向上・利用促進の取組を検討し、24年度から順次実施した。 ・劇場利用受付期限の改正、インターネットによる申請様式の提供 ・芸術劇場の利用時間の拡大(26年度～)、キャンセル料の設定(26年度～)のため、関係条例を改正 等  (図書館) ○25年4月に施設管理業務を対象とした指定管理者制度を導入した。	完了																											
2	陶磁資料館への指定管理者制度の導入などによる活性化	○25年6月に「愛知県陶磁美術館」へ名称変更し、愛称(セラミアム)及びマスコットキャラクター(とうじっち)を活用した広報活動を展開した。 ○企業のCSR活動の誘致や、リノモ周辺施設との連携事業など新たな館の魅力を引き出す民間のアイデアや活力を導入した方策等を検討し、24年度から順次実施した。 ○施設管理業務を中心とした指定管理者制度の導入について検討したところ、業務委託の大部分を長期継続契約とするなどして既に経費を大きく削減しており、制度導入による経費削減効果は見込めないため、導入は見送り、引き続き管理運営の更なる合理化・効率化を推進することとした。	完了																											
3	ネーミングライツの積極的な導入	○23年8月に策定したネーミングライツ導入ガイドラインにより、ネーミングライツの導入を推進した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">24年度</td> <td>歩道橋7箇所(10月)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25年度</td> <td>森林公園ゴルフ場(4月)、歩道橋3箇所(10月)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">26年度</td> <td>海陽ヨットハーバー(4月)、武道館(4月)</td> </tr> </table> ○公募施設の拡大に向けて、導入可能性調査を実施した。(24～25年度) ○歩道橋は、26年度から原則全橋を対象に通年で公募。 一宮総合運動場・口論義運動公園は9月から11月に公募を実施。	24年度	歩道橋7箇所(10月)	25年度	森林公園ゴルフ場(4月)、歩道橋3箇所(10月)	26年度	海陽ヨットハーバー(4月)、武道館(4月)	継続	159																				
24年度	歩道橋7箇所(10月)																													
25年度	森林公園ゴルフ場(4月)、歩道橋3箇所(10月)																													
26年度	海陽ヨットハーバー(4月)、武道館(4月)																													
4	未利用財産の活用方法への民間からの提案募集	○24年2月から県ホームページに未利用地リストを掲載して民間からのアイデア募集を開始し、提案のあったアイデアについて具体的な活用を検討した。	継続	66																										
5	県有地や県施設の空きスペースの活用の拡大	○24年2月から、定期借地権設定による貸付の一般競争入札を実施した。 ○23年度から、有料駐車場としての貸付の一般競争入札等を順次実施した。 ○24年3月に策定した「県有地活用による福祉施設整備事業実施要綱」に基づき、貸付を実施した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>用途</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高蔵寺ニュータウン内県有地</td> <td>高齢者福祉施設用地</td> <td>25年8月貸付契約締結</td> </tr> <tr> <td>豊川市小坂井町内県有地</td> <td>障害者福祉施設用地</td> <td>26年2月事業者決定</td> </tr> <tr> <td>高蔵寺ニュータウン内県有地</td> <td>障害者福祉施設用地</td> <td>26年10月事業者決定</td> </tr> </tbody> </table> ○県営住宅の建替えに伴う未利用地の活用を図った。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>用途</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枇杷島住宅跡地</td> <td>高齢者福祉施設用地</td> <td>24年1月売却</td> </tr> <tr> <td>西御堂住宅用地の一部</td> <td>高齢者福祉施設用地</td> <td>25年9月貸付契約締結</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">岩崎住宅用地の一部</td> <td>高齢者福祉施設用地</td> <td>26年6月貸付契約締結</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉施設用地</td> <td>26年2月事業者決定</td> </tr> </tbody> </table>	名称	用途	備考	高蔵寺ニュータウン内県有地	高齢者福祉施設用地	25年8月貸付契約締結	豊川市小坂井町内県有地	障害者福祉施設用地	26年2月事業者決定	高蔵寺ニュータウン内県有地	障害者福祉施設用地	26年10月事業者決定	名称	用途	備考	枇杷島住宅跡地	高齢者福祉施設用地	24年1月売却	西御堂住宅用地の一部	高齢者福祉施設用地	25年9月貸付契約締結	岩崎住宅用地の一部	高齢者福祉施設用地	26年6月貸付契約締結	障害者福祉施設用地	26年2月事業者決定	継続	66
名称	用途	備考																												
高蔵寺ニュータウン内県有地	高齢者福祉施設用地	25年8月貸付契約締結																												
豊川市小坂井町内県有地	障害者福祉施設用地	26年2月事業者決定																												
高蔵寺ニュータウン内県有地	障害者福祉施設用地	26年10月事業者決定																												
名称	用途	備考																												
枇杷島住宅跡地	高齢者福祉施設用地	24年1月売却																												
西御堂住宅用地の一部	高齢者福祉施設用地	25年9月貸付契約締結																												
岩崎住宅用地の一部	高齢者福祉施設用地	26年6月貸付契約締結																												
	障害者福祉施設用地	26年2月事業者決定																												

行 革 大 綱 に 係 る 重 点 改 革 プ ロ グ ラ ム			しなやか県庁創造プランへの引継	
連番	重点改革項目	主 な 成 果 等	区 分	個別取組 事項番号
6	ふれあい広場の廃止	○27年度末までに廃止できるよう地元市等と調整した。 ・25年12月に昭和ふれあい広場を廃止 (参考) 残る3ふれあい広場について ・守山ふれあい広場：27年4月に廃止予定 ・東ふれあい広場：引き続き関係者間で調整 ・緑ふれあい大高広場：引き続き関係者間で調整	継続	71
7	愛知こどもの国の見直し	○25年3月に地元市等と調整・検討の上、当面県立児童遊園として存続し、地元団体を管理運営主体とするとともに、一部機能の見直し(遊具等の廃止・地元団体への移譲等)をするなどの改革案を公表した。25年12月議会で条例改正、指定管理者の指定議案の議決を行い、26年4月に地元団体による指定管理を開始した。	完了	
8	勤労福祉会館等の早期廃止	○26年4月に一宮勤労福祉会館を一宮市へ移管した。 ○28年度までに尾西勤労青少年福祉センターを廃止できるよう一宮市と協議中。	継続	76
9	野外教育センターの見直し	○自然体験活動指導者向けの体験プランの実施、冬季合宿プランの実施(23年度)、合宿応援プランの実施、地域の特性を活かした体験学習プログラムの拡充(24年度～)など、利用率向上策を検討し、順次実施した。 ○施設のあり方について、老朽化や県有施設としての必要性を勘案しながら検討した。	継続	69
10	岡崎総合運動場の見直し	○岡崎市への施設の移管に向けて、現在の指定管理期間が28年3月に終了することも考慮しながら、移管条件について同市と協議している。	継続	81
11	愛知県体育館の利用拡大	○平日利用の促進(各種教室の開催など)、個人利用の促進(プール・トレーニング室の利用時間の見直しなど)等、サービス向上・利用促進の取組を順次実施した。	継続	82
12	愛知県スポーツ会館の見直し	○施設のあり方について検討した結果、生涯スポーツの推進拠点として位置づけるとともに、新たな魅力・付加価値を持たせるため、ランナーズステーションの設置、大学の体育授業での活用など、幅広い年齢・用途に応じて利用しやすい環境整備を27～28年度で行い、さらなる利用者の増加を図ることとした。	完了	
13	効果的・効率的な庁舎等の利用・管理	○「県有施設活用・保守管理プログラム」を順次策定した。 ・24年2月に第一次分(16施設)、25年2月に第二次分(16施設)、26年3月に第三次分(2施設)を策定 ○循環器呼吸器病センターについては、跡地の一部を利用して運営していた「がんセンター尾張診療所」を26年4月に廃止したことを踏まえ、跡地の売却等ができるよう、必要な準備を実施している。(27年2月に入札実施予定)	充実・拡大	62～64
14	産業技術研究所の組織・運営の見直しと資産の利活用	○24年1月に「産業技術研究所」と「知の拠点あいち」の産学行政共同研究開発施設を統合して「あいち産業科学技術総合センター」を設置し、同年2月から業務を開始した。 ○三河繊維技術センター豊橋分場の機能を24年4月から同センター本場に集約した。	完了	
15	農業総合試験場の組織・運営の見直しと資産の利活用	○野菜に関する研究拠点のうち、園芸研究部特産野菜研究室(弥富市)を27年3月までに廃止し、農業総合試験場本場(長久手市)に集約することを決定した。	完了	

行 革 大 綱 に 係 る 重 点 改 革 プ ロ グ ラ ム			しなやか県庁創造プランへの引継									
連番	重点改革項目	主 な 成 果 等	区分	個別取組 事項番号								
16	レクリエーション・スポーツ施設及び文教施設の利用拡大	○施設の設置目的に応じて、より一層の利用拡大に向けた取組を毎年度実施した。 【取組例】 ・女性総合センター ⇒ 貸施設の休館日廃止、利用予約の早期受付開始など（23年度～） ・あいち健康プラザ ⇒ 健康宿泊館の休館日廃止、健康科学館の年間バス導入 トレーニングルームの定期券導入など（23年度～）	充実・拡大	82								
17	県が出資している株式会社への適切な配当要求	○各法人の決算や内部留保の状況等を毎年度確認しながら適切な配当を要求した。 ○県が主要な出資者である株式会社13社のうち3社で配当実施中。 （名古屋空港ビルディング(株)、名古屋競馬(株)、名古屋埠頭(株)）	継続	142								
18	税外債権の徴収強化	○24年度から定期的に自己検査を実施した。 ○24年度から新たに5事業の貸付金の回収業務を民間に委託した。 《民間委託実施債権》 ・高度化事業貸付金（24年度限り） ・高等学校等奨学金貸付金 ・母子寡婦福祉資金貸付金 ・高齢者住宅整備資金貸付金 ・障害者住宅整備資金貸付金	継続	160								
19	国等関係団体 会費・負担金 の見直し	○法的根拠がなく、有用性や費用対効果が薄れているもの等について、見直しを実施した。 ・24年度当初予算において、15件を廃止、67件を縮減 ・25年度当初予算において、12件を廃止、47件を縮減 ・26年度当初予算において、7件を廃止、33件を縮減	継続	165								
20	教職員住宅 の見直し	○24年4月に作手地区住宅4戸を廃止した。 （27年度末までに設楽地区以外の住宅を廃止する予定）	継続	85								
21	公舎の見直し	○三の丸公舎（96戸）を27年度末までに57戸に集約する。 ○心身障害者コロニーの職員宿舎（26戸）については25年度末に8戸を廃止した。（残り18戸は27年度末までに順次廃止。独身寮（140戸）については、必要な規模、あり方を再検証中。） ○段戸山牧場公舎（20戸）を23年度末に12戸に集約した。 ○農業総合試験場公舎（5戸）を24年11月に、農業総合試験場公舎（26戸）及び農業大学校公舎（10戸）を25年度末に廃止した。	継続	84								
22	待機宿舎の見直し	○統廃合を含めた合理的かつ効率的な配置を検討するとともに、不要となった宿舎13棟を順次取り壊した。 <table border="1" data-bbox="411 1328 1094 1406"> <thead> <tr> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度予定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法華</td> <td>瀬戸（2）、 大森（2）</td> <td>豊川、岩塚、 春日井</td> <td>猪高（2）、岩塚、 春日井、千秋</td> </tr> </tbody> </table>	23年度	24年度	25年度	26年度予定	法華	瀬戸（2）、 大森（2）	豊川、岩塚、 春日井	猪高（2）、岩塚、 春日井、千秋	継続	86
23年度	24年度	25年度	26年度予定									
法華	瀬戸（2）、 大森（2）	豊川、岩塚、 春日井	猪高（2）、岩塚、 春日井、千秋									
23	印刷業務の早期廃止	○24年度末をもって事業廃止した。 （職員定数7人を削減）	完了									
24	消費生活相談 体制の見直し	○消費生活相談体制の見直しについて検討の上、県と市町村の役割分担を踏まえた組織体制の再編計画を策定し、25年11月に市町村へ提示した。 【再編計画概要】 ・現在8か所の県民生活プラザ内に設置した消費生活相談窓口を、消費生活相談の専門窓口として1か所の「消費生活総合センター」に拠点集約し、機能強化 ・広域性・専門性の高い相談にも対応できる相談体制や市町村への支援体制を充実・強化し、「地域における中核的相談機関（センター・オブ・センターズ）」にふさわしい体制へ整備 ・「消費生活総合センター」は27年度に設置。その他の相談窓口については「消費生活相談室」として27年度以降も存置するが、市町村窓口の整備状況を踏まえながら順次縮小・廃止し、31年4月までには「消費生活総合センター」へ完全移行（豊田加茂県民生活プラザの相談機能については既に管内市の相談体制が整っているため、27年3月末までに廃止）	継続	44								

行 革 大 綱 に 係 る 重 点 改 革 プ ロ グ ラ ム			しなやか県庁創造プランへの引継	
連番	重点改革項目	主 な 成 果 等	区分	個別取組 事項番号
25	環境調査センターの組織・運営の見直し	○24年3月に組織・運営のあり方の方向性を示した中期計画を策定し、PFI手法を用いたセンター施設の建替え準備を進めるとともに、建替え後の具体的な組織・運営のあり方について検討中。	継続	50
26	海外産業情報センター業務の見直し	○センターの機能、運営方法等を検討し、25年3月策定の「あいち国際戦略プラン」において見直しの方針を公表した。 ・26年2月にサンフランシスコセンターを廃止 ・26年4月にバンコクセンターを開設 ・27年3月にパリセンターを廃止（予定）	完了	
27	高等技術専門校の見直し	○事業実施体制の見直しの方向性について、愛知県職業能力開発審議会へ諮問し、25年3月に答申を得た。この答申に基づき、高等技術専門校の運営の改革を図っていく。 【答申の内容】 ・運営の合理化を図るため、一宮高等技術専門校を名古屋高等技術専門校の分校、高浜高等技術専門校を岡崎高等技術専門校の分校とする ・寮業高等技術専門校を候補として指定管理者制度の導入を検討 ○モノづくり総合科を23年度に岡崎校、24年度に名古屋校で設置した。	継続	74
28	犬山国際ユースホステルの見直し	○地元移管の可能性について、犬山市と調整中。	継続	75
29	労働協会の見直し	○24年3月に「愛知県労働協会のあり方に関する検討会議」から受けた提言を踏まえ、25年3月に労働協会が「愛知県労働協会中長期計画」を策定した。	完了	
30	雇用開発協会の見直し	○23年度末をもって廃止した。	完了	
31	農林公社の見直し	○25年2月に民事再生による法的整理の手続を開始した。同年8月に債務整理を実施し、26年3月に農地保有合理化事業を廃止した。 【民事再生の基本方針】 ・農地保有合理化事業は廃止（25年度末） ・分収造林事業は基本的に県が承継（27年度末） ・再生期間は分収林契約の契約者との調整期間を考慮し3年（27年度末に解散予定）	継続	144
32	地方3公社の見直し	○土地開発公社については、25年1月に「愛知県土地開発公社のあり方に関する方針〈今後の方向性〉」を策定・公表した。今後の事業規模、国のプロジェクト事業等への対応、保有土地処分（再取得）を見極めつつ、固有職員の処遇にも配慮のうえ、他団体との統合も視野に入れ、公社のスリム化を図る。 ○道路公社については、経営改善の取組を実施した。また、PFI法に基づくコンセッションの進展状況に応じて、道路公社の組織・運営のあり方について検討している。 ○住宅供給公社については、中期経営計画により経営改善の取組を実施した。（分譲住宅事業（未売却地の処分）について、25年5月にサンヒル上之山の造成工事を再開し、25年度末までに計画宅地数201宅地のうち170宅地の引渡を完了）	リニューアル	139, 140, 145
33	名古屋港の運営の民営化の検討	○民間によるコンテナターミナルの運営を可能とする港湾運営会社制度の活用検討状況について名古屋港管理組合から情報収集を行った。 ・26年11月に名古屋港埠頭（株）が特例港湾運営会社として指定を受けた。	継続	148



行 革 大 綱 に 係 る 重 点 改 革 プ ロ グ ラ ム			しなやか県庁創造プランへの引継																					
連番	重点改革項目	主 な 成 果 等	区分	個別取組 事項番号																				
34	生涯学習推進センターの見直し	<p>○県と市町村の役割分担を明確化し、24年度から生涯学習施策をより広域的・専門的に推進する体制に移行した。</p> <p>【見直し内容】 (廃止) ・登録学習サークルへの研修室等の貸出廃止 など (広域的・専門的施策への見直し) ・市町村と高等教育機関等の連携促進 ・市町村単位で開催が困難な指導者研修の充実 ・生涯学習情報システム「学びネットあいち」の充実 など</p>	完了																					
35	水道事業の一層の経営効率化	<p>○浄水場排水処理施設に関するPFI導入について、愛知用水地域、三河地域に次いで3例目となる尾張地域（尾張西部浄水場及び犬山浄水場）に係る事業者を選定（26年度中に契約予定）</p> <p>○未利用地の有効活用を推進（23年度に1件売却）</p>	継続	93																				
36	県立病院のあり方の検討	<p>○がんセンター愛知病院及び城山病院の機能・役割の検討結果も踏まえ、25年4月に第2次県立病院経営中期計画を策定した。</p> <p>○がんセンター愛知病院については、岡崎市民病院との機能分担等について関係機関と協議・検討を行い、第2次県立病院経営中期計画にその目指す方向や取組などを明記した。</p> <p>○城山病院については、官民の役割分担の観点から改築計画を見直し、24年度に実施設計を行い、25年度から改築工事を実施。</p>	継続	135, 136																				
37	福祉医療制度の見直し	<p>○25年6月に「福祉医療制度についての現段階での基本的考え」を公表した。</p> <p>【基本的考え】 ・当面、一部負担金の導入はしないことを決定。制度が持続可能なものとなるよう、引き続き様々な観点から議論を継続。 ・所得制限の導入については、社会保障・税番号制度の導入の動向も踏まえながら、この点に関する研究は引き続き深めていく。</p>	継続	112, 165																				
38	私学助成の見直し	<p>○高校經常費補助金について、私学関係者との調整を図りながら、公立決算値を基に私学の標準的運営費を算出して補助する方式への移行を検討した。25年9月に私学団体から公立標準運営費方式導入検討を一時凍結（3年間）する申入れを受けた。</p>	継続	112, 165																				
39	時限設定の徹底による見直し	<p>○県単独事業の時限設定（原則5年以内）を徹底し、終期到来時には廃止を前提に見直しを検討した。</p> <p>・24年度当初予算において、14事業を廃止 ・25年度当初予算において、8事業を廃止 ・26年度当初予算において、18事業を廃止</p>	継続	166																				
40	県単独市町村補助金の統合	<p>○段階的に市町村の利便性を高める見直しを検討した。</p> <p>・24年度当初予算において、緊急市町村地震防災対策事業費補助金の一部補助メニューを統合 ・26年度当初予算において、緊急市町村地震防災対策事業費補助金と市町村消防施設費補助金を統合し、南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金を創設</p>	継続	165																				
41	県から市町村への権限移譲の推進	<p>○策定した移譲計画に基づき事務の移譲を受ける市町村に対し、市町村権限移譲特別交付金を交付（24年度～26年度）した。</p> <p>【移譲計画に基づく事務移譲数（移譲モデルのメニュー単位、移譲事務ごとの受入市町村数の合計）】</p> <p>・25年度分：延べ43 ・26年度分：延べ38</p>	継続	100																				
42	県・市町村の連携協力による滞納整理	<p>○23年度に地方税滞納整理機構（県内6ブロック）を設置し、積極的な滞納整理の実施により、3年連続で50%を超える徴収率を確保した。</p> <p>○26年度以降も原則3年間存続させることとした。</p> <p>〔徴収実績〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>引継滞納金額</th> <th>徴収額</th> <th>徴収率</th> <th>目標徴収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23年度</td> <td>約52億円</td> <td>約28億円</td> <td>53.3%</td> <td>30%以上</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>約51億円</td> <td>約28億円</td> <td>55.4%</td> <td>前年度以上</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>約52億円</td> <td>約27億円</td> <td>52.4%</td> <td>前年度以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔参加市町村〕43団体（23年度）→47団体（26年4月）</p>		引継滞納金額	徴収額	徴収率	目標徴収率	23年度	約52億円	約28億円	53.3%	30%以上	24年度	約51億円	約28億円	55.4%	前年度以上	25年度	約52億円	約27億円	52.4%	前年度以上	継続	157
	引継滞納金額	徴収額	徴収率	目標徴収率																				
23年度	約52億円	約28億円	53.3%	30%以上																				
24年度	約51億円	約28億円	55.4%	前年度以上																				
25年度	約52億円	約27億円	52.4%	前年度以上																				

行 革 大 綱 に 係 る 重 点 改 革 プ ロ グ ラ ム			しなやか県庁創造プランへの引継	
連番	重点改革項目	主 な 成 果 等	区分	個別取組 事項番号
43	定員の適正管理	○「事務事業・予算・人員」をセットで見直すことを基本に、業務量の減少をより厳密に精査するとともに、過去10年程度の業務量の推移を点検し、適正に人員見直しに反映した。 ・22～26年度の定数削減目標500人に対し、510人を削減	継続	56
44	時間外勤務の縮減	○時間外勤務の縮減対策を徹底した。(時間外勤務縮減キャンペーンの実施等) ・1人平均133時間以下の目標に対し、25年度実績139.8時間	充実・拡大	28
45	特殊勤務手当の見直し	○25年4月に、日額手当について、支給基準・支給額等を見直した。 ・社会福祉業務手当、防疫検査手当、深夜特殊業務等手当、夜間教育課程勤務手当等 ○26年4月に、月額手当について、支給方法・支給額等を見直した。 ・税務手当、実務訓練指導手当、社会福祉業務手当	完了	
46	技能労務職員の給与の見直し	○技能労務職員に係る職員定数の適正化等を進めるとともに、24年度から適用給料表等について見直しを実施し、24年度における技能労務職員の総人件費について、19年度比で2割を上回る削減(△22.1%)となった。	完了	

## 索引

### あ行

ICT …… 49, 79  
あいち海上の森センター …… 29, 68  
あいち産業科学技術総合センター ……  
22, 61  
あいち人材育成ビジョン ……  
8, 12, 16, 17, 50  
一部事務組合 …… 40, 42, 85  
犬山国際ユースホステル …… 29, 68  
インターンシップ …… 35, 75  
運転免許試験場 …… 31, 71  
衛生研究所 …… 22, 31, 71  
NPO …… 1, 9, 13, 34, 49, 74  
公の施設一覧 …… 29  
岡崎総合運動場 …… 29, 68  
オープンデータ …… 35, 49, 76

### か行

環境調査センター …… 22, 31, 61, 71  
がんセンター研究所 …… 22, 61  
管理事業 …… 9, 36, 38, 45, 49, 77, 78, 91  
キャリア …… 16, 19, 50, 55  
行革効果額 …… 2, 49, 87  
教職員住宅 …… 69  
行政評価 …… 36, 37, 45, 77, 78, 91  
グッドジョブ運動 ……  
9, 17, 38, 39, 49, 53, 80, 81  
クラウド …… 38, 49, 79  
繰入運用 …… 5, 9, 43, 49, 86, 87  
競馬組合 …… 40, 85  
県営住宅 …… 12, 29, 65, 68  
県関係団体 …… 2, 9, 40, 41, 49, 83  
権限移譲 …… 9, 32, 33, 49, 73  
県税 …… 5, 44, 49, 88, 89

県民生活プラザ …… 22, 60  
県立高等学校 …… 68  
県有地の信託 …… 40, 41, 42, 85  
広域連携 …… 33, 49, 73  
公営企業 …… 14, 40, 41, 49, 81, 82  
公園 …… 29, 31, 40, 67  
高等技術専門校 …… 29, 68  
根源的問い直しWG …… 46, 47  
コンセッション方式 …… 30, 31, 71

### さ行

財務諸表 …… 36, 45, 77, 78, 91  
私学振興事業財団 …… 40, 84  
試験研究機関 …… 20, 22, 61  
自主財源 …… 9, 44, 49, 86, 88, 90  
児童(・障害者)相談センター …… 60  
しなやか県庁創造プラン推進PT ……  
46, 47  
事務事業の見直し ……  
9, 36, 37, 45, 46, 47, 49, 77, 91  
社会保障・税番号制度 …… 79  
住宅供給公社 …… 40, 41, 83, 84  
出資法人(出資する法人、出資している  
法人) …… 14, 40, 41, 84  
出張所 …… 60  
情報システム …… 38, 49, 79  
使用料 …… 44, 88  
職員定数 …… 1, 2, 7, 8, 23, 48, 63  
女性職員 …… 8, 16, 18, 19, 48, 55  
ジョブローテーション …… 50  
審議会 …… 48, 58, 59  
人事交流 …… 17, 51  
人事評価 …… 8, 17, 19, 50, 52, 56  
心身障害者コロニー …… 22, 29, 67

進捗管理指標(一覧) ..... 48  
森林・林業技術センター ..... 22, 61  
水産試験場 ..... 22, 61  
推進体制 ..... 22, 46  
税外債権 ..... 49, 89, 90  
総勤務時間 ..... 19, 56

## た行

大学 ..... 1, 9, 13, 35, 49, 61, 74, 75  
待機宿舎、待機寮 ..... 69, 70  
第三セクター ..... 9, 40, 41, 83, 84  
知的財産 ..... 22, 48, 61, 62  
地方機関 ..... 8, 20, 22, 60  
地方財政健全化法 ..... 41, 43, 84, 86  
地方独立行政法人 ..... 41, 82  
道路公社 ..... 30, 40, 41, 71, 83  
土地開発公社 ..... 40, 41, 83, 84  
特例的な県債 ..... 6, 43, 45, 86  
豊川浄化センター ..... 31, 71

## な行

名古屋給与事務所 ..... 22, 60  
名古屋港管理組合 ..... 40, 85  
ネーミングライツ ..... 44, 66, 89  
農業総合試験場 ..... 22, 27, 61  
農業大学校 ..... 29, 68  
農林公社 ..... 40, 84

## は行

P F I ..... 8, 30, 31, 45, 49, 70, 71  
(新たな) P D C A ..... 36, 37, 77  
東三河県庁 ..... 22, 60  
尾西勤労青少年福祉センター ..... 29, 68  
ビッグデータ ..... 35, 76  
病院事業 ..... 40, 41, 82

物品等の調達 ..... 38, 79  
ふれあい広場 ..... 29, 67  
プロジェクトチーム ..... 22, 48, 58, 59  
本庁組織 ..... 8, 20, 21, 58

## ま行

南知多老人福祉館 ..... 29, 67  
民間委託 ..... 8, 23, 30, 45, 63, 66, 70  
メンタルヘルス ..... 16, 19, 57  
モチベーション ..... 16, 17, 48, 53

## や行

やりたい仕事挑戦制度 ..... 17, 48, 53

## ら行

ラダー型運用 ..... 44, 89, 90  
流域下水道事業 ..... 29, 82  
老朽化対策 ..... 8, 25, 26, 37, 65

## わ行

ワーク・ライフ・バランス .....  
8, 16, 19, 48, 56

# しなやか県庁創造プラン

## (愛知県第六次行革大綱)

平成 26 年 12 月

作成・発行 愛知県

所在地 〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電 話 052-954-6026 (ダイヤルイン)

総務部総務課行政改革推進グループ

ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/somubu-somu/gyoukaku/index.html>